



# Investment in Italy

## イタリア投資ガイド

2020

---

[home.kpmg/it](https://home.kpmg/it)

# Investment in Italy

## イタリア投資ガイド

### はじめに

**イタリア投資ガイド**は、海外進出を検討されている、または事業展開されている皆さまに有益な情報を提供することを目的としてKPMGが発行している投資ガイドシリーズの1つであり、KPMGイタリアが作成したものである。

本冊子に記載した情報は2019年12月末現在の情報に基づいており、その正確性については細心の注意を払って確認している。

本冊子の目的はイタリアにおける投資またはビジネスについて一般的なガイドラインを提供することであるが、読者はその法律の一般的な枠組みおよびその基礎となる詳細な制度が頻繁に変更される可能性がある点に留意する必要がある。したがって、具体的な意思決定をする前には専門家によるさらなるアドバイスを求める必要があり、また、戦略を決定してからそれを実行するまでに大きな時間の経過がある場合には、その戦略に基づき提案するアドバイスをもとに判断する必要があることに留意されたい。

なお、本冊子は、KPMGイタリアが2020年6月に発行した「Investment in Italy」を翻訳したものである。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、リンク先の英語原文が優先するものとする。

[https://home.kpmg/content/dam/kpmg/it/pdf/2020/06/KPMG\\_Investment-In-Italy\\_2019.pdf](https://home.kpmg/content/dam/kpmg/it/pdf/2020/06/KPMG_Investment-In-Italy_2019.pdf)

KPMGイタリア グローバルジャパニーズプラクティス

2020年12月

# 目次

<b>1.イタリアの概要</b>	<b>6</b>
1.1 交通網	7
1.2 イタリア経済の概要	9
1.3 イタリア企業の民間投資	12
<b>2.投資家に対するインセンティブ</b>	<b>15</b>
2.1 ヨーロッパが提供する主な資金および融資	15
2.2 イタリア政府から提供される主なインセンティブ	17
2.3 地域投資	18
<b>3.会社設立または企業買収：法律的側面</b>	<b>21</b>
3.1 外国人投資家	21
3.2 会社法	21
3.3 M&A取引	24
3.4 企業刑事責任	25
<b>4.会計および報告</b>	<b>27</b>
4.1 法的枠組みおよび規制	27
4.2 要件	27
4.3 必須となる帳簿	27
4.4 会計記録の言語	27
4.5 会計記録の海外での保管	28
4.6 財務諸表	28
4.7 国際財務報告基準（IFRS）	28
4.8 年度末財務報告および税務申告書の提出ならびに納税の期限	32
4.9 会計帳簿および記録の適切な作成を怠った場合	34
4.10 電子インボイス	34
<b>5.法人所得税制</b>	<b>36</b>
5.1 国内税務	36
5.2 国際税務	44
5.3 租税回避防止策	50
<b>6.移転価格</b>	<b>55</b>
6.1 一般原則	55
6.2 文書化の問題	55
6.3 罰則	56
6.4 国際的に事業を展開している企業に対する事前の税務合意	56
<b>7.個人所得税制</b>	<b>60</b>
7.1 総則	60
7.2 課税所得	60
7.3 非課税項目および人的控除	62
7.4 税率	63

7.5 管理および申告要件	63
7.6 その他の税金	64
7.7 国際税務	64
<b>8.雇用法および入国管理</b>	<b>68</b>
8.1 雇用法	70
8.2 入国管理	71
<b>9.付加価値税（VAT）</b>	<b>74</b>
9.1 課税対象	74
9.2 税率	74
9.3 登録	75
9.4 VATグループ	75
9.5 申告書	77
9.6 VATの回収（還付／相殺控除）	80
9.7 商品およびサービスの国際取引	82
9.8 インボイス	83
9.9 小売業者による毎日の領収書の電子報告	83
9.10 事業譲渡	83
9.11 VATの選択	83
9.12 本支店間取引	83
9.13 不良債権	83
9.14 租税回避防止	83
9.15 罰則	84
<b>10. 関税・間接税、輸入VAT</b>	<b>86</b>
10.1 欧州共同体法および関税制度	86
10.2 通関手続き	86
10.3 経済的影響を伴う停止措置および通関手続き（UCCに基づく特別な手続）	87
10.4 認定事業者（AEO）	87
10.5 拘束的関税分類情報（BTI）および拘束的原産地情報（BOI）	88
10.6 関税決定システム	88
10.7 輸出者登録システム（REXシステム）	88
10.8 デュアルユース	88
10.9 物品税	89
10.10 輸入VAT	89
10.11 イタリアの税関当局との関係	89
10.12 プレグジット	89
10.13 トランプ米大統領とEU対米国の貿易戦争	89
10.14 新しい輸出業者の定義	90
<b>11. 税務紛争の解決</b>	<b>92</b>
11.1 税務当局との協議を可能にする公式手順	92
11.2 税務調査	94
<b>12.イタリアへの投資方法</b>	<b>96</b>
12.1 取引形態	96
12.2 イタリアでの上場 - 概要	100
<b>用語解説</b>	<b>101</b>



# 1.イタリアの概要

イタリアの人口はおよそ6,050万人で、20の州に分かれている。これらの州のうち5つの州（ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ・アルト・アディジェ州、フリウリ・ベネツィア・ジューリア州、シチリア州、サルデーニャ州）には特別自治権があり、その地域独自の法律を自ら施行することが認められている。

イタリアはさらに107の県、14の大都市、およそ8,000の地方自治体に分かれている。2019年には、合併を通じて新たに31の地方自治体が誕生し、65の地方自治体が消滅した。

ラツィオ州に位置するローマはイタリア最大の都市である（人口およそ290万人）。ロンバルディア州のミラノ（140万人）、カンパニア州のナポリ（100万人）、ピエモンテ州のトリノ（90万人）、シチリア州のパレルモ（70万人）もイタリアの大都市である。

主な商業地域はイタリア北部に所在している（ロンバルディア州、ピエモンテ州、ヴェネト州）。イタリアの人口の大半（64%）は15歳から64歳の年齢層に属している。65歳以上の人口の割合は上昇しており、現在23%、残りの13%は0歳から14歳の年齢層である。

## 1.1 交通網

### 空港



イタリアにはおよそ130の空港があり、年間で1億9,300万人の乗客と110万トンの貨物を取り扱っている。

ローマ近郊にあるレオナルド・ダ・ヴィンチ国際空港（フィウミチーノ空港）はイタリア最大の国際空港の1つであり、年間4,400万人の乗客に対応している。

### 鉄道



年間8億人以上の乗客と9,000万トンを超える貨物輸送を鉄道で取り扱っている。

イタリアはヨーロッパで最も安全とされる鉄道網のうちの1つを有し、総延長距離16,779kmを誇る。ドイツ、フランス、ウクライナに次いでヨーロッパで4番目に大きな規模のネットワークを有している。

高速鉄道サービスが既にイタリアの主要都市を繋いでおり、さらに拡大を続けている。

## 港湾



イタリアにはおよそ42の主要な港があり、年間5,300万人の乗客と4億9,100万トンの貨物を取り扱っている。

その他に309の港がおよそ7,400kmの海岸線に分散している。

## 道路



イタリアには国道道路網がおよそ250,000kmにわたって張り巡らされている。

高速道路網はおよそ7,000km以上に及び、ヨーロッパの高速道路網のおよそ10%を占めている。

## 1.2 イタリア経済の概要

### 1.2.1 イタリアの主なマクロ経済指標：2013年から2020年

	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020 (予測)
実質GDP (10億ユーロ)	1,642	1,643	1,654	1,677	1,707	1,718	1,722	1,728
GDP (対前年比増減率)	-1.7%	0.2%	0.8%	1.3%	1.6%	0.8%	0.2%	0.3%
失業率 (労働人口に占める割合)	12.1%	12.6%	11.9%	11.7%	11.3%	10.6%	10.0%	10.0%
平均名目賃金上昇率	2.1%	2.5%	2.5%	0.4%	0.6%	0.8%	0.8%	0.6%
消費者物価指数	1.2%	0.2%	0.1%	0.0%	1.3%	1.2%	0.6%	0.7%
財とサービスの輸出 (増減率)	0.9%	2.4%	4.2%	2.3%	6.3%	1.0%	2.3%	0.7%
財とサービスの輸入 (増減率)	-2.3%	3.1%	6.6%	3.9%	5.6%	2.0%	1.3%	2.7%

出典：Economist Intelligence Unit

### 1.2.2 基幹産業の概要

イタリア経済は、440万の非常にダイナミックな企業が数多くのさまざまな業界で事業を展開していることが特徴である。その圧倒的多数が中小企業で、そのうち従業員数が10名を超える企業はわずか200,000社であり、250名以上の従業員を雇用している大企業は3,900社のみである。ヨーロッパ諸国の多くは中小企業が圧倒的多数を占めることが一般的であるが、イタリア産業の決定的な特徴は小規模企業の数が多いことである。およそ95%が従業員数9名以下の企業であり、4%は10名から49名、およそ0.6%が50名以上の企業である（出典：ISTAT, 2017年）。イタリアは地理的に、民間企業に支配された産業的に発展している北部地域と、開発途上であり失業率も高い南部地域に分かれている。

サービス産業はイタリア経済に大きく貢献しており、GDPのおよそ74%を占める最も成長しているセクターである。観光業、小売業、金融サービス業がサービス産業の大部分を占めている。

工業はGDPの19.4%を占めており、残りは農業である（出典：L'Italia in cifre, ISTAT, 2019年）。自動車、ファッション・高級消費財、ライフサイエンス、航空宇宙、化学、情報通信技術、物流、再生可能エネルギー、精密機械はイタリアの重要な製造業セクターである。

イタリアの主要セクターの一部を以下に記載する。

#### 観光

イタリア全土には33,000軒以上のホテルがあり、観光業はイタリア経済の原動力の1つとなっている。2017年の外国人旅行者の消費額はおよそ417億ユーロであった（前年比6.9%増）。芸術的、歴史的、文化的に有名な遺産や国際的に高く評価されているワ

イン、食品、自然風景も加わり、イタリアが成長と特別な投資機会を得る可能性は大きいと言える。

宿泊施設、インフラストラクチャー、輸送・受入施設（レストラン、ショップ、レジャー施設）などのサービスには優れた投資機会があると考えられる。

2018年、ローマはイタリア国内の主な旅行先であり、その宿泊件数はおよそ2,900万件（6.8%）、次いでミラノ（1,210万件；2.8%）、ヴェネツィア（1,200万件；2.8%）、フィレンツェ（1,060万件；2.4%）、リミニ（750万件；1.8%）と続いている。

#### 自動車

2019年の乗用車の販売登録台数は190万台以上で、国内市場は前年に比して0.3%減少した。乗用車の売上のおよそ24%がフィアット・クライスラー・オートモービルズ（FCA）製で、最もよく売れた高級ブランドはアウディ（フォルクスワーゲングループ）であり、2019年にイタリアで最も売れたモデルはパンダ（フィアット）、イプシロン（ランチア）、ダスター（ダチア）の3車種であった。

今後の見通しは楽観的であり、登録台数は2020年に200万台に増加する見込みである。

依然としてディーゼル燃料の需要が最も高く、2019年に登録された車両の39.8%がディーゼル車であった（2018年は51.2%）。一方で、代替燃料が増加しており、2019年の販売台数は、石油/LPGのデュアルフューエル車が135,489台（2018年から増加し市場の7.1%）、ハイブリッド車が116,292台（販売台数の6.1%、2018年の4.5%から増加）、電気自動車が10,666台（2018年の4,999台から増加）であった。さらに、圧縮天然ガス（CNG）自動車の登録についても増加に転じた（2018年の38,633台に対して37,413台）。

## ファッション・高級消費財

2019年の収益がおよそ900億ユーロと2016年に比して2.8%増加、イタリアではファッション・高級消費財業界の活動が世界で最も盛んであり、この業界がイタリア経済に大きな影響を与えているセクターのうちの1つであることに間違いはない。

市場を独占している一流ブランド（例えば、高級ファッションのアルマーニ、グッチ、プラダ、ドルチェ&ガッバーナ、カヴァリ、フェラガモ、エルメネジルドゼニア、ポッテガ・ヴェネタ、時計と宝石のブルガリ、眼鏡のルクソティカ、サフィロ、ヨット事業を展開しているペリーニ、アジムット、フェレッティなど）の他に、多くの中小企業（高級ファッションのキートン、カナリー、コルネリアーニ、プリオーニ、高級家具のミノッティ、B&Bなど）が存在することがこの市場の特徴である。これらの企業には創造力に加えて製造技能があり、「Made In Italy（イタリア製）」という商標の世界的なイメージに貢献している。

## 薬品

イタリアの製薬業界には320億ユーロ以上の価値があり、イタリアはEU最大の製薬業者であると言える。生産された医薬品の80%は輸出されている（260億ユーロ）。イタリアの薬品会社の60%は外資系企業（例えば、グラクソ・スミスクライン、ノバルティス、バクスター）、残りの40%はイタリア企業（例えば、レコルダッチ、ザンボン、アンジェリーニ、ブラッコ、シグマ・タウ）である。2018年のこのセクターへの投資総額は30億ユーロ、労働人口は66,500人（90%は大卒）であった。

このセクターにおける輸出の好調な業績は、世界中に輸出されている医薬品およびワクチンの質が向上したことに因るものであり、2008年から2018年の間に平均輸出額は117%（EU全体では81%）増加した。

## 情報通信技術（ICT）

数年ほど低迷していたイタリアのICT市場は2018年に2.5%成長して705億ユーロとなり、前年を2.3%上回る結果となった。2018年の市場はクラウド（22%増）、IoT（19.2%増）、携帯電話サービス（9.4%増）に牽引され、通信事業サービスは全体では2018年に2.3%減少した。プラス成長であったその他のセクターには、デジタルコンテンツおよび広告（7.5%増）、ソフトウェアおよびICTソリューション（6.5%増）が含まれる。

## 化学品

イタリアの化学品業界の生産高はおよそ550億ユーロであり、ヨーロッパの市場シェアの10%以上を占める第3位の化学品製造国となっている。多くの大手外資系企業が安定して存在していることがこの業界の特徴であり、イタリアの調査の質および広く認められている科学的専門知識は、特にファインケミストリーおよび特殊化学の分野において重要な魅力である。メーカーはさまざまな規模の企業がうまく組み合わせており、中規模および大規模のイタリア企業（ヘルサリス、マペイグループ、ラディチグループ、ブラッコグループ

など）が化学品製造全体の27%、多国籍企業（例えば、BASF、バイエル、エア・リキード、リンデ）が24%、中小企業が38%を占めている。

## 航空宇宙および防衛

従業員を5万人（製造チェーン全体の推定従業員数は20万人）以上抱えている航空宇宙企業は、2017年に総額155億ユーロの収益を生み出した（輸出額は80億ユーロ）。高い労働力の生産性、高い資本集約度、長い投資サイクル、高水準の研究開発費支出がこのセクターの特徴である。イタリアの研究開発費総額の21.9%を占める航空宇宙および防衛分野における研究開発費は、OECD平均の18.2%を上回っている。イタリアは、生産では世界の上位10位以内、2007年から2016年の防衛輸出額では米国、英国、ロシア、フランスに次いで世界で第5位と、この分野をリードしている。

イタリアにはレオナルド、フィンカンティエリ、GEアヴィオ、イヴェコ、ピアジオ・エアロスペースなどさまざまな多国籍企業の本社がある。国内の製造チェーンの80%が中小企業によって形成されており、それらは主にピエモンテ州、ロンバルディア州、ラツィオ州、カンパニア州、プーリア州に所在している。

## 再生可能エネルギー

イタリアは、EU加盟国の中でも再生可能エネルギーに関する政策や法令について非常に道義的な国の1つであり、2013年までに2020年の省エネ目標である1億5,800万トンに既に達成していた。また、国内最終エネルギー消費量の17.8%は既に再生可能資源からなるエネルギーが占めている（2020年の目標が17%であった）。さらに、イタリアの風力発電の総設備容量はヨーロッパで5番目に大きい（およそ10.5ギガワット、ヨーロッパの容量のおよそ5.5%）。設備容量が54.3ギガワットに及ぶ835,000の設備が稼働することで、2018年の再生可能エネルギーの国内生産量は114テラワット時（39.5%）にのぼった。水力発電は依然として最も広く利用されている再生可能資源であり、再生可能エネルギーによる発電は43%を占めている。

EUが2020年以降にエネルギー需要を満たす上で、再生可能エネルギーは今後も中心的な役割を果たすことになるため、これらの数字は重要な意味を持つと言える。EU加盟国は既に、2030年に向けたEUのエネルギーおよび気候に関する目標の一環として、EU全体の最終エネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの割合を2030年までに少なくとも27%にするという新たな目標に合意している。

### 1.2.3 産業クラスターの役割

イタリアには141の産業クラスターがあり、イタリアの産業システムの戦略的機能の1つで、一部の産業における「Made in Italy（イタ

リア製)」の要、かつ製造セクターの本質である。国や州の制度やイタリア企業が平均的に小さな規模であることに恵まれ、ここ15年間で産業クラスターの数は漸進的かつ著しく増加し、それがイタリア企業にとって同じサプライチェーン／産業の中に有機的かつ地理的に近い複合企業を創出する追い風となっている。

イタリアの産業クラスターのネットワークは、特定の地域に所在している中小企業の相互依存や協力に基づいており、歴史的にイタリア経済の強みの1つとなっている。また、そのネットワークは所得の増加および雇用の拡大に大きく貢献し、最高品質で独創性の高い製品を保証している。



出典：ISTAT, *Distretti Industriali Italiani*, Osservatorio Nazionale *Distretti Italiani*

## 1.2.4 イタリアの中規模企業

### 企業のさまざまな法的形態

イタリアの法律ではさまざまな法的形態（例えば、会社、パートナーシップ）が定められており、それらは特定の税制および会社法の対象となっている。パートナーシップは通常、零細または家族経営の事業に対して用いられ、それらの事業が拡大したり新たな株主が現れたりした場合に会社に変更されることから、中規模企業の法的形態は事業の発展度合を反映していると言える。また、イタリアの税制の変更および株主／所有者が想定する個人的リスクの度合いも法的形態の選択に影響する。

## 事業会社と持株会社の分離

イタリアの中規模事業では、企業家は自己の事業資産を別の事業体や持株会社を利用して、金融投資または不動産などのその他の資産と分けて保有する傾向がある。こうしたストラクチャーは、リスク管理の役割を果たすものの、大抵は税制に左右される場合が多い。潜在投資家は、買収のターゲットに、例えば不動産または会社が含まれているかどうか、それによって資本要件が大きく異なる可能性があるということを慎重に検討すべきである。

## 事業に関与している主な株主／所有者

イタリアの中規模企業は同族企業であることが多く、株主／所有者の関与に大きく依存していることが多い。一定の「自由裁量的」取引は頻繁には行われず、将来の業績はその重要人物が継続的に存在するかどうかによって強く左右される可能性がある。

## 財務諸表の監査要件

監査要件は会社の規模による（資本、資産、売上、従業員数によって判断される）。したがって、多くのイタリアの中規模企業は財務諸表監査を受けていない。また、中規模企業の会計処理は、頻繁に改正される税制のもと、その制度に左右されることが多い。

潜在投資家は、財務、税務、法務に関する徹底したデューデリジェンス調査書を必ず入手し、偶発債務を特定するためにタックス・ストラクチャリングのサポートを利用すべきである。

## 言語

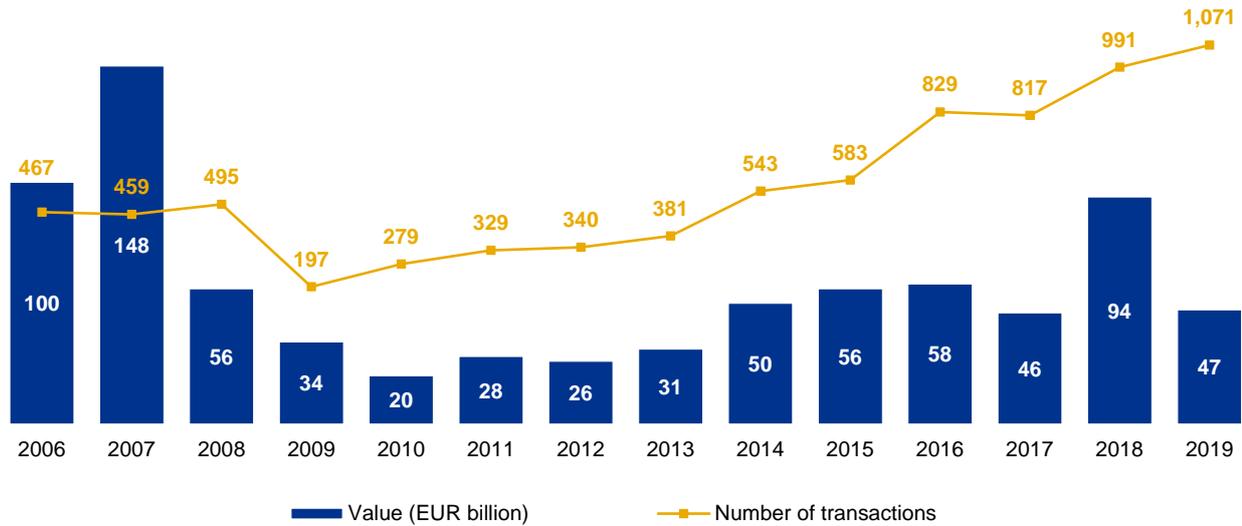
財務、法務、税務に関する情報は、通常イタリア語で作成され、イタリアGAAPに基づいている。潜在投資家は、レポートが他の管轄区域のGAAPに基づいて行われた場合には、財務情報が変わる可能性があることを考慮すべきである。

## 従業員に関わる問題

イタリアには社内に見習い制度や職業訓練などのシステムがあることから、従業員は通常見識が高く、経験が豊富で技能が高い。従業員の報酬は一般に強力な労働組合によって執行される団体交渉協約の対象となっている。潜在投資家は、特定の企業またはグループ再編が、関連する労働組合との協約の対象であることを十分認識しておくべきである。

## 1.3 イタリア企業の民間投資

### 2006年から2019年までににおけるイタリアのM&A：取引額および件数



出典：KPMG Corporate Finance

弱含みの経済見通しや信用危機を受けて、2009年のM&A市場は取引件数が減少した。

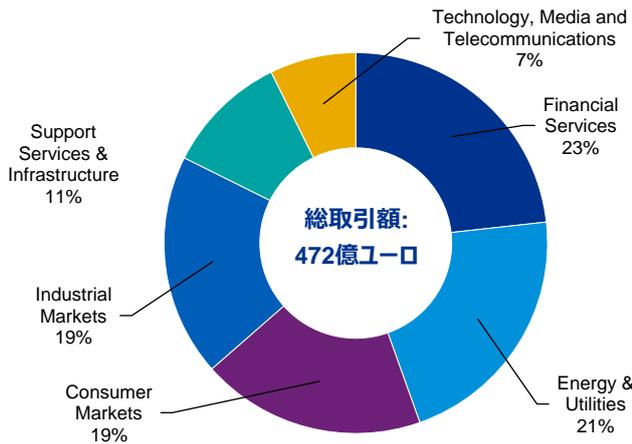
2014年は公共投資後、主に'Cassa Depositi e Prestiti'<sup>1</sup>を通じてイタリアの複数の大手グループを巻き込んだ企業再編が行われた年であった。

2019年は取引件数（1,071件）は増加したが、取引額（472億ユーロ）は減少した。

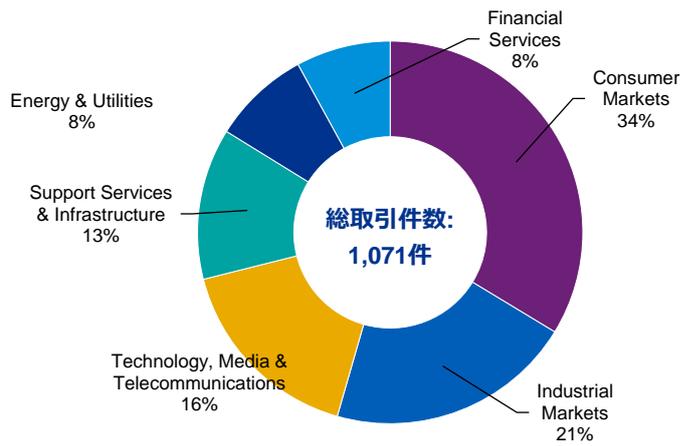
- イタリアから国外へのアウトバウンドM&A取引は193件に増加し、取引額は192億ユーロであった（2018年の取引は183件で取引額は59億ユーロであった）。
- イタリアへの外国企業によるインバウンドM&Aは314件に増加し、取引額は164億ユーロで全体のおよそ3分の1であった（2018年のイタリアへの外国企業によるインバウンドM&A取引は300件であった）。

<sup>1</sup> Cassa Depositi e Prestitiは、その株式の82.8%をイタリア経済財務省、15.9%を複数の銀行財団に保有されている株式会社であり、残りの1.3%は自己株式として保有している。

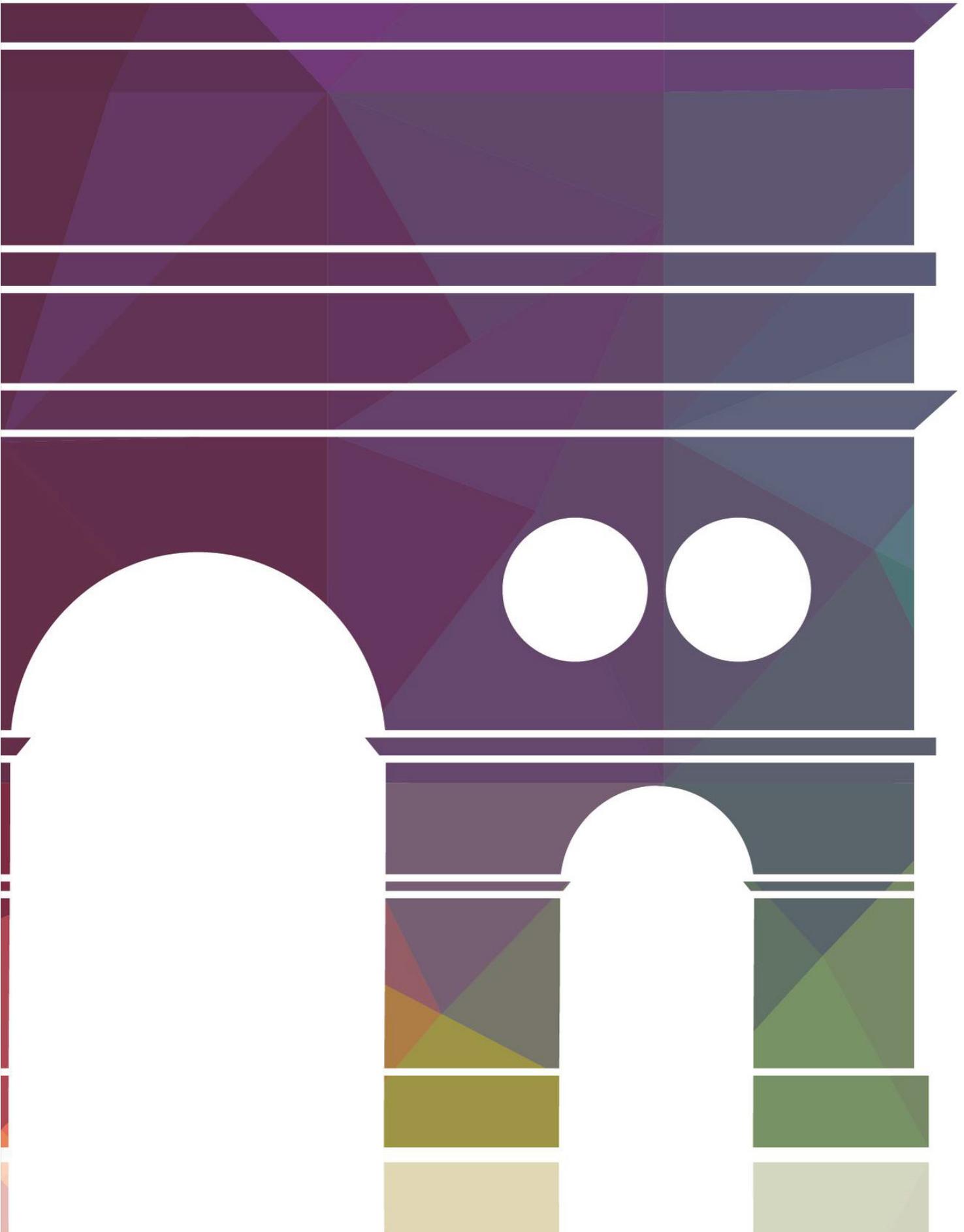
2019年業界別M&A取引額（対象会社）



2019年業界別M&A取引件数（対象会社）



出典：KPMG Corporate Finance



## 2.投資家に対するインセンティブ

### 2.1 ヨーロッパが提供する主な資金および融資

#### 2.1.1. ユンケル・プラン

当初の欧州投資計画（「ユンケル・プラン」<sup>2</sup>としても知られる）では、3年間（2015年から2018年）にわたって官民投資に3,150億ユーロ以上の投資を促進することを目標としていた。後述するいわゆる「EFSI 2.0」は、基金の期間を延ばし、その投資目標を引き上げるものである。ユンケル・プランの目標は以下の3つからなる。

- 投資の促進
- 競争力の強化
- EUにおける長期的経済成長の支援

当初の欧州投資計画は以下を視野に入れ、3つの部分で構成されていた。

- 戦略的投資を目的とした欧州基金の設立（EFSI）
- 実体経済への投資支援
- 投資環境の改善

#### 2.1.2. 欧州戦略投資基金（EFSIおよびEFSI 2.0）

EFSIは追加の民間投資を呼び込むために公的資金を用いており、その公的資金によって欧州投資銀行（EIB）および欧州投資基金（EIF）からの融資に対する信用が供与されている。本基金はEIBがその口座の管理を行うものとして設立された。

EFSIは、インフラ、エネルギー、研究・イノベーション、ブロードバンド、教育など幅広いセクターへの投資に取り組んでおり、中小企業の支援も行っている（そのほとんどがEIFを通じた支援である）。

EFSI 2.0の規則<sup>3</sup>は、EFSIの期間を2018年半ばから2020年末まで延長し、以下のとおり拡大するものである。

- 投資目標を3,150億ユーロから少なくとも5,000億ユーロまで拡大（基金全体で15倍の乗数効果を実現することで総額5,000億ユーロの投資を生み出すことが期待されている）
- EU予算からの保証を260億ユーロまで拡大（内160億ユーロは2018年半ばまでの保証要求に対して利用可能）
- EIBからの資金拠出を75億ユーロまで拡大（以前の50億ユーロから）

EFSI 2.0規則に含まれるEFSIの改善事項は以下のとおりである。

**透明性の向上：**新しいEFSIの下で、投資委員会は委員会による決定をオンラインで公表し、なぜEU予算の保証から支援を受けるプロジェクトとして選択するのかについて説明する。指標のスコアボードは、各EFSIプロジェクトの署名後に公開される。新しい規則はまた、プロジェクトがEFSI支援の対象となる理由、いわゆる「追加性」についてより詳細な定義を示す。

**持続可能なプロジェクトが大半を占める：**EFSIのインフラストラクチャーおよびイノベーションプロジェクトの少なくとも40%が、パリ協定に沿った気候変動対策への貢献を目指す。EFSI 2.0はまた、持続可能な農業、林業、漁業および水産養殖ならびにその他のバイオ経済の分野といった新たな分野を明確にターゲットとする。

**小規模プロジェクトへの重点的な取組み：**小規模企業をサポートするEFSIの成功例に鑑みれば、拡大されたEFSIによる中小企業に対する保証の割合は26%から40%に増加することが見込まれる。新しいEFSIはまた、投資家を引き付けるために、各国のプロモーション銀行がテーマ別または地域別にいくつかの小規模プロジェクトをまとめるための投資プラットフォームを構築することを支援するようEIBグループに呼び掛けている。

**地方レベルでのより技術的な支援：**欧州委員会とEIBが共同で管理する欧州投資アドバイザーハブは、プロジェクトを開始するための技術サポートを必要とする企業にとって有用なリソースを提供している。EFSI 2.0では、ハブの作業は現場でよりカスタマイズされた支援を提供し、各国のプロモーション銀行と緊密に協力して作業することによって強化される。

#### 2.1.3 実体経済への投資支援

実体経済への投資ファイナンスを支援するために、欧州投資プロジェクトポータルと欧州投資アドバイザーハブが構築された。

ハブは技術支援とサポートを提供しており、EIBの既存の技術支援プログラムを一つに取りまとめ、これらが対応していない事例に対して追加のアドバイザーサービスを提供している。

プロジェクトポータルは、潜在投資家に対して各プロジェクトおよび投資機会に関する情報を提供している。

<sup>2</sup> この欧州委員会による投資計画は、2014年11月に欧州委員会委員長のジャン＝クロード・ユンケルによって公表されたものである。

<sup>3</sup> 2017年12月、欧州議会と加盟国がEFSI 2.0の規則に同意し、2017年12月30日に法律化されている。

### 2.1.4. 投資環境の改善

ビジネス環境を改善するとともに、特に中小企業に対して、資金調達を容易にすることによって投資を促進することが目的である。

全体的な目標は、投資の障壁をなくし、EUの規則をさらに簡潔で優れた予測可能なものにするにあり、特に、投資が数年または数十年に及ぶインフラ事業が対象となる。

ユンケル・プランは、EUの資金調達条件を改善するため、金融市場の断片化を減らして事業・投資プロジェクトへの資本供給を拡大させる資本市場同盟（Capital Markets Union<sup>4</sup>）の構築を構想している。

### 2.1.5. イタリアが利用したEUからの資金調達の事例および実績

EFSIは、最初の2年半のうちに28の加盟国において3,712億ユーロの新規投資を導き、現在は2020年までに5,000億ユーロの資金を調達することを目指している。およそ1,125,000社の中小企業および中規模企業が恩恵を受け、資金調達が改善されることが見込まれている。

#### 2019年12月までのイタリアにおけるユンケル・プランの実績

EFSIによるイタリアへの総融資額は114億ユーロで、今後702億ユーロまでの追加投資を受けることになっている。

#### インフラおよびイノベーションプロジェクト

- EFSIから支援を受けて、EIBから融資を受けた94の承認済プロジェクト
- 総融資額およそ79億ユーロ
- 総額332億ユーロの投資を予定

#### 中小企業

- EFSIから支援を受けて、EIFから融資を受けた仲介銀行または仲介ファンドとの94の承認済契約
- 総融資額35億ユーロ
- 資金調達手段の改善によって恩典を受けると見込まれる300,435社の中小企業および中規模企業とおよそ370億ユーロの投資を予定

#### EFSIがイタリアで支援しているプロジェクトの例

##### ASA Livorno

- EFSIが支援している融資額：0.3億ユーロ
- 投資予定総額：1億1,500万ユーロ

EIBは、1億1,500万ユーロの投資プロジェクトのうち、3,000万ユーロをAzienda Servizi AmbientaliSpAに提供している。このプロジェクトは、2018年から2022年にかけて、イタリアのリボルノ、ピサ、シエナ（トスカーナ州）の上下水道インフラへの投資である。これにより、総人口約37万人の32の自治体に利益がもたらされ、既存の水生産、移送、配水システム、および廃水収集と処理作業が最適化される。

##### Piedmont – Savoy

イタリアとフランスを結ぶ「ピエモンテ-サボイ」電力相互接続装置を支援するため1億3000万ユーロが提供される。イタリアのピョッサスコとフランスのグランドイルの間の高電圧電力相互接続は、1,200MWの全体的な国境を越えた容量を提供する。長さは190kmで、世界最長の直流ケーブル電力線となる。プロジェクトプロモーターであるTernaは、持続可能性に重点を置き、環境への影響を最小限に抑えている。作業は2019年末までに完了する予定であり、両国間の交換容量は40%増加する予定である。

##### Newron Pharmaceuticals

Newron Pharmaceuticalsは、中枢神経系および末梢神経系の疾患を持つ患者のための新しい治療法の開発に焦点を当てたバイオ医薬品会社である。4,000万ユーロの融資は、希少疾患の新しい治療法を探すためのニューロンの研究開発活動を支援している。

##### Treviso

EIBは、トレヴィーゾのCa' Foncello病院内の新しいCittadella della Saluteの設計、建設、運用をサポートするために、ユンケル・プランに基づいてOspedal Grando S.p.Aに7,000万ユーロを提供している。このプロジェクトでは、既存の建物の一部を改修し、新しい建物を建設する。これには、約1,000床の拡張医療センター、新しい研究および物流施設が含まれる。建物はより高いエネルギー基準を満たし、節約とCO<sub>2</sub>排出量の削減を可能にする。

##### Italgas smart merering

EIBは、イタリアでガスメーターを展開するためにItalgasに3億ユーロを提供する。このプロジェクトは、遠隔読み取りを容易にしながらか、ガス分配システムの効率を改善することを目的としている。

<sup>4</sup> 欧州委員会がヨーロッパの資本を動員する方法として構想している連合

## 2.2 イタリア政府から提供される主なインセンティブ

### 2.2.1 開発契約

開発契約 (*contratti di sviluppo*) では、製造業（農産物の加工・販売事業を含む）、観光、環境保護、研究開発・イノベーションへの大規模投資に対してインセンティブが与えられる。必要最低投資総額は、インフラ費用を除いて2,000万ユーロである。農産物の加工販売事業の場合はその額は750万ユーロに減額される。この投資プログラムは、融資の申請が承認された日から48か月以内に完了しなければならない。

開発契約はイタリアおよび外国の大中小企業を対象としており、補助金の受領対象は以下のとおりである。

- 申請企業（契約の技術・財務上の遵守義務があり、イタリアの正式な連絡先で、関係するその他の企業を代表する企業）
- 開発契約に基づいて投資プロジェクトを実施する企業
- リサーチ・開発・イノベーションプロジェクトの参加者

開発契約による財務上の恩典は以下のとおりである（複数が組み合わさることもある）。

- 設備に対する返済義務のない補助金
- 費用に対する返済義務のない補助金
- 融資補助
- 金利補助

補助金の規模はプロジェクトの種類（投資またはリサーチ、開発またはイノベーション）、取組みの場所、企業の規模に応じて変わる。環境プロジェクトに対しては異なるインセンティブが存在する。

### 2.2.2 イタリアのインダストリー4.0計画

「インダストリー4.0」という表現は、いわゆる「第4次産業革命」のことを指す。低コストのセンサーや無線接続の利用によって可能となったこの新しい産業革命は、データと情報のより広範な利用、コンピュータ化されたテクノロジーとデータ分析、新しい素材、完全にデジタル化され相互接続されたコンポーネントとシステム（IoT）が特徴である。

イタリアで策定されたインダストリー4.0計画には、さまざまな実践的措置が含まれている。経済開発省の主な目的は以下のとおりである。

- あらゆる種類の先進技術を同様にかつ公平に推進
- 水平的活動を実施、すなわち垂直的なもしくはセクターごとの活動を回避
- 実現要素への取組み

- 技術的飛躍および生産性を促進する現行手段の舵取り
- 責任者、意思決定者ではない主要ステークホルダーの調整

この計画には、以下の4つの戦略がある。

- **革新的な投資**：インダストリー4.0計画におけるテクノロジードライバーへの民間投資の刺激、研究開発とイノベーションにおける個人消費の増加
- **インフラの実現**：適切なネットワークインフラ、データの安全ならびに保護の保証、IoT、オープンスタンダード、相互運用基準の確立に対する協力
- **専門知識およびリサーチ**：その場その場のトレーニングコースを通じたスキルの開発およびリサーチの活性化への注力
- **意識およびガバナンス**：インダストリー4.0計画に対する関心の創出、ガバナンスに関する共通の官民政策の策定

### 2.2.3 イタリアのリサーチ・イノベーションに関する運用プログラム

このプログラムは、「成長への投資と業務の目標」の下でイタリアの特定の地域にEUの資金を提供しており、移行地域（アブルツォ州、モリーゼ州、サルデーニャ州）および開発途上地域（バジリカータ州、カンパニア州、カラブリア州、プーリア州、シチリア州）に総額11億9,000万ユーロを割り当てることによって、同地域の経済成長を促進することを目的としている。

Smart Specialisation Strategy (S3) および National Programme for Research Infrastructure (PNIR) の戦略的枠組みの中で、次の12の分野で構成されている。

航空宇宙、農業食品、海洋に基づく成長（海洋経済）、環境に優しい化学、デザイン、創造性と「Made in Italy」（非研究開発）、エネルギー、スマートマニュファクチャリング、持続可能なモビリティ、健康、安全かつあらゆる人を受け入れる地域社会、生活環境のためのテクノロジー、文化遺産のためのテクノロジー

このプログラムは、以下に重点が置かれている。

- 教育および訓練に関わるインフラを整備することによる教育、訓練および職業技能訓練、生涯教育への投資
- リサーチ、技術的開発およびイノベーションの強化

このプログラムで支援される投資の主な領域には以下が含まれる。

- リサーチ・イノベーションへの事業投資の促進（リソース全体の74%）
- 教育および訓練に関わるインフラを整備することによる教育、訓練および職業技能訓練、生涯教育への投資（22%）
- このプログラムの実施をサポートする技術支援の提供（4%）

## 2.2.4 イタリア投資誘致・事業開発公社（インビタリア : Invitalia）

インビタリア（*Agenzia nazionale per l'attrazione degli investimenti e lo sviluppo d'impresa SpA*）は、イタリアでの事業の立上げまたは事業拡大を目指す外国人投資家にとってのパートナー的存在であり、既存および新規の投資家に対して信頼性が高く一元化された照会先を提供することをミッションとしている。インビタリアは、各々のニーズに合わせたコンフィデンシャルなサービスを外国人投資家に無料で提供しており、それには以下のものが含まれる。

- 投資前情報
- 事業立上げ支援
- アフターサービス

インビタリアは、地方自治体、法人パートナー、国内銀行および外資系銀行（例えば、中国国家開発銀行、中国輸出入銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、ウニクレディト、BNL（BNPパリバグループ）、ポポラーレ・ディ・ソンドリオ銀行、インテザ・サンパオロ銀行）などの組織的、専門的パートナーとの安定した体系的協力を通じて、このサービスの提供を行っている。

インビタリアは、優先度の高いセクターへの投資機会を奨励する世界的な活動計画をサポートし、企業がビジネスソリューションおよび戦略的パートナーシップを構築する支援を行っている。また、政府に代わって企業の開発契約書を管理し、プロジェクトの計画立案およびその評価、手順の導入を行っている。

### 投資最低金額

- 産業：2,000万ユーロ（農業食品は750万ユーロ）
- 観光：2,000万ユーロ
- 環境保護：2,000万ユーロ

### インセンティブの種類

資本投資およびリサーチ・実験開発に関わる投資に対する助成金およびソフトローン

## 2.3 地域投資

地域政策は数多くの分野に大きな影響を与えている。地域投資は、教育、雇用、エネルギー、環境、単一市場、リサーチ・イノベーションにおいて、数多くのEU政策の目標の達成およびそれらに付随する施策の実施に役立っている。特に、地域政策では、EUが2020年までにスマートで持続可能で包括的な経済成長を遂げることを目指した戦略「欧州2020」の目標達成に必要とされる投資の枠組みを提供している。

イタリアの全地域では以下のようなインセンティブを提供する法律が発表されている。

- 中小企業の資本支出および事業創出に対する助成金および奨励金付きローン
- サービス業界、貿易、観光に対する援助
- 地域ビジネスセクターに対する援助

これらのインセンティブは、地域ごとの支援およびコンサルティングサービスと組み合わせられることが多く、国内または国際的な事業開発機関または各地域の金融企業のいずれかによって提供される。

2014年から2020年に、イタリアはEUの結束政策の下で約50の運営プログラムを管理する予定である。その期間にイタリアには、結束政策の総資金のうち、約322億ユーロ（現在価値）が割り当てられている。

- 開発途上地域（カンパニア州、プーリア州、バジリカータ州、カラブリア州、シチリア州）に対して222億ユーロ
- 移行地域（サルデーニャ州、アブルツォ州、モリーゼ州）に対して13億ユーロ
- 先進地域（ヴァッレ・ダオスタ州、ピエモンテ州、ロンバルディア州、リグーリア州、ヴェネト州、ポルツァーノ県、トレント県、フリウリ・ベネツィア・ジュリア州、エミリアロマーニャ州、トスカナ州、マルケ州、ウンブリア州、ラツィオ州）に対して76億ユーロ
- 欧州地域協力機構に対して11億ユーロ
- 青少年雇用イニシアチブに対して5億6,750万ユーロ

また、以下に記載のとおり、欧州地域開発基金（ERDF）および欧州社会基金（ESF）から利益を受けることを目的に絞った地域ごとのプログラムも実施されている。

### 2.3.1 欧州地域開発基金（ERDF）

ERDFの目的は、インフラおよび生産設備に対する資金提供を行うことならびに持続可能な雇用を創出し保護することである。特に中小企業を対象として、ベンチャーキャピタル、債務保証ファンドなどさまざまな資金手段を提供している。

投資分野には、工業立地の開発、リサーチおよびテクノロジー、IT、環境保護、エネルギー、教育、機会均等および多国籍間・クロスボーダー・域内の協力などが含まれる。

ERDFは主に優先度の高い以下の分野への投資に注力している。

- イノベーションおよびリサーチ
- イタリア版デジタルアジェンダ<sup>5</sup>

<sup>5</sup> ヨーロッパのデジタルアジェンダを実行するためにイタリアが取ったイニシアチブと対策に関する文書

- 中小企業支援
- 低炭素経済

優先度の高いこれらの分野に割り当てられるERDFのリソース額は、地域のカテゴリーに応じて異なる。

- 先進地域（1人あたりのGDPがEU27カ国平均の90%超）：優先度の高い分野のうち最低二つの分野に資金の80%以上を割当て
- 移行地域（1人あたりのGDPがEU27カ国平均の75%から90%）：その割合が60%まで減少
- 開発途上地域（1人あたりのGDPがEU27カ国平均の70%未満）：その割合が50%まで減少

さらに、ERDFのリソースは、以下の割合が特に、低炭素経済に関わるプロジェクトに割り当てられなければならない。

- 先進地域：20%
- 移行地域：15%
- 開発途上地域：12%

欧州地域協力プログラムでは、少なくとも資金の80%以上が前述の優先度の高い4つの分野に用いられなければならない。

また、ERDFは地域の特徴を特に注視している。ERDFの活動は、特に持続可能な都市開発に取り組みながら、都市部の経済、環境、社会に関わる問題を減少させることを目的としている。複数の都市によって一元化された活動を通じて、ERDFのリソースの内、少なくとも5%以上がこの分野のために確保されている。

地理的に元々不利なエリア（遠隔地域、山岳地帯または人口が少ない地域）は、特別な待遇を受けている。また、最も外側のエリアについては、遠く離れていることによって生じる可能性のあるデメリットに対応するために、ERDFから特別な支援を受けることができる。

### 2.3.2 欧州社会基金（ESF）

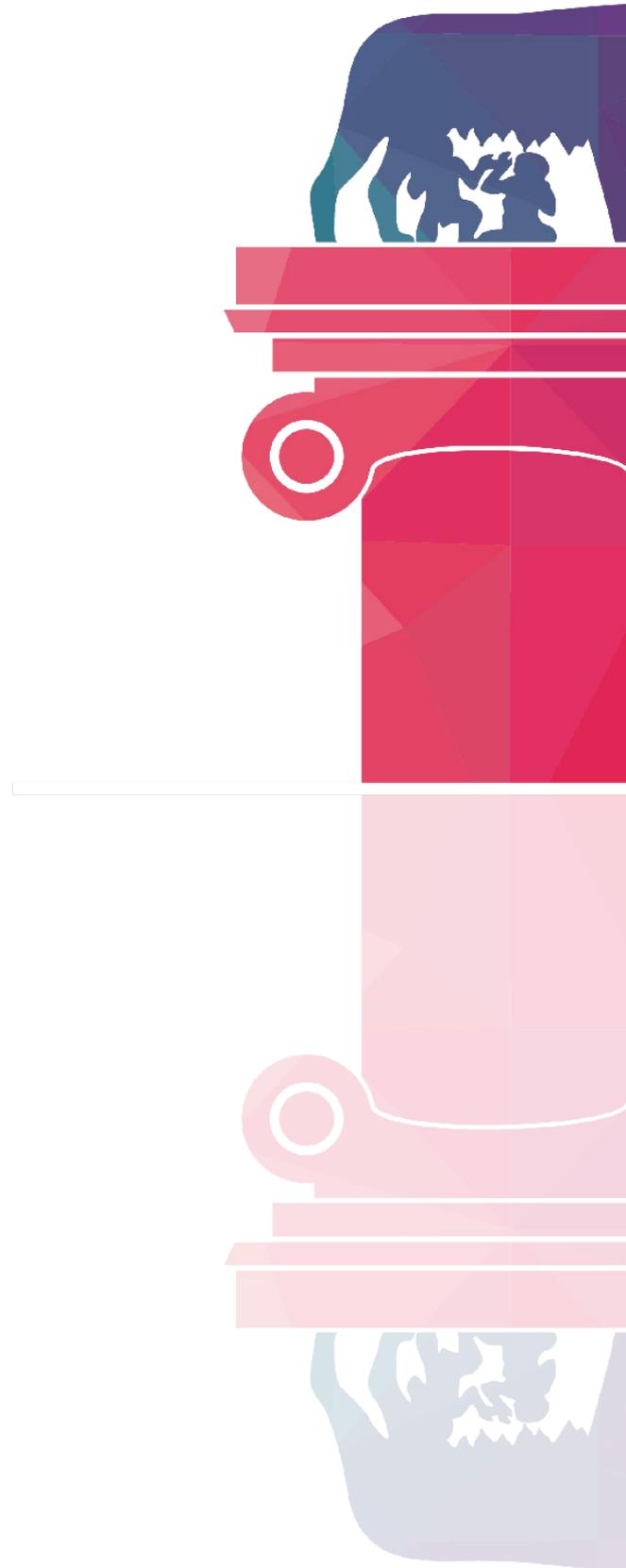
ESFは、雇用を支援するヨーロッパの主要機関であり、人々がより良い仕事に就けるように支援を行い、EU市民全員に対して公平な雇用機会を保証している。ESFは、ヨーロッパの人的資本（労働者、若年層、求職者）に投資を行うことによって機能している。ESFによる年間100億ユーロの融資は、何百万人ものヨーロッパ市民（特に、仕事を得ることが困難な人々）の雇用の見通しを改善している。

EUは、より多くのより良い雇用の創出ならびに社会的にあらゆる人々を受け入れる社会の創出に取り組んでいる。これらの目標は、EUのスマートで持続可能で包括的な経済成長に向けた戦略「欧州2020」の中核であるが、現在抱えている経済危機によってさらに深刻な課題となっている。ESFは、ヨーロッパの目標達成、

経済危機（特に失業率や貧困レベルの上昇）から受ける影響の軽減において重要な役割を果たしている。

ESFによる雇用促進は、すべてのセクターおよび利益を享受できる人々のすべてのグループを対象としているが、暮らし向きが悪い人々または以下の領域においてESFの融資から多大な利益を享受できる人々のグループに特に重点が置かれている。

- 就業斡旋
- 若年層の雇用機会創出
- 事業促進
- キャリアサポート



## 3.会社設立または企業買収：法律的側面

### 3.1 外国人投資家

イタリア以外のEU加盟国の国民がイタリアで行う投資には、いかなる制約も課されず、イタリア市民による投資と同様に扱われる。

EU加盟国以外の国民による投資は「互惠主義（レシプロシティ）」が適用される。すなわち、外国人は、イタリア市民がその外国人の国で可能な同じ活動について、イタリア市民と同じ権利を持つ。したがって、外国人は、自国の法律がその国に所在するイタリア市民に認めるものと同じ権利をイタリアで享受することができる。

会社設立または企業買収を通じて特定の産業および規制業種（例えば、通信業、銀行業／金融仲介業）に対して投資を行う場合には、特定の承認およびその他の条件の遵守が必要となる可能性がある。

### 3.2 会社法

#### 3.2.1 概要

イタリアで商業活動を行おうとする外国人投資家は、イタリア会社法に基づき設立することができる法的形態の中から、組織モデル、ビジネスの目的、出資予定の資本水準、責任範囲、税務および会計上の影響に応じて幅広く選択することができる。

主な法的形態は以下の2つである。

- (i) パートナーシップ (*società di persone*)
- (ii) 会社 (*società di capitali*)

これらの最も重要な違いは、パートナーシップの資産および負債がそのパートナーシップを構成する社員の資産および負債から部分的にしか分離されていないことに対し、会社の資産および負債は完全に分離されていることである。

パートナーシップは、以下の3つの形態で設立することができる。

- (a) シンプル・パートナーシップ (*società semplice*) – このパートナーシップは、事業活動を行う目的で使用することはできない
- (b) ジェネラル・パートナーシップ (*società in nome collettivo*) – このパートナーシップでは、会社のすべての債務に対して社員全員が共同で責任を負う
- (c) リミテッド・パートナーシップ (*società in accomandita semplice*) – このパートナーシップは、会社のすべての債務に対して共同で責任を負う無限責任社員 (*soci*

*accomandatari*) と出資の範囲内で会社の債務に対して責任を負う有限責任社員 (*soci accomandanti*) の2種類の社員で構成される

これらのパートナーシップには法人格はなく、その社員 (*soci accomandanti*は除く) には無限責任がある。

イタリア会社法に基づき設立することができる会社には以下の3種類がある。

- (a) 株式会社 (*società per azioni* または *S.p.A.*) – 出資者の資本は株式で表象される
- (b) 有限会社 (*società a responsabilità limitata* または *S.r.l.*) – 資本金は、株式とは対照的に、出資持分で表象される
- (c) 株式合資会社 (*società in accomandita per azioni* または *S.a.p.a.*) – リミテッド・パートナーシップと株式会社双方の特徴を併せ持ち、少なくとも1名の出資者は無限責任を有するものの、残りの出資者は責任が出資額までに限定されている会社であり、この違いを除き、*S.a.p.a.* (株式合資会社) と *S.p.A.* (株式会社) は類似している

以下はイタリアの会社の主な2つの種類 (株式会社と有限会社) の概略である。

#### 3.2.2 株式会社および有限会社

これらの種類の会社を規定する基本原則は、会社だけがその資産に対する責任を負っていることである。したがって、株主／出資者の責任範囲は資本金として払い込んだ金額または払い込む予定の金額に限られる。

##### 株式会社 (S.p.A.)

株式会社 (S.p.A.) の主な2つの特徴は、出資者全員が有限責任であることおよび資本が株式に分割されていることである。

##### 法人資本、株主および株式

会社設立時に、株式会社には最低資本金50,000ユーロが必要であり、その内の少なくとも25% (12,500ユーロ) の払込みが必要となる。

また、保険業や銀行業といった一定の規制業種の場合には、より高額の資本金が必要となる。

最低株主数は1名である。その場合、資本金は会社設立時に直ちに全額支払われなければならない。株主数に上限はない。自然人または法人、イタリア人または外国人のいずれもが株式会社 (S.p.A.) の株主になることができる。

資本は、同等の価値（各株式の額面金額は株式資本全体の割合に対応する）を有する自由に譲渡可能な株式（会社の定款で株式の譲渡可能性について制限を設けることができる）と分割不可能な株式に分割され、経営上（例えば、議決権）および経済上（例えば、純利益の分配を受ける権利）の両方の権利が平等に付与される。普通株式の他に、定款では、損失に関しても、特別な権利を付与する特定の種類の株式について規定することができる。

会社の定款で認められている場合、資本は資産（有形資産（売掛債権を含む）または無形資産のいずれか）で表すこともできる。現物出資は申込時に全額を支払わなければならない。出資者は裁判所が選任した専門家による資産の鑑定評価書を提出しなければならない。特定の状況においては現物出資の手続きの簡素化（鑑定評価書の省略）が認められている。いかなる場合にも、出資の全体の価値が株式資本の総増加額を下回ってはならない。

## ガバナンス

株式会社（S.p.A.）の伝統的なコーポレートガバナンスモデルは、以下を基礎としている。

### (i) 株主総会

会社の年次財務諸表を承認するために、事業年度末日から120日以内（例外的な状況下においては180日以内）に株主総会を毎年最低1回開催しなければならない。定款の変更（法人資本の改定を含む）、会社の解散（清算人の選任、その交代および権限を含む）および合併または類似の組織再編などの事項を承認するために、臨時株主総会を開催しなければならない。

### (ii) 業務執行機関（株主総会で選任された取締役会または独任制取締役）

会社の経営は独任制取締役または取締役会に委任することができ、その取締役が会社の目的達成に必要なまたは推奨されるすべての事項および取引に対処する。取締役の経営権には、会社の目的を達成するために、また、年次財務諸表の作成を含む法の遵守を確保するために必要で適切なすべての措置を講じる義務が含まれる。

### (iii) 監査委員会（株主総会で選任された監査役会および登録監査法人）

監査役会（*collegio sindacale*）である。通常、外部監査法人による監査も行われる。両方とも株主総会で任命される。

監査役会は3名または5名の正監査役と2名の補欠監査役で構成される。監査役会の主な義務は、法と定款の遵守を監督する

ことである。また、会社の組織、管理、会計上の構造が適切であり正しく機能していることを検証しなければならない。会計処理に関する統制は、監査役会または監査法人の責任である。

S.p.A.は、前述した伝統的なガバナンス体制の他に、さらに2つの体制を利用することができる。

1つ目の体制では（*sistema monistico*）、経営および管理は役員の中から選任された取締役会および経営管理委員会に委ねられている。会社の経営は取締役会の独占的な責任であり、経営管理委員会は会社の組織的構造、内部統制システムおよび管理・会計システムの妥当性を監督する。また、経営管理委員会は、取締役会から割り当てられたその他の機能、特に、会計管理に関する監査人または監査役会との連携も果たす。

2つ目の体制には（*modello dualistico*）、経営委員会と監査委員会という2つの機関がある。会社の経営は経営委員会に独占的に委任されており、会社の目的達成のために必要または推奨されるすべての事項を行わなければならない。監査委員会は、監査役会の機能および伝統的なモデルでは株主総会が単独で責任を負っている機能を委任される。

どちらのモデルにも監査役会は含まれておらず、会計管理は、登録されている会計士または監査法人が行う。

## 有限会社（S.r.l.）

組織体としての柔軟性が高く、有限責任であることから、イタリアでもっとも広く用いられている会社形態である。

有限会社は、少数の持分保有者（1名でも可能）を有するスリムなマネジメント体制の会社に適している。

## 法人資本、持分保有者および持分

有限会社に求められる最低資本金は10,000ユーロ（より低い簡易有限会社の最低資本金については下記参照）で、その内の少なくとも25%（2,500ユーロ）の払込みが必要となる。

会社が事業年度ごとに当期純利益の少なくとも20%を法定準備金に計上することで最低資本金10,000ユーロを徐々に積み立てること（「プログレッシブ・コーポレート・キャピタル」）も可能である。

持分保有者の最少人数は1名である。この場合、資本金は会社設立時に直ちに全額を支払わなければならない。株式会社と同様に、持分保有者の人数、居住地または国籍に制限はない。

資本金は持分保有者数で分割され、持分は、定款に別段の定めがない限り、自由に譲渡できる。経営上および経済上の権利は、定款で個々の持分保有者に会社の経営または利益の分配について特別な権利が認められていない限り、会社の持分比率に応じて持分保有者に帰属する。

定款に明示されている場合、出資は現物で拠出することもできる。株式会社への資本拠出とは異なり、有限会社への資本拠出は持分保有者が提供するサービスで構成することも可能である。

## ガバナンス

前述の株式会社（S.p.A.）の伝統的なモデルは、原則として有限会社（S.r.l.）にも適用されるが、いくつかの点で簡素化されており、柔軟性の程度が高い。

定款に別段の定めがない限り、有限会社の経営は1名以上の持分保有者に委任しなければならない。会社の経営に携わらない持分保有者には、取締役から情報を得て、信頼性の高い専門家を通じて会社の帳簿や経営文書を調査、検証し、取締役の活動を監視する権利がある。

法によって規定された特定の場合を除き、有限会社には、監査委員会の設置は求められない。持分保有者が監査委員会の設置を決定する場合または法によって求められる場合、監査委員会は独任制監査役（*sindaco unico*）または監査役会（*collegio sindacale*）の形がとられる。

有限会社が監査委員会を設置しなければならない場合、定款または法律により会社が登録されている会計士または監査法人を選任しなければならない場合を除き、法および定款の遵守を監督する機能だけでなく、会計監査業務も監査委員会に委ねられる。

## 簡易有限会社

通常モデルの他に、起業を奨励する目的で2013年に導入された有限会社の別の形態が簡易有限会社である。

最低資本金は1ユーロで、上限金額は9,999.99ユーロであり、資本金は、会社設立時に現金で全額を支払わなければならない。

簡易有限会社の持分保有者は個人に限定されており、会社やその他の事業体は認められない。

この形態の有限会社の定款は法で定められた標準モデルに従って作成しなければならない。

この形態の会社の設立に対して公証料は発生しない。

### 3.2.3 会社設立の主なステップ

イタリアの会社設立における主なステップの概要は以下のとおりである。

- (i) 基本定款の作成：会社に関する本質的な情報が記録される（公正証書）
- (ii) 通常定款の作成：会社の業務およびガバナンスに関する規則が含まれる（公正証書）
- (iii) 管轄の付加価値税（VAT）事務所への登録：新会社は設立後速やかにVAT番号および税務コードの申請が必要

- (iv) 取締役の税務コードの取得：取締役会のメンバーが外国人の場合はイタリアの税務コードの申請が必要
- (v) 商業登記所への登録：登記後、会社は法人格を取得するイタリアの会社設立には、通常、1週間から3週間の時間を要する。

### 3.2.4 会社清算

会社は以下のうち1つの理由で解散および清算を行うことができる。

- (i) 定款で定められている期限が到来した。
- (ii) 会社設立の目的が達成された、または今後達成することができない。
- (iii) 株主／持分保有者総会を今後実施することができない、または活動が行われない状態にある。
- (iv) 会社の資本が法定最低資本金の額を下回っている。
- (v) 株主／持分保有者が臨時総会で会社の清算を決議する（任意清算）。
- (vi) 会社が株主／持分保有者に対して持分の払戻しを行うことができない。
- (vii) 定款または法律で定められているその他の理由

これらの解散事由の大部分は、自動的に発生する。すなわち、公知である必要はなく、決議や公文書の有無に左右されない。解散事由が生じた場合、取締役は状況を確認した上でその事象を商業登記所に登録し、株主／持分保有者総会を招集して清算人を選任するか、または会社清算の原因を取り除く義務がある。

会社を解散する原因がある場合、取締役は特にリスクの高い営業活動に従事してはならず、その会社が通常行っている営業活動のみを継続しなければならない。

会社を解散する事由があり（例えば、資本の喪失）、かつ取締役または株主／持分保有者総会が措置を講じなかった場合、裁判所が監査役会または個々の株主／持分保有者の要請を受けて清算人を選任することになる。

清算人の主な役割は、会社の資産の処分、債権者への支払い、最終の清算財務諸表および各株主／持分保有者に分配する収益がもしあれば、その金額が記載された報告書を作成することである。

会社に債務および負債を返済する資金が十分でない場合、清算人は株主／持分保有者に持分に応じて必要な資金の提供を依頼することができる。資本または利益の払戻しは、清算が完了するまで行うことはできない。ただし、その支払が会社債権者に対する全額返済の妨げにならないことが会計帳簿によって示されている場合、または株主／持分保有者が適切な保証の取決めを行っている場合には、この限りではない。

清算状況は、株主／持分保有者の決議によっていつでも取り消すことができ、必要に応じて、清算の原因を取り除いた後に取り消すことができる。

清算手順は、清算による株主／持分保有者への分配をもって終了する。その直後に、会社は商業登記所から抹消され（登録解除）、帳簿は裁判所に提出され、10年間保管される。

### 3.2.5 駐在員事務所および支店

外国企業は、イタリアにおいて以下の拠点を設立することができる。

- (i) 1か所またはそれ以上の駐在員事務所、および／または
- (ii) 1か所またはそれ以上の支店

#### 駐在員事務所

駐在員事務所は、外国企業のイタリアにおける法的な事業体ではなく、会社や製品・サービスの宣伝およびその他の非営利活動を行うための現地施設である。税務上、駐在員事務所が物品販売やサービス提供などの営利目的の活動を行った場合、恒久的施設とみなされる。

駐在員事務所では帳簿の記録、財務諸表の公表、所得税やVAT申告書の提出は義務づけられていない。ただし、外国企業の本社の経費となる費用（例えば、人件費、器具備品費）を明確にするために、通常の会計帳簿をつけることは求められる。

駐在員事務所の設立は商業登記所に登録しなければならない。

#### 支店

支店は外国の事業体の一部であり、管理上も財務上も本社に依存している。その外国企業と同一の名称や法的形態を用い、独自の業務執行機関を社内を持たず、その外国企業の直接の管理下にあり、対外的には、本社が任命した1名またはそれ以上の法定代表者（*preposto/preposti*）が支店を管理し、第三者に対して支店を代表する責任を有する。

支店は独自の資本金を持たず、年次財務諸表を作成する義務はないが、本社の財務諸表のコピーを商業登記所に提出する必要がある。

年次報告書はイタリアの所得税申告書の作成のためにのみ必要とされる。

法定代表者によって支店が締結する契約書は外国企業を拘束し、契約上の義務違反に伴う責任は外国企業に直接帰属する。

支店の設立（および法定代表者の選任）は、商業登記所に登記しなければならない。

## 3.3 M&A取引

### 3.3.1 概要

通常、既存の企業に関するM&A取引は、以下を通じて実行可能である。

- (i) 株式（S.p.A.）または持分（S.r.l.）の取得を伴う株式／持分取引
- (ii) 対象会社の資産の一部またはすべての取得を伴う資産取引

株式／持分取引および資産取引は、前述の外国人投資家に対する一部の規制を除いて、一般的な投資障壁の対象外である。

買収の対象に含まれる事業の売上が一定額を超える場合、その取引について以下に対して事前に通知しなければならない。

- (i) イタリア公正取引委員会、および／または
- (ii) 欧州委員会

ほとんどの場合、株式／持分取引と資産取引の選択は税務上の検討の際に生じるが（下記参照）、取引を組成する際に考慮すべき法律上の影響や、契約書を作成する際に注意して対応しなければならない法律上の影響がいくつかある。

### 3.3.2 株式／持分取引

株式／持分取引では、買い手が対象会社の株主／持分保有者の地位を引き継ぐ。買い手はその法的事業体の所有者となり、その資産、すべての既存のおよび潜在的な負債と債務を取得する。また、その会社のすべての契約およびそれに関するすべての権利と義務を引き継ぐ。

株式／持分取引の主なメリットは、資産取引と比べて手続きが簡便で、対象となる事業の継続の確実性が高まることである。

対象会社の支配持分が変更されても、書面における雇用主が変更されることはない。また、事業を譲渡する場合のように、株式／持分取引前の労働組合への通知または労働組合との協議を行うことを明示している法的義務はない。

株式／持分取引のその他の大きなメリットは、売り手の観点では、負債はすべてその会社に残るため、所有権が移転する際にそれらの負債が買い手に渡るという点である。

資本金の100%が関与しない取引である場合、対象会社のガバナンスを規制する契約を株主／持分保有者と締結することが望ましい。

### 3.3.3 資産取引

資産取引では、買い手が対象会社のすべての資産または特定の事業部門を取得する。取引の対象（移転する資産、契約、負債、従業員など）を定義することが重要である。

資産取引では次の問題について考慮しなければならない。

- (i) 当事者同士のいかなる契約にかかわらず、買い手と売り手は債権者に対して会計上記録されている事業部門の全負債について連帯責任を負うことになる。
- (ii) 買い手は、合理的な理由により契約を終了することができる契約相手の権利を侵害することなく、事業に関するすべての契約を引き継ぐ。
- (iii) 売り手は、資産譲渡後5年間、競業避止義務に拘束される。
- (iv) 取引に15名超の従業員を擁する会社が含まれている場合、労働組合が関与する特別な手続きに従わなければならない（契約書に署名する少なくとも25日前までに、労働組合に対して書面で通知しなければならない）。

#### 3.3.4 上場企業の株式公開買付

上場企業の株式公開買付には特別な規則がある。イタリア証券取引所に上場している対象会社の株式を直接、間接または共同で30%以上取得する場合、買い手は対象会社の資本全体について買付を公表、すなわち株式公開買付（TOB）を行わなければならない（「強制的TOB」）。

TOB価格は、対象株式に対して入札者が過去12か月に支払った最高価格を下回ってはならない。

過去12か月間、対象株式の対価を伴う購入が行われていない場合、TOB価格は過去12か月間の市場平均を下回ってはならない。

強制的TOBの主なステップの概要は以下のとおりである。

- (i) TOBの通知：入札資格の通知を直ちにイタリア証券取引委員会（CONSOB）へ送付
- (ii) 入札書類の提出：入札書類を公表するためにCONSOBに提出（通知後20日以内）
- (iii) CONSOBによる入札書類の承認（提出から15日以内）
- (iv) TOBが直ちに公表される。
- (v) 募集期間は公表から5日後に始まり15日から25日間続く。

初回TOBの後、少数株主を排除するために、初回TOBを通じて取得した株式の規模に応じて他の措置を講じることができる。

- (a) 取得した持分が90%未満の場合：入札者は残りの株式に対してさらにTOBを行うことができる（価格規制無し）。
- (b) 取得した持分が90%以上95%未満の場合：入札者は、浮動株式資本が十分あることを保証すること、または売却を求める株主の少数持分を取得するために、90日以内に最

小限の持分を市場へ戻すことができる（スクイーズアウト価格はCONSOBの規則にしたがって設定される）。

- (c) 取得した持分が95%以上の場合：入札者は、(i) 売却を求める株主の少数持分を取得しなければならず、(ii) 3か月以内に少数持分を取得し、対象株式を上場廃止にする権利を有する（スクイーズアウト価格はCONSOBの規則にしたがって設定される）。

## 3.4 企業刑事責任（法令231/2001号）

イタリア法には、特定の種類の犯罪に関する企業の刑事責任にかかる規定がある。

以下の場合、会社は責任を負う可能性がある。

- (i) 会社の利益または優位性のために犯罪が行われた場合
- (ii) 会社と労働関係がある者（取締役、従業員など）が犯罪を行った場合

企業の刑事責任をもたらす可能性のある犯罪は政令に詳細が定められており、それには以下が含まれる。

- (a) 行政に反する犯罪（汚職または着服）
- (b) 企業犯罪（財務諸表または目論見書の改ざん）
- (c) 相場操縦に関する犯罪
- (d) マネー・ロンダリング
- (e) 労働安全衛生に関する犯罪
- (f) 環境上の犯罪

企業の刑事責任は、150万ユーロ以下の罰金（同じ行為に起因する複数の犯罪は罰金が3倍、最高で460万ユーロまで増加）と、会社の存続を脅かす可能性のある以下のその他の罰則につながる可能性がある。

- 許認可、ライセンスまたは特権の停止または取消し
- 公的資金、助成金または補助金の排除
- 恒久的な営業停止

会社は、(i) 犯罪を防止することができ、(ii) リスクの主な領域を詳細に説明し、(iii) 適切な懲戒および財務管理の業務手続きで補完される組織、管理および統制モデルを採用し、それを効果的に実施していることを証明することができる場合、免責される可能性がある。

さらに、会社は監査委員会を設置して、法律または会計のバックグラウンドを有し、独立性、専門性、倫理基準および専門知識に関する要件を満たす適格な人材の中からそのメンバーを選任しなければならない。独立した権限が付与されていることを前提とする監査委員会の任務は、組織、管理および統制モデルを最新の状態で保ち、その有効性を監視し、法令遵守の状況を確認することである。



## 4. 会計および報告

### 4.1 法的枠組みおよび規制

会計および報告は主に以下によって規制されている。

- イタリア民法
- イタリア税法
- イタリアGAAP
- 国際財務報告基準（該当する場合）

### 4.2 要件

イタリアでは複式簿記が使用されている。項目は、すべての欄および注記を埋め、時系列で作成しなければならず、いかなる記録の削除も認められないが、必要不可欠な場合にのみ判読可能な方法で文字に取り消し線を引くことは可能である。総勘定元帳には日次ですべての取引を記録しなければならない。

会計帳簿は電子媒体により保管することも可能である。入力日を保証するための特定の規定が定められている。すべての帳簿および記録は電子化されていたとしても、最終入力日から少なくとも10年間は関連するすべての業務通信記録と共に保管しなければならない。

### 4.3 必須となる帳簿

#### 4.3.1 総勘定元帳

イタリア企業におけるすべての取引は、詳細かつ時系列で総勘定元帳に記録されなければならない。各仕訳には取引日および摘要を記載しなければならない。すべての仕訳は関連取引から60日以内に記録されなければならない。

総勘定元帳には各ページに連番を付し、事業年度を記載しなければならない（例えば、2018年1月、2018年2月、2018年3月など）。印紙税（現行では16ユーロ）は100ページごとに課税される。

ローカルソフトウェアは通常、総勘定元帳の各仕訳が付加価値税（VAT）の登録簿にも自動的に記録されるよう設計されている。

税務および法務上、取引日において妥当な公定為替レートを採用することが強制されているため、外国通貨建ての金額を月平均為替レートで換算することはできない。

勘定は事業年度末に締め、次期繰越額を記帳する。総勘定元帳は勘定科目ごとの補助簿によっても裏付けられなければならない（例えば、「銀行預金勘定XXY」、「現金1勘定」、「顧客

XYZ」などの補助簿）。総勘定元帳に時系列で記録されたすべての取引は、補助簿にも記載しなければならない。

要約すると、以下の詳細を記載しなければならない。

- 取引の連番
- 総勘定元帳の連番
- 取引日
- 勘定コードおよび／または勘定科目
- 取引の性質（必須ではないが推奨される）
- 取引の摘要
- 取引に関わる第三者
- 年度末における調整／決算／開始仕訳

各ページの最下部には次ページに繰り越される借方／貸方の総額を記載しなければならない。

記帳担当者に包括的な情報を提供するため、小口現金出納帳および小切手帳も必要となる。

#### 4.3.2 棚卸資産台帳

棚卸資産台帳には、貸借対照表に計上されている企業の資産および負債の説明や評価を記載しなければならない。

#### 4.3.3 業務上の通信記録

企業は、各取引に関連して送付および受領したすべての書類（書簡、インボイス、電信）のコピーを規則的な方法で保管しなければならない。

## 4.4 会計記録の言語

総勘定元帳およびVAT帳簿においてイタリア語を使用することについて、民法および税法に明示的な規定があるわけではない。したがって、会計記録に外国語を使用したとしても、VATおよび会計ルール上、規則の違反にはならない。

ただし、帳簿および会計記録は証憑の一部として使用されることもあれば法廷で記録として残されることもあり、イタリア民法では裁判手続きに使用される法律文書にはイタリア語を使用することが求められている。

会計記録が査定手続きまたは訴訟手続き中に税務当局／裁判所に提示される可能性を考慮すると、イタリア語を使用することが望ましいものと考えられる。

## 4.5 会計記録の海外での保管

イタリア民法および税規則は、企業が会計記録および記帳が必須となる会計帳簿をイタリア国外で保管することを明確には禁止していない。さらに、イタリア財務省は、多国籍企業グループに属するイタリア企業の会計記録は海外での保管が可能であることを明示した。会計記録は、電話や衛星を介してイタリア子会社に接続された海外に所在する電子データ処理システムを使用して、リアルタイムで記録し処理することができる。

ただし、会計帳簿はイタリア子会社で印刷し、データ、帳簿および付属書類もそこで保管しなければならない。また、登録された会計データは、イタリアにおいていつでもリアルタイムで印刷できるようにしなければならない。

税務調査において、帳簿、登録簿および会計文書は、税務当局からの要請に応じて即座に利用できるようにしなければならない。税務当局からの要請に対して会計帳簿を提示できない場合、その財務データは信頼性がないものとみなされ、当局は企業の実績を考慮せず、推計に基づき所得税およびVATを査定する権利を有する。

イタリアの税務当局はまた、インボイスは以下の要件のもと海外の電子システム内に保存することが可能であると明示している。

- 間接税に関し二国間で互恵条約が締結されている。
- イタリア企業がいつでも、データが登録されたオフィスのアーカイブへ自動アクセスすることができる。
- 全保存期間においてデータの完全性および可読性が担保されている。
- 電子システム内に保存されているすべての文書およびデータは、別のシステム上で印刷およびダウンロードが可能である。

## 4.6 財務諸表

取締役は事業年度終了後に財務諸表を作成しなければならない。財務諸表は貸借対照表、損益計算書、注記およびキャッシュフロー計算書で構成される。

財務諸表は明瞭に作成し、企業の資産、負債、財政状態および損益を真実かつ公正に表示しなければならない。法令で要求される情報が真実かつ公正な表示を行う上で不十分である場合には、追加情報を提示しなければならない。

例外的にある規則を適用することで真実かつ公正な表示ができなくなる場合、その規則を適用してはならない。財務諸表の注記には、規則からの逸脱およびそこから生じる資産、負債、財政状態および損益の表示への影響についての説明を記載しなければならない。

取締役会は財務諸表に添付される報告書を作成する必要がある。法律において、レポートは最小限の内容に定められている。

中規模企業は、注記の情報が少なく、簡略化された法定財務諸表を作成することができる。また、キャッシュフロー計算書と取締役の報告書は必要とされない。中規模企業とは、2年連続で「総資産が440万ユーロ、収益が880万ユーロ」「年間平均従業員数が50人」を超えていない企業である。

小規模企業は、中規模企業と同じ方法で簡略化された法定財務諸表を作成することができる。キャッシュフロー計算書、注記、取締役の報告書は必要とされない。さらに、デリバティブ金融商品の価値算定などが適用されない。小規模企業とは、2年連続で「総資産が175,000ユーロ、収益が300,000ユーロ」「年間平均従業員数が5人」を超えていない企業である。

グループの親会社には、以下の例外を除き、連結財務諸表が義務付けられている。

- － 小グループ該当する場合：2つの連続する課税期間において、以下の条件の少なくとも2つが満たされた場合
  - (i) 資産の総簿価が2,000万ユーロを超えない
  - (ii) 総売上高が4000万ユーロを超えない
  - (iii) 従業員の平均総数が250人を超えない。
 この例外規定は、親会社またはその子会社の1つが公益事業体である場合には適用されない。
- － 関連性がない場合：親会社がグループの結果に関連性のない会社のみを保有している場合
- － 除外の特別な理由：親会社が法令第127/1991号28条によって、連結が除外されている会社のみを保有している場合
- － サブホールディング会社：イタリアのサブ持株会社が、監査の対象となる連結財務諸表を作成するEU企業によって直接的または間接的に保有されている場合など

## 4.7 国際財務報告基準 (IFRS)

### 4.7.1 イタリアGAAPとIFRSとの差異

以下の事業体は国際財務報告基準 (IFRS) を適用しなければならない。

- 上場企業
- EU内に上場している金融商品の発行体

非上場企業は、イタリア民法第2435条の2に規定された要約年次財務諸表を作成する選択ができない場合、IFRSを適用して個別財務諸表を作成することができる（規制市場に上場していない企業は、3年連続で次の要件；総資産4,400,000ユーロ；売上高8,800,000ユーロ；年間平均従業員数50名のうち2つの要件を超えない場合に要約年次財務諸表を作成することが認められる）。

イタリアGAAPとIFRSは多くの点で異なり、相対的な重要性の程度もさまざまで、いずれの原則も予測不能な規定変更が行われる可能性がある。したがって、これらの差異を深く調査する必要がある。

ある場合には、その情報が必要な時期に専門家の指示に基づいて行うべきである。なお、以下の表は有益となり得る一定の概念

を例示することのみを目的としており、網羅的なリストではないことに留意されたい。

イタリアGAAP	IFRS
<b>一般</b>	
<p>財務諸表の形式は会社法で規定されている。 貸借対照表上、資産は性質と機能に基づき分類され、固定資産、流動資産、およびその他の資産（繰延）を区分される。負債は主に性質によって分類される。貸借対照表は、流動部分（12か月以内）と固定部分（12か月以降）に分割される。 特定の種類の収益または費用は資本の部に直接認識されるが、その他の包括利益計算書は必要ない。 損益計算書の費用は性質ごとに表示される。</p>	<p>IFRSは財務諸表の基準となる形式を規定していない。 貸借対照表は一般に流動資産、固定資産、流動負債、固定負債に分類される。 その他の包括利益計算書が必要である。 損益計算書の費用は性質または機能ごとに表示される。</p>
<b>連結</b>	
<p>子会社および関連会社は、次のように定義される。 a) 親会社が直接的または間接的に通常の株主総会で行使できる議決権の過半数を保有している会社 b) 親会社が直接的または間接的に通常の株主総会で支配的な影響力を行使するのに十分な票を持っている会社 c) 特定の契約上の義務により親の支配的な影響下にある会社 子会社および関連会社を特定する際に潜在的な議決権は考慮されていない。</p>	<p>親会社が投資先の変動するリターンにさらされている（権利を持っている）場合、そして、投資先を管理し、業績に影響を与えることができる場合には、親会社は当該会社を支配していることとなる。支配には、権限、業績の変動性に晒されているか、関係性が影響する。 子会社および関連会社を特定する際に潜在的な議決権の有無が考慮される。</p>
<b>ジョイントアレンジメント</b>	
<p>別のビークルを通じて構築されたジョイント会社は、持分法または比例連結法で連結財務諸表に計上される。</p>	<p>別のビークルを通じて構築されたジョイント会社の会計処理は、その実態によって異なる。 a) 資産の権利および負債の義務を有している場合 – 資産および負債の項目ごとの会計処理 b) 純資産に対する権利を有している場合 – 持分法</p>
<b>資産</b>	
<b>取得無形資産</b>	
<p>すべての無形固定資産は耐用年数にわたって償却される。 開業費用と株式発行費用は、一定の制限付きで資産計上することができる。 広告費は、開業費および拡張費として適格でない限り、資産計上できない。 企業結合から生じるのれんは、20年を以内の耐用年数により償却される。耐用年数が決定できない場合、償却期間は10年を超えることはできない。 特別法で許可されていない限り、再評価は許可されていない。</p>	<p>特定の無形資産は耐用年数が確定できず、その場合には償却されず、少なくとも年に1回の減損テストの対象となる。 開業費は資産計上されない場合があり、株式発行費用は資本からの控除項目として認識する。 広告費は資産計上されない場合がある。 企業結合から生じるのれんは償却されず、少なくとも年に1回の減損テストの対象となる。 再評価が可能なケースは非常に少ない。</p>
<b>自己創設無形資産</b>	
<p>一定の要件を満たす場合、開発費を資産化し償却するを選択できる。</p>	<p>開発費は厳格な要件を満たす場合に資産化し償却する。</p>

イタリアGAAP	IFRS
<b>有形固定資産</b>	
有形固定資産は原価モデルで計上しなければならない。特別な法令により認められていない限り、再評価は認められない。	有形固定資産は原価モデルまたは再評価モデルのいずれかを用いて評価する。再評価モデルを用いる場合、その区分の資産全体を規則性をもって再評価しなければならない。
<b>リース（借り手として）</b>	
すべてのリースを財務諸表においてオペレーティング・リースとして認識する。ファイナンス・リースは法令により開示が求められる。IAS 17の申請は連結財務諸表の時のみ推奨される。	期間が短いリース、価値が低いリースを除き、すべてのリースは使用できる資産とリース負債として財務諸表で認識する。
<b>投資不動産</b>	
投資不動産は原価法により計上しなければならない。公正価値評価は認められない。	投資不動産はコストモデルまたは公正価値で計上しなければならない。公正価値を適用する場合、利益または損失として認識する。
<b>棚卸資産</b>	
後入先出法が認められる。	後入先出法は認められない。
<b>金融資産（測定および認識の中止）</b>	
長期投資は取得、または、サブスクリプション費用から減損を差し引いた金額で認識する。 短期投資は取得原価で認識する。取得原価または市場価格のいずれか低い方で評価する。 貸付金および債権は、償却原価で認識する。 金融資産の認識の中止は、主にリスクの移転に基づく。	金融資産の測定は資産の分類によって異なるが、以下の方法が可能である。 - 償却原価で測定 - 資本を通じて公正価値で測定 - 純損益を通じて公正価値で測定  金融資産の認識の中止は、主にリスクおよび経済価値の移転に基づく。
<b>ヘッジ手段としてのデリバティブ</b>	
イタリア会計基準設定主体（OIC）が定めた、ヘッジ手段としてのデリバティブの定義および評価、ならびに法定財務諸表に記載されるべき情報に関するOIC基準32によって、具体的な指針が提供されている。 すべてのデリバティブは公正価値で測定する。 公正価値ヘッジにはキャッシュフロー・ヘッジと異なる表示の要件がある。	すべてのデリバティブは公正価値で測定する。公正価値の変動は、キャッシュフロー・ヘッジの有効部分を除き、損益計算書に認識する。キャッシュフロー・ヘッジの有効部分の公正価値の変動は、ヘッジ対象である取引の影響が損益計算書に認識されるまで資本に繰延計上する。

イタリアGAAP	IFRS
<b>負債および資本</b>	
<b>金融負債および持分金融商品（分類）</b>	
<p>分類は金融商品の法的形式に基づき行われる。 優先株式は常に資本に含まれる。 転換社債は常に金融負債として認識する。 自己株式は資本からの控除項目として認識する。</p>	<p>分類は発行者の義務の実態に基づき行われる。 強制償還条項付優先株式は金融負債として分類する。 転換社債の発行による払込額は資本と金融負債に配分する。 自己株式は資本からの控除項目として認識する。</p>
<b>リストラチャリング引当金</b>	
<p>リストラチャリング引当金は、取締役会の決議が行われ次第認識する。</p>	<p>リストラチャリング引当金は、詳細な計画が発表された場合、または計画が実際に移された場合に計上しなければならない。</p>
<b>損益計算書</b>	
<b>収益</b>	
<p>OIC基準12には、収益認識に関するガイドラインが規定されている。収益は原則として所有権が移転する、または収益が法的に強制可能な場合に認識する。</p>	<p>リスクおよび経済価値が移転され、かつ収益が信頼性をもって測定できる場合に収益の認識を要求するという複数の要件に基づく。</p>
<b>従業員給付 — 年金費用（確定給付型制度）</b>	
<p>年金費用については拘束力のある法的指針はない。金額が多額で長期的な計画に重要性がある場合、退職給付（TFR）のために留保する金額を算出する際に年金数理計算を用いることができる。</p>	<p>確定給付型制度のために留保する金額は、年金数理計算（予測単位積増方式）を用いて見積る。</p>
<b>株式報酬（SBPs）</b>	
<p>株式報酬についての具体的な指針や基準はない。 株式を報酬とするストックオプションの場合、一般的に制限が解除されるまでの期間は費用として認識されない。 株式報酬は注記で開示する必要がある。</p>	<p>株式報酬についての基準があり、金銭報酬と株式報酬で会計の取扱いが異なる。 株式を報酬とするストックオプションの場合、制限が解除されるまでの期間も費用として認識される。</p>

## 4.8 法廷監査要件

### 4.8.1 概要

監査は以下の3つに区分される。

- 法的要件（法定監査）の場合
- 法的要件がない場合には会社の定款で規定されている場合
- 法律または定款で規定されていない場合であっても、会社または第三者の特別な要件を満たす必要がある場合

監査が法的要件である場合（つまり、法定監査）の場合には、イタリアの法律に準拠して実施する必要がある。監査が法的要件ではないが定款で規定されている場合には、一般に法定監査と同等と取り扱われる。監査人は専門職業登録者である個人または監査法人が通常3計年度任命される。

### 4.8.2 株式会社（S.p.A.s）

法定監査はすべてのS.p.A.の要件である。別段の定めがない限り、法定監査は監査役会（collegio sindacale<sup>6</sup>）または外部監査法人により行われる。

連結財務諸表を作成する必要のないS.p.A.は以下の要件を満たさない場合には、外部監査法人ではなく、法定監査を監査役会（collegio sindacale）に委託することができる。

- PIEまたはESRI;
- PIEまたはESRIの子会社、または孫会社

### 4.8.3 有限会社（S.r.l.s）

SRL（有限会社）は、以下の法令に定めるいずれかの要件を満たす場合は、監査機関または監査役会の設置が義務付けられる。

- 連結財務諸表の作成が義務付けられている場合
- 法定監査が義務付けられている法人を支配している場合
- 2期連続した事業年度において以下のうち、1つの要件を満たす場合
  - 総資産額が4,000,000ユーロを超える
  - 売上高が4,000,000ユーロを超える
  - 従業員が年平均20名を超える

## 4.9 年度末財務報告および税務申告書の提出ならびに納税の期限

### 4.9.1 年度末財務報告

タスク	内容	期限
1. 年次財務諸表の承認	株主は企業の定款に従って開催される定時総会において特別決議を採択することによって、年度末財務諸表（注記を含む）の承認を行う。	事業年度末から120日以内（特別な状況のもとでは180日以内）
2. 年次財務諸表の提出	財務諸表（注記を含む）および株主総会の議事録は、管轄地域の商業登記所に電子的形式で提出しなければならない。	株主による承認から30日以内
3. 棚卸資産台帳の更新	棚卸資産台帳は、年次財務諸表に記載されている資産および負債の詳細を追加することによって更新しなければならない。	年次 Redditi SC（法人所得税）申告日から3ヵ月以内

<sup>6</sup> 専門職業登録者から構成される。

## 4.9.2 税務申告および納税

タスク	内容	納期
1. 源泉徴収の対象となる所得証明書の提出	証明書は、電子的形式または書留でイタリア国内の受取人（例えば代理業者、専門家、従業員など）およびロイヤルティ、利子または配当金の支払いを受けた非居住者／企業へ送付しなければならない。証明書は電子的形式でイタリア歳入庁へ送付しなければならない。	受取人宛ては 3月7日 歳入庁宛ては 3月31日
2. 会計記録に関する年次支払義務	株式／持分資本が516,456.90ユーロ以下の場合、義務として309.87ユーロを支払わなければならない。それ以外の場合は、516.46ユーロの支払義務がある。	3月16日
3. 前暦年における月次納付期限を過ぎたVAT残高の支払い	Output VAT（売上VAT）とInput VAT（仕入VAT）との差額は、翌月16日までに支払わなければならない。支払いの遅延は罰金の対象となる。	3月16日
4. 前暦年の年次VAT申告書の提出	期限後申告は一切認められない。	4月30日
5. 12月末日に終了する事業年度における所得税（法人税（IRES）および地方法人税（IRAP））の残額の支払い	支払額は、前事業年度の6月30日および11月30日を期限とする予定納税額を控除した額となる。	6月30日
6. 商業登記にかかる年次費用の支払い	支払期日は、所得税の残額の支払期日と同じである。支払額は商工会議所によって決定され、事前に公表される。	6月30日
7. Form770（年次源泉徴収納税申告書）の提出	源泉徴収した所得税の納付のためのForm770は電子的な方法で提出しなければならない。	10月31日
8. 12月末日に終了する事業年度にかかる Redditi SC（法人所得税）およびIRAP（地方法人税）申告書の提出	法人所得税申告書および地方法人税申告書はいずれも電子的な方法で提出しなければならない。	10月31日
9. 12月を期限とする前払VATの支払い	該当する場合、従前の方法に基づき、支払うべき前払VAT額は前年の12月に支払ったVATの88%となる。	12月27日
10. イタリアに設立されていない企業に対して発行したまたはその企業から受け取った売上および仕入インボイスの詳細にかかるVATの四半期報告	データは特別なソフトウェアを使用して電子的な方法で提出しなければならない。	四半期ごと
11. 定期的な決裁データにかかる四半期ごとのVATの報告	詳細は特別なソフトウェアを使用して電子的な方法で提出しなければならない。また、定期的なVATの支払いに関するデータを含まなければならない。 2020年度の提出期限は以下のとおり： 第1四半期は2020年5月31日 第2四半期は2020年9月16日 第3四半期は2020年11月30日 第4四半期は2021年2月28日	四半期ごと

## 4.10 会計帳簿および記録の適切な作成を怠った場合

会計記録の作成を怠った場合、2016年12月31日までは1,032ユーロから7,746ユーロ、2017年1月1日以降は1,000ユーロから8,000ユーロの罰金の対象となる。いずれの事業年度においても、2016年12月31日までの課税期間に51,645.69ユーロ以上、2017年1月1日以降は50,000ユーロ以上の未払法人税またはVATがある場合、罰金は2倍となる。

企業が利益または売上高を隠蔽する目的で会計帳簿および記録の作成を行わなかった場合、法定代表者は刑事訴追を受ける。

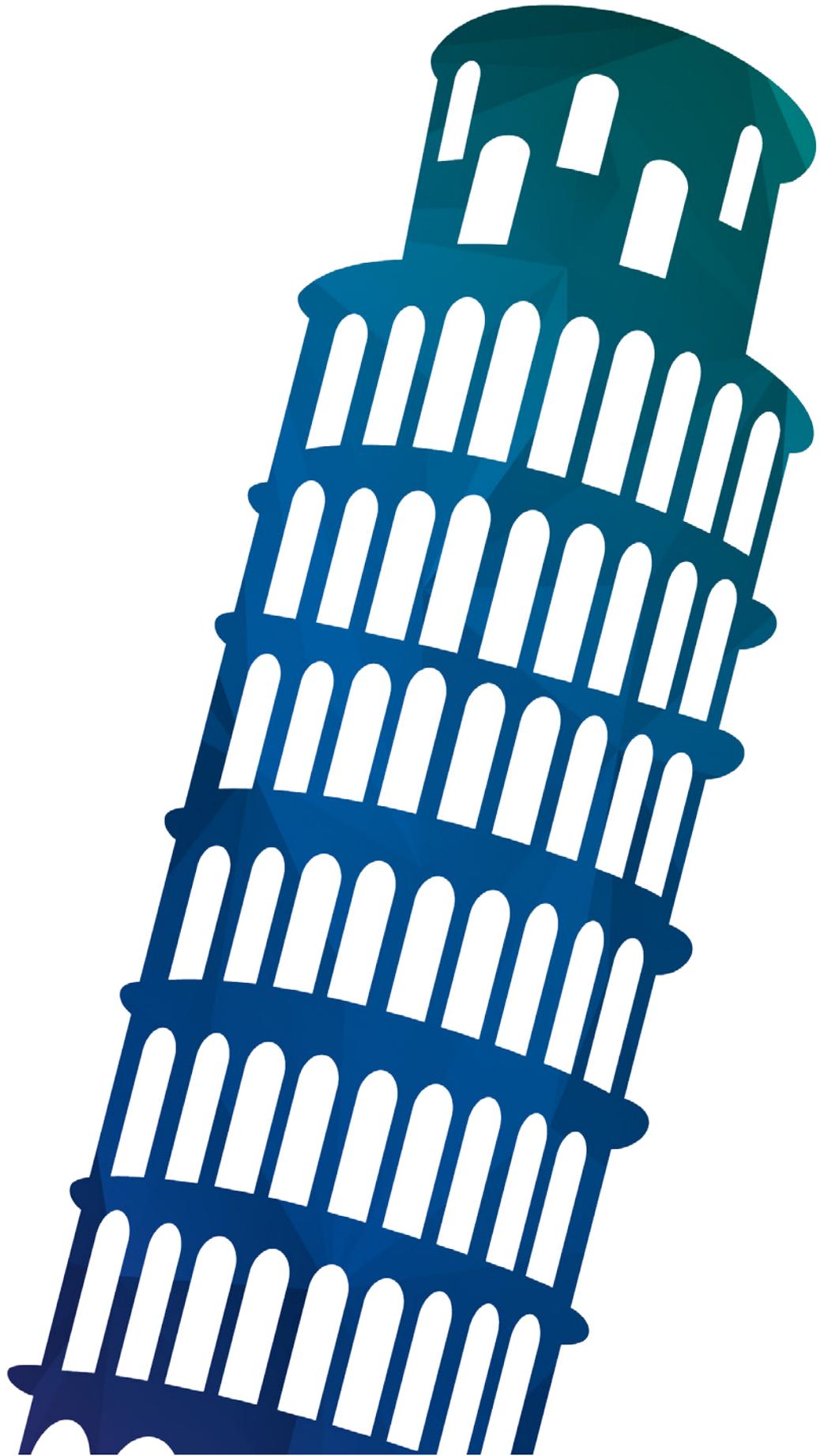
会社設立の際に、会計帳簿および記録の保存場所ならびに税務調査時にそれらにアクセスできる場所を税務当局に報告しなければならない。その後変更があった場合にも同様に、税務当局に報告しなければならない。

前述のとおり、海外での記帳は必須となるすべての会計帳簿および記録を必要に応じて（すなわち税務調査の時などに）即時に印刷できることを条件に認められている。ただし、原本は光学保存システムが法令で認められるまでの間、イタリアで保存しなければならない。

## 4.11 電子インボイス

2019年1月1日より、すべての企業間（B2B）取引のインボイスは電子的方法により発行し、SDIを介し送信しなければならない。





## 5.法人所得税制

### 5.1 国内税務

法人税にかかる基本情報	
法人税率	24% 法人税 (IRES) + 3.9% 地方法人税 (IRAP)
利子控除の制限	有 (過大支払利子税制)
休眠会社に対する規則	有
パテントボックス税制	有
欠損金に対する優遇措置 (繰越/繰戻)	繰越
譲渡益税率	26%/0%
資本参加免税	有 (95%免税)
非居住者への配当にかかる国内法の源泉税率	26%/11%/1.2%
非居住者への利子にかかる国内法の源泉税率	26%/12.5%/5%/0%
非居住者へのロイヤルティにかかる国内法の源泉税率	30%/22.5%
イタリアの租税条約締結国数	101
被支配子会社からの配当所得に対する二重課税の救済措置 (税額控除/免税)	免税 (95%)
在外恒久的施設に帰属する所得に対する二重課税の救済措置 (外国税額控除)	外国税額控除 ; 特定の要件のもと免税を選択可
連結納税	有
二重課税に対する救済措置	有 (外国税額控除)
一般的租税回避防止規定	有
外国子会社合算税制 (CFCルール)	有

### 5.1.1 税務上の居住地

会社または事業体は、登録された事務所、経営拠点または主たる事業所が事業年度の半分以上にわたってイタリアに所在する場合、イタリアの税務居住者となる。

非居住者企業がイタリア国内所得のみに課税されるのに対して、居住者企業は全世界所得に対して課税される。

### 5.1.2 税率

法人税（IRES）の税率は24%である。銀行およびその他の金融機関については、27.5%である。

標準的な地方法人税（IRAP）の税率は3.9%であるが、地方自治体は、最大0.92%の税率を標準税率に加減算することができる。IRAPの課税標準は、通常、IRESの課税標準とは異なる。

したがって、合算税率はおよそ27.9%となるが、実効税率は状況によってかなり異なる。

### 5.1.3 課税所得の計算

#### IRES

課税所得は、イタリアGAAPまたは国際会計基準／国際財務報告基準（IAS/IFRS）に従って作成された損益勘定に基づいて計算され、税法および税制に従って調整される。通常、発生主義が適用されるが、例外として、配当および役員報酬は受領時に課税される。

一般に、損益勘定に計上されるコストおよび費用は、税務上も損金算入することができる。ただし、以下の項目は損金算入できない。

- 包括的リスク引当金、税法で規定されていない引当金（棚卸資産の陳腐化にかかる引当金など）
- 過年度にかかるコスト／費用（偶発債務（*sopravvenienze passive*）として知られる）

IAS/IFRSを適用する企業（銀行および上場企業など）、または、イタリア会計基準が適用される大会社の場合、収益および費用の定義、発生および分類のためのIAS/IFRSの基準は、法人税務上も適用され、所得税法典（ITC）に含まれるいかなる条文よりも優先される。

金融商品およびデリバティブに関する一定の規則など、IAS/IFRSを適用する企業に適用される規則の多くがイタリアGAAPを適用する企業にも適用されている。

#### IRAP

課税所得は、損益勘定に基づき一定の調整を加えて計算される。例えば、貸倒引当金および支払利子（リース料に対する利子を含む）は、原則として損金に算入されない。

無期限雇用契約の従業員の人件費は、IRAP上、全額損金算入される。臨時従業員の人件費は、特定の要件を満たす場合には、一部が損金に算入される（人件費の70%）。

IASを適用する企業は、IAS/IFRSの損益計算書の対応する科目に基づいて計算した金額を課税標準としなければならない。

IRAPそのものは費用として認められないが、その事業年度中に利子を負担した場合、IRES上は、IRAP納付額の10%は損金算入が可能である。さらに、損金算入されない人件費に対して課税されたIRAPは、IRESの課税所得の計算上、控除することが認められている。

銀行および保険会社に対しては、特別な規則が適用される。

#### パートナーシップの課税所得

イタリアのパートナーシップは、税務上パススルーであり、法人所得税（CIT）の対象となる納税者リストに含まれない。所得は、実際に支払われたかどうかにかかわらず、パートナーに分配される。ただし、CITの対象となる企業の所得と同様に、ジェネラル・パートナーシップ（'società in nome collettivo' または 'Snc'）およびリミテッド・パートナーシップ（'società in accomandita semplice' または 'SAS'）の両方の所得は、それらに資本所得また雑所得などの他の所得が含まれている場合であっても、常に事業所得として取り扱われる。その所得は、企業家であるかどうかにかかわらず、拠出額の比率に応じて、事業所得としてパートナーに分配され、課税される。

非居住者であるパートナーに分配されるイタリアのパートナーシップの所得は、その非居住者パートナーがイタリアに恒久的施設を有していない場合であっても、イタリアでは常に事業所得として課税対象となる。

### 5.1.4（国内向け）配当および譲渡損益の税務上の取扱い

#### 配当

国内配当の95%は、IRESが免除される。ただし、IAS/IFRSを適用する企業の場合、売買目的有価証券から受け取る配当は、全額課税される。

国内配当および株式にかかる譲渡益は、IRAPの課税標準に含まれない。

配当を行った企業が (i) 低税率地域<sup>7</sup>の居住者ではない、かつ(ii) 支払配当<sup>8</sup>の損金算入が認められていない場合には、外国配当の95%についてIRESが免除される。

CFC低税率地域に所在するまたは事業を行う関連会社から居住納税者が受け取る配当の100%は、イタリアまたはCFC低税率地域以外の地域に所在する被支配企業を通じて配当を直接または間接に受け取ったかどうかにかかわらず、イタリアのIRESの課税対象となる。

以下の場合、配当は低税率地域で発生するとみなされるため、居住者である株主に対して100%課税される。

1. 直接または間接の支配持分（CFCルール<sup>9</sup>で定義されている）で、被支配企業の実効税率が、仮にその企業がイタリアに所在していたならば適用されるであろう税率の50%未満である場合
2. 他の株式持分で、投資先企業が、国内法（または同じ結果をもたらす特例制度）による税率の50%未満の名目税率の対象となる場合

以下の2つのセーフハーバー規則のいずれかが適用される場合、居住者である株主は100%課税を回避できる。

1. 納税者が、外国の管轄地域で現地の人員、設備、その他の資産および施設を通じて事業が実際に行われていることを証明できる（CFCセーフハーバー規則<sup>10</sup>）。これにより、配当が50%免除される（支配持分の場合は外国税額控除）
2. 納税者が、外国企業への投資が低税率地域への所得の移転ではないことを証明できる（課税要件）。これにより、標準的な95%免税が適用される。

納税者は、上記のセーフハーバー規則が適用されるかどうかを理解するために、タックス・ルーリングを申請することができる。

## 居住者企業における株式譲渡にかかる譲渡益

資本参加免税制度に基づき、株式または持分、同等の金融商品およびパートナーシップの持分の譲渡によって居住者企業が稼得した譲渡益の95%は、以下の要件を満たす場合、免税となる。また、譲渡損の100%は損金不算入となる。

- 売り手がその株式等を譲渡前12か月間継続して保有していること（購入時期が異なる同一企業発行の株式の場合には、先入先出法が適用される）

- 株式取得後に最初に承認された財務諸表上で固定資産（投資有価証券）として計上されていること
- 所有の最初の年からイタリアと租税情報交換協定を締結している国や地域の居住者が有している株式であること（または、グループ会社への売却の場合には5年以上所有している株式であること）あるいは、ルーリングを取得していること
- 売却前の3年間に実際の事業を行っている会社が保有していた株式であること

これらの要件を満たさない場合、IRES（IRAPは除く）は、一時金として納付しなければならず、分割納税は認められない。

通常、株式の簿価の消却、減損、時価への洗替えは、税務上行わない。ただし、場合によっては、一時的な措置が公表され、代替税を支払っていれば時価への洗替えが認められることがある。

## 事業資産にかかる譲渡益

事業資産の売却にかかる譲渡益は、一時金として課税されることもあれば、譲渡益が実現する年度から最長で5年にわたって課税されることもある（後者の場合は、資産は売却前の少なくとも3年間は保有されていなければならない）。この譲渡益は、IRESおよびIRAPの両方の課税対象となるが、事業または支店の譲渡によって実現した譲渡益の場合には、IRESのみが課され、IRAPは免除される。

### 5.1.5 損金

税法上、控除可能な損金にかかる規定について以下で説明する。これらの項目（決して網羅的ではない）は、別段の記載がない限り、IRESおよびIRAPの両方で損金に算入される。

## 有形資産の減価償却

収益を産む資産の減価償却は、それらの取得原価または製造原価を基礎としており、資産を購入するための借入金の利息を含む場合もある。この利息は、資産が使用に供されるまでの間、資産化しなければならない。

減価償却は、資産が最初に使用に供される日から開始しなければならない。減価償却費は、各業種別および各資産の種類別に財務省が提供する表を用いて算定される資産の見積耐用年数にわたって定額法により計算される。

使用から1年で、通常の減価償却率は半分になる。

<sup>7</sup> 「5.3.2 特定の租税回避防止規定」内「被支配外国企業（CFC）ルール」の項を参照のこと。

<sup>8</sup> 親会社指令（Parent Subsidiary Directive）の対象となるEU子会社からイタリアの親会社に支払われた配当である場合、子会社において損金算入することができない配当の95%は、イタリア親会社において免税となる。したがって、子会社において損金算入できる部分のみ、イタリアで課税される。

<sup>9</sup> 「5.3.2 特定の租税回避防止規定」内「被支配外国企業（CFC）ルール」の項を参照のこと。

<sup>10</sup> 「5.3.2 特定の租税回避防止規定」内「被支配外国企業（CFC）ルール」の項を参照のこと。

資産の取得原価が516.46ユーロ以下の場合、購入年度にその全額を一括償却することが可能である。

### 無形資産の償却

特許権、ノウハウ：各事業年度に取得原価の50%まで損金に算入することができる。すなわち、最短償却期間は2年である。

のれん、商標権：各事業年度に取得原価の5.55%まで損金に算入することができる。すなわち、最短償却期間は18年である。のれんおよび商標権の償却費は、企業の会計処理にかかわらず損金に算入される。したがって、のれんおよび商標権について会計上の償却が認められず減損テストを行わなければならないIAS/IFRS適用企業であっても、税務上、のれんおよび商標権の償却費を損金に算入することができる。

ライセンス、その他の権利：対象となる契約または法律によって定められる資産の耐用年数にわたり、定額法で損金に算入される。

### 修繕費および維持管理費

通常の修繕費および維持管理費は、事業年度の開始時に、減価償却可能な有形資産の総額の5%まで損金に算入される。残りの費用は、その後5事業年度にわたり損金に算入することができる。

### 交際費

交際費は、(i) 広告宣伝費と区別する特定の要件を満たし、かつ、(ii) 事業に関連するものであり、合理的かつ適正に文書化されている場合に、損金に算入される。

50ユーロ以下の贈答品にかかる費用は、その全額を直ちに損金算入することができる。

製薬会社には特例が設けられており、会議費の一部にかかる損金算入規定、医薬品または医薬品に関連する製品の販売促進を目的として直接または間接に医師、獣医、薬剤師などに提供される製品やサービスにかかる費用の損金不算入規定などがある。

### 固定資産税

法人税の計算上、2019年度は固定資産税の50%を控除でき、2020年度は60%、2022年度は100%が控除できる。地方法人税の計算上は、控除することはできない。

### 支払利子

純支払利子（受取利子を上回る支払利子部分）は、EBITDAの30%まで損金算入することができる。支払利子の損金算入にかかる規定は改正され、2018年12月31日を含む事業年度の翌事業年度から適用される。EBITDAは、売上高から売上原価と、有形資産の減価償却費、無形資産の償却費およびファイナンス・リース料を除く販売費および一般管理費を差し引いたものである。ただし、税法に従って計算されたこれらの科目の税務簿価を参照する必要がある（改正前は、各科目の会計上の簿価に基づいてEBITDAを計算する必要があった）。IASを適用する企業

は、IAS/IFRS損益計算書の対応する科目に基づいて計算した金額を基礎としなければならない。支払利子のうちEBITDAの30%を超える超過利子分は無期限に繰り越され、過去の超過利子所得に対して、または翌事業年度以降に発生した純支払利子がEBITDAの30%未満である範囲でEBITDAに対して控除することができる。ある事業年度において、EBITDAの30%が純支払利子を上回る場合には、その上回る部分は翌5事業年度（改正前：無期限）にわたって繰り越され、翌事業年度以降に利用可能なEBITDAを引き上げるために用いることができる。EBITDAの上回る部分は、先入先出法で相殺しなければならない。

国内の連結納税グループ内では、自らの支払利子（連結納税グループ加入後に発生したものに限り）のうちEBITDAの30%を超える超過利子分を、同じ連結納税グループ内の別の法人が自らの支払利子を控除するために用いなかったEBITDAの30%までの部分と相殺することができる。2016年以降、利子の相殺を目的とした国外関連会社の「バーチャルな連結納税グループへの加入」は認められなくなった。

銀行、金融機関および保険会社に対しては、特別な規則が適用される。

### 棚卸資産

法人税の税務上、棚卸資産は、先入先出法、後入先出法または加重平均法などの合理的な原価計算方法を使用して評価することができるが、後入先出法による価値を下回る金額で評価することはできない。棚卸資産の時価への評価減は、棚卸資産における商品の平均単価が事業年度の最終月の平均時価を上回っている場合のみ損金算入することができる。その他の評価減は、原則として、損失が発生した場合、すなわち、商品が販売または破棄された場合にのみ損金算入が可能であり、その場合は正式な手続きに従って処理されなければならない。仕掛品および完成品は、製造間接費を含む製造原価で評価しなければならない。長期契約の評価に対しては、特別な規則が適用される。

### 貸倒引当金

貸倒引当金は、各事業年度において、どの保証によってもカバーされていない売掛債権の額面金額（または取得原価）の0.5%まで計上することが認められている。ただし、貸倒引当金の総額が年次財務諸表に記載されている売掛債権の額面金額（または取得原価）の総額の5%を超える場合、引当金の損金算入は認められない。引当金は、IRESでのみ損金に算入される。銀行、金融機関および保険会社に対しては、特別な規則が適用される。

売掛債権の一部またはすべての貸倒れは、破産手続きが開始された場合またはすべての売掛債権が回収不能であることが証明された場合にのみ認められる。

貸倒損失は、以下のいずれかの場合に損金に算入される。

- (i) 正確で詳細な証拠によって疎明できる場合
- (ii) 債務者が破産手続きを進めている場合、もしくは合意された再生計画を有している場合

正確で詳細な証拠によって疎明できる場合とは、例えば、売掛債権の評価減または認識の中止が行われた場合、または、売掛債権の額面金額が2,500ユーロ（または売上高が1億ユーロ以上の企業の場合は5,000ユーロ）以下の場合で少なくとも6か月間支払遅延が生じている場合などである。

貸倒損失はまた、イタリアの破産手続きに類似した外国の破産手続きが実施されている場合にも損金算入が認められる。取引先が破産手続きを国内または国外のいずれで実施しているかにかかわらず、額面金額が2,500ユーロ（または売上高が1億ユーロ以上の企業の場合は5,000ユーロ）を超えず、かつ、少なくとも6か月間支払遅延が生じている場合、貸倒損失の損金算入に関する規則は同様であり、たとえ債務者が破産した年度や正確で詳細な証拠によって疎明された年度の後であっても、貸倒損失は、会計上認識された事業年度において損金に算入される。

ただし、関連する会計基準に従って債権の認識の中止を行わなければならないとなった事業年度以降は、貸倒損失は損金算入できない。

### 5.1.6 欠損金

IRESでのみ、欠損金は無期限で繰り越すことができ、翌事業年度の課税所得の80%まで控除することができる。ただし、事業開始後最初の3事業年度内に生じた欠損金については80%の上限は適用されず、将来の課税所得の100%に対して、それらを使い切るまで控除することが認められる。

欠損金は、以下の両方に該当する場合には、繰越しは認められない。

- 定時株主総会における議決権を伴う株式の過半数が、一時的であっても、第三者に譲渡される場合
- 欠損金が生じた事業年度に行っていた主たる活動が、企業の主な事業活動でなくなった場合（譲渡が行われた事業年度またはその2事業年度前かその翌事業年度に発生する場合、この変化は重要である）

企業が合併および分割に関与する場合にも、繰越欠損金に関する制限があるが、セーフハーバールール（企業活力テスト）も存在する。

連結納税期間中に欠損金が生じた場合、欠損金は、連結納税グループの親法人またはその他のグループ法人において生じた所得と相殺するために、その連結親法人に移転することができる。この親法人は、一般原則（欠損金は、各事業年度の課税所得

の最大80%まで、または事業開始後最初の3事業年度内に生じたものである場合には最大100%を控除できる）に基づいて、連結納税グループの欠損金を繰り越すことができる。

### 5.1.7 連結納税

国内外の両方で連結が利用可能である。

#### 国内連結納税

イタリア企業および1社以上のそのイタリア子会社は、以下の要件を満たす場合、国内連結納税を選択することができる。

- 親法人は、直接または間接に、
  - (i) 子法人の株主総会における議決権の過半数を保有していなければならない。
  - (ii) 子法人の資本金の50%超を保有していなければならない。
  - (iii) 子法人の利益に対する権利の50%超を有していなければならない。
- 親法人および子法人は、同じ事業年度を採用していなければならない。
- 親法人および加入するそれぞれの子法人は、連結納税を選択しなければならない。
- 国内連結納税を選択する決定は、最初の連結事業年度について提出する税務申告書の中で示されなければならない。
- 各子法人は、親法人の居住地において税務居住者となることを選択しなければならない。

国内連結納税は3事業年度にわたって続き、さまざまな影響を及ぼす。以下は、その一部である。

- 通常のIRES規則に従って各連結法人がそれぞれの課税標準を計算した後に、親法人が連結上の課税標準を計算する。
- 親法人は、定期的かつ最終的な納税を行い、純損失を繰り越すことができる。
- 連結中に連結法人で発生した欠損金は、他の連結法人の課税所得と相殺することができる。
- 課税グループを構成する前に発生した欠損金は、その欠損金が生じた法人の課税所得のみと相殺することができる。
- 事業用資産の譲渡は、通常の方法で課税される。
- この選択は3年間の拘束力を持ち、連結法人が連結離脱を選択しない限り、3年が経過するごとに自動更新となる。
- 連結の枠組みが早期に終了した場合、または3年後に更新されない場合には、クローバック・ルール（税金の払戻しに関するルール）が適用される。
- 連結の枠組みが早期に終了した場合、連結期間中に連結法人で発生した欠損金は、この連結法人単独で繰り越すこ

とができる。ただし、連結法人間で異なる基準を合意することもできる。

2014年までは、外国企業は、(i) 連結法人として、(ii) 条約締結国に居住する場合で、かつ(iii) イタリアに恒久的施設を有し、その資産にイタリアの連結法人の株式／持分が含まれる場合にのみ、イタリアの連結納税を選択することができた。2015年には、判例 C-40/13における2014年6月12日の欧州司法裁判所（ECJ）の判決で定められた原則に基づき、上記(iii)の条件が撤回された。したがって、イタリアの居住者企業は、条約締結国の居住者である外国企業により支配され、恒久的施設を通じてイタリアで事業活動を実施する場合、たとえその恒久的施設がイタリア企業の株式を保有していなかったとしても、税務上連結することができる。

さらに、イタリアの居住者企業は、EU/EEAの租税情報交換協定を締結している国や地域の居住者であり、イタリアに恒久的施設を有さない外国企業により支配されている場合も税務上連結することができる。他のEU/EEAの租税情報交換協定を締結している国や地域の居住者である被支配企業のイタリアまたはEU/EEAの租税情報交換協定を締結している国や地域に所在する恒久的施設も、連結することができる。この連結の方式では、非居住者である支配企業は、イタリア（またはEU/EEA）の被支配企業をサブグループの連結法人として指定することが求められる。

## 国際連結納税

イタリア企業は、以下に該当する場合、非居住者である子会社と国際連結納税を選択することができる。

- (i) 規制市場に上場している、または
- (ii) 政府、政府系組織または直接にも間接にも他の居住者または外国企業を支配していないイタリアに居住する個人により支配されている。

適格非居住者子法人とは、居住者である親法人が資本、議決権、受益権の50%超を直接または間接に保有する子法人であり、以下のすべての要件を満たさなければならない。

- すべての非居住者子法人が課税グループに参加していなければならない（オールイン・オールアウトの原則）。
- 親法人および子法人は、同じ事業年度を採用していなければならない。
- 連結会社の財務諸表は、監査を受けなければならない。
- 非居住者子法人は、財務諸表の監査について書面による同意および連結課税所得を算定する際に親法人と協力する書面による念書を提供しなければならない。

国際連結納税は、イタリア歳入庁により、ルーリングの形式で発行される承認を受ける必要がある。この連結納税の方式は、少なくとも5年間有効であり、連結加入法人が連結離脱を選択しない限り、3年が経過するごとに自動更新となる。

国際連結納税制度に基づき、IRES規則（特定の調整を除く）に従って算定される各非居住者子法人の所得は、子法人の利益の割合に応じて親法人に配分される。会社が課税グループへの参加を選択する前に発生した欠損金は、課税グループが存続する間に生じた所得と相殺することはできない。

## 5.1.8 コンソーシアム免税

適格なイタリア企業の課税所得または欠損金は、選択により、利益配当請求権の比率に応じて、イタリアの法人株主に配分される。適格企業とは、株主がすべて法人であり、その法人株主がその会社の利益および議決権の10%から50%の権利を保有している企業を言う。この選択は、居住者企業およびすべての株主が共同で行使しなければならない。

制度の選択は3年間の拘束力を持ち、参加者が離脱を選択しない限り、3年が経過するごとに自動更新となる。

外国企業である株主は、イタリア子会社が分配した利益に対して源泉徴収税が課されないという条件で、この制度を選択することができる。実務上、この要件は親子会社指令が適用される場合にのみ満たされる。

連結納税を選択した企業は、この制度の対象とはならない。

株主が繰り越している選択前に発生した欠損金は、コンソーシアム免税に基づいて配分された利益と相殺するために利用することはできない。

## 5.1.9 インセンティブ

### パテントボックス

2014年12月31日を含む事業年度の翌事業年度以降、イタリアの居住者である企業家またはイタリアと租税条約を締結し、租税情報交換を行っている国に所在する事業体のイタリアの恒久的施設が研究開発活動を行っている場合には、パテントボックス税制の適用を選択することができる。

この税制においては、適格所得の一定割合が課税標準から免除される。適格所得は、適格知的財産（コピーライトにより保護されるソフトウェア、特許、意匠、モデル、プロセス、機密製法ならびにノウハウを含む工業的、商業的または科学的知識）のライセンスの供与または直接使用から得られるものである。IRESまたはIRAPの課税標準に含まれない適格所得の割合は、2015年には30%、2016年には40%、2017年には50%であった（暦年を事業年度とする納税者の場合）。一度選択すると、適用の取消しは認められず、5年間は継続しなければならない。更新は可能である。

納税者は以下の2つの方法から課税標準を算出することができる。

- タックスルーリング
- 自ら算定

課税標準の適格割合は、無形資産の製作に要した費用総額に対するこの資産の維持および開発に要した研究開発費の比率で算出される。この計算方法は、OECDの「ネクサス・アプローチ」に基づくものである。

## 研究開発費税額控除

2020年の予算法において、研究開発税額控除に関する改正が行われた。研究開発税額控除の対象となる費用は、以下の区分に応じ、定められている。

- 科学または技術の分野における基礎研究、産業研究または実験開発;
- カテゴリーB：科学技術以外の技術革新の分野における新製品・改良された製品、生産プロセスの開発;
- カテゴリーC：テキスタイル、ファッション、履物、アイウェア、金、家具、家具、陶器などの製品分野で事業を展開する企業が行う新製品やサンプルの計画と製造のためのデザインなど

税額控除は以下の区分に応じて適用される。

- － カテゴリーAの活動の場合、税額控除額は適格費用（受取補助金または寄付金を控除後）の12%、税額控除額は300万ユーロが上限となる。
- － カテゴリーBの活動の場合、税額控除は適格費用（受取補助金または寄付金を控除後）の6%または10%。税額控除額は150万ユーロが上限となる。
- － カテゴリーCの活動の場合、税額控除は適格費用（受取補助金または寄付金を控除後）の6%。税額控除額は150万ユーロが上限となる。

会計年度が12ヵ月より短いまたは長い場合には、税額控除額は調整される。当該税額控除は3年間で控除される。

研究開発税額控除を適用するためには、納税者は、実際に費用が発生したことについて、監査人が発行する証明書を取得する必要がある。納税者はまた、進行中のプロジェクト/サブプロジェクトに関連して、各会計年度における活動の目的、内容、結果などを示すレポートをまとめて保管する必要がある。

## みなし利息控除 (ACE)

2010年12月31日以降増加した資本に一定の利率を乗じることによって計算された金額をIRESの課税標準から控除することが認められていた。ACEは、税務上の損失を差し引いた純利益の計算後に適用され、みなし利息の額が純利益の額を超えた場合、

その余剰部分は翌事業年度以降に全額無期限で繰り越され、課税所得から控除することができた。

2019年予算法により、ACEは2019年1月1日をもって廃止され、暦年を事業年度とする納税者にとっては、2018年度が最終適用事業年度となっている（利率は1.5%）。

2018年12月31日に終了した事業年度の純利益の額を超えるみなし利息の額は、翌事業年度に繰り越されて控除されるか、（全部または一部が）税額控除に変換され、IRAP納付額を減らすためにのみ5事業年度にわたって均等に使用される。

## 資産への投資に対する税額控除

スーパー償却およびハイパー償却は投資に対する税額控除、インダストリー4.0に変更された。

税額控除は当該資産を利用<sup>11</sup>または使用した事業年度の翌事業年度から5年間または3年間で均等償却される。

- － 添付Aに規定されている設備の適格投資に該当する金額の上限は1,000万ユーロで、税額控除額は (i) 投資額250万ユーロの40%。(ii) 残りの投資額の20%となる。ただし、自動車やその他の輸送手段などは適格投資に該当しない。
- － 添付Bに規定されている無形資産の適格投資に該当する金額の上限は70万ユーロで、税額控除額は投資額の15%となる。
- － 上記以外の資産の税額控除額は投資額の6%となる。

これらの投資を2020年1月1日から2020年12月31日までの間に行うか、2020年12月31日まで販売業者が受注し、2021年6月30日までに費用の20%が支払われている必要がある。

当該投資した資産はイタリア国内において使用される必要がある。

投資した資産が売却された場合、または、海外に移転された場合には、当該部分は税額控除の対象とならない。

## インダストリー4.0研修費

インダストリー4.0従業員研修費税額控除の適用は、2019年12月31日に進行中の事業年度の翌事業年度も延長された。この税額控除の適用額は以下のとおりとなる。

- 小規模企業：適格費用の50%、年間300,000ユーロを上限
- 中規模企業：適格費用の40%、年間250,000ユーロを上限
- 大規模企業：適格費用の30%、年間250,000ユーロを上限

<sup>11</sup> 生産管理システム、供給管理システムとの連携

適格研修を受けた労働者が恵まれない従業員または非常に恵まれない従業員として分類される場合、税額控除は60%となる（年間上限額は変わらない）。

税額控除は対象となる費用が発生した事業年度の翌事業年度から使用できる。

当該規定は、禁止行為をしている事業者、労働安全衛生規則に準拠していない事業者、労働者の国民保険を支払う義務を果たしていない事業者などは、適用できない。

当該規定は、以前の規定のように内部または地域の団体交渉協定を締結する義務や協定の訓練を詳述し、地元の労働監督官庁に提出する義務もない。

### 企業結合促進のための税制

企業結合を促進するための減税が導入されている。これにより、合併、分割、事業譲渡による特定の項目（のれん、有形、無形資産）の税務上の簿価の再調整については、最初の5百万ユーロは課税されない。当該減税措置は、2019年5月1日から2022年12月31日までに締結された取引が対象となる。減税を受けるためには、以下の条件を満たす必要がある。

- 企業結合の結果として生じる会社はイタリア居住会社である。
- 企業結合に関与する会社は同じグループ会社に属していない、または、グループ会社から間接的に20%を超える株式所有や支配されていない。
- 各企業は少なくとも2年間活動している。
- 企業結合の結果として生じる会社は最初の4事業年度はさらなる特別な取引を行わず、ステップアップした資産を売却しない。

### その他のインセンティブ

その他の優遇措置には、革新的な新興企業または中小企業に投資を行う企業、従業員の資格取得を促す研修を提供する企業、株式上場のためにコンサルティングサービスを購入する中小企業などが利用可能なものがある。

### 特定の費用に対する税額控除

特定のセクター／地域で発生した費用や、農業、南イタリアの開発途上地域、改善されたエネルギー効率など立法者が奨励することを望む特定の目的のために発生した費用に対して、税額控除の形式で企業に付与されるいくつかのベネフィットが存在する。

## 5.1.10 デジタルサービスに対する新税（ウェブ税）

2020年予算法において、デジタルサービス税が導入された。IPアドレスなどで特定されるイタリアユーザーに対するデジタルサービスに対して、3%の税率により課税する。デジタル取引は以下の3つに区分される。

カテゴリA：インターフェース上のユーザーをターゲットにした広告の配置

カテゴリB：ユーザーが互いに連絡を取り合い、商品やサービスの直接供給を可能とするマルチサイドデジタルインターフェースの提供

カテゴリC：ユーザーから収集し、デジタルインターフェースを使用して組成されたデータ

プロバイダーがユーザーに対してデジタルコンテンツを提供することを目的とするインターフェースの提供などの一定の取引はデジタルサービスの対象とならない。

また、グループ会社間におけるデジタルサービス収益に関しても、対象とならない。

企業（会社およびグループ）によって前事業年度内に提供されるデジタルサービスの年間収益（発生する源泉地は問わない）の合計額が7億5,000万ユーロ以上であり、イタリア国内で提供されるデジタルサービスの年間収益の合計額が550万ユーロ以上の場合に適用される。

デジタルサービスの課税標準などを毎月ベースで把握するため、課税対象企業は特別な台帳を保持する必要がある。

課税標準は、デジタルサービスの暦年の収益となる。

ウェブ税の支払期限は課税収入が得られた翌年の2月16日までとなり、申告書の提出期限は3月31日までとなる。

グループ会社の場合、コンプライアンスを処理するための対象会社を任命しなければならない。

非居住者の課税対象者（イタリアに恒久的施設がなく、EUまたはEEA加盟国でイタリアとの間に相互行政支援に関する条約に署名していない国の者）は、デジタルサービス税を履行するために代表者を任命する必要がある。

課税対象サービスがイタリアで提供される場合、課税対象となる収益は全世界の収益のうち、イタリアに関連する部分となり、その割合は以下のとおり計算される。

- カテゴリAの場合：ユーザーがイタリアにいるときにユーザーのデバイスに表示される広告の割合
- カテゴリBの場合：

- サービスが、ユーザー間で直接商品またはサービスの提供を容易にするデジタルインターフェースを含む場合：デジタルインターフェースのユーザーの1人がイタリアにいる割合
  - サービスに上記のポイント1に示されたもの以外のタイプのマルチサイドデジタルインターフェースが含まれる場合：インターフェースを介して利用可能なサービスのすべてまたは一部にアクセスできるイタリアのアカウントを持っているユーザーの割合
- ー カテゴリーCの場合：デジタルインターフェース取引データまたは収集されたもののうち、イタリアのユーザーに関する割合

イタリアのデジタルサービス税は、EUとOECDの両方が議論している新しい税法を予測することを目的としている。したがって、国境を越えたフレームワークが実装されると、イタリアのデジタルサービス税は自動的に廃止され、国際的な取扱いと国内での取扱いの不一致は回避されることとなる。

## 5.2 国際税務

### 5.2.1 源泉所得税

#### 5.2.1.1 非居住者に対する配当

非居住者株主に支払われる配当は、通常、26%の税率で源泉徴収される。非居住者の居住国の税務当局が発行する証拠書類を提出することにより、同じ配当に対して最終的な税金が支払われたことを証明することができる配当の受領者は、部分的な還付（26%の源泉徴収税のうち最大で11%まで、以下「11/26」）を申請することができる。また、貯蓄型株式に対しても26%の源泉徴収税がある（ただし、11/26の税額控除の還付はない）。イタリアと租税情報交換協定を締結している国や地域<sup>12</sup>に設立されているEUおよびEEA年金基金に支払われる配当に対する源泉徴収税率は11%である（11/26の税額控除の還付はない）。

親子会社指令が適用されない場合、EUまたはEEAの租税情報交換協定を締結している国や地域の居住者であり、CITを納付する企業またはその他の事業体に支払われる配当は、国内法による源泉徴収税率である1.2%に引き下げられる可能性がある（これは、国内の親会社が受け取った配当に適用される税率と同じである）。上記の税率は、租税条約に基づいて引き下げられることもある。

#### 親子会社指令

親子会社指令に従って、配当の支払前に少なくとも1年間継続的に、イタリア子会社の株式の少なくとも10%を保有する適格EU親会社に対する配当には、源泉徴収税は課されない（適格

会社は親子会社指令の対象である法的形態の1つを有しており、EU加盟国に居住し、法人所得税を免除されていない）。

配当支払日までに、受益権所有者は、免除の適用を直接受けるために、支払者（源泉徴収義務者）に書類を提出しなければならない。この書類には、外国の税務当局が署名した居住者証明および受益者による最短保有期間が遵守されていることの証明が含まれる。

#### EUとスイスとの2004年10月26日付協定

本協定第15条に基づき、イタリアは、2005年1月1日前に発効した親子会社指令に規定されている条件と実質的に同じ条件の下、スイスに居住する企業に対して支払われる配当は非課税としなければならない。条件は以下のとおりである。

- 親会社は、子会社の株式の少なくとも25%を少なくとも2年間直接保有していなければならない。
- 一方の会社は、イタリアの税務居住者でなければならない、他方の会社は、スイスの税務居住者でなければならない。
- 第三国との租税条約の下では、いずれの会社も、この第三国の税務居住者であってはならない。
- どちらの会社も、免除の適用を受けることなく、完全にCITの課税対象でなければならない。
- 各会社は、法人でなければならない。

#### 5.2.1.2 非居住者に対する利子およびロイヤルティ

##### 利子

一般に、利子の支払いには、26%の源泉徴収税が課される。この税率は、租税条約に基づき引き下げられることがある。また、国内法に基づく一定の軽減税率または免税制度もある（下記参照）。例えば、イタリアの国債および類似の金融商品からの利子は、12.5%の軽減税率が適用される。さらに、利子およびロイヤルティ指令の要件を満たす場合、免税となる（「5.2.1 源泉所得税」内「利子およびロイヤルティ指令に基づく免税」の項を参照のこと）。

##### イタリア企業からEUの関連会社に支払われる利子

以下の場合、イタリア企業から他のEU加盟国に設立された関連会社に支払われる利子については、源泉徴収税について5%の軽減税率が適用される。

- (i) 受領者の受益権所有者としての地位以外に、利子およびロイヤルティ指令により規定されているすべての免税要件を満たす場合

<sup>12</sup> 用語解説の定義を参照のこと。

- (ii) 非居住者関連会社が、EUまたはEEAの租税情報交換協定を締結している国や地域の規制市場に上場される社債を発行している場合
- (iii) EU企業への利子の支払いによって、社債の所有者への利子が支払われる場合
- (iv) EU企業が発行した社債が、イタリア企業または他のグループ企業（親会社など）によって保証されている場合

イタリアと租税情報交換協定を締結している国や地域に設立された外国納税者に対して支払われる適格社債の利子の免除

利子および類似の収入（割引発行など）は、以下の両方の要件を満たす場合には、源泉徴収税が免除される。

- a) 非居住者である受領者が、(i) 外国の中央銀行またはその国の公的な基金に投資する団体である、または (ii) 課税対象であるかどうかにかかわらず、イタリアと租税情報交換協定を締結している国や地域の居住者である場合（これらの居住者には、投資ファンドのような機関投資家が含まれる場合もある）
- b) 利子が、とりわけ、(i) イタリア債およびイタリアと租税情報交換協定を締結している国や地域の国債、(ii) イタリアの銀行、またはEEAの租税情報交換協定を締結している国や地域の規制市場や多国間取引機関でその株式が取引されるイタリア企業が発行する社債、社債に類する証券およびコマース・ペーパー、(iii) 証券化ビークルが発行する債券。場合によっては、非上場企業が発行する社債、社債に類する証券およびコマース・ペーパーの利子も免税の対象となる可能性がある

非居住者である受益権所有者が免税の適用を受けるためには、居住銀行またはその他の認可された金融仲介機関にこの社債を預け、特別な書類を提出しなければならない。

### クロスボーダー貸付金にかかる利子の免税

源泉徴収税の免除は、以下のすべてが該当する場合、クロスボーダー貸付金の利子にも適用される。

- (i) 中長期の貸付金である。
- (ii) 借手が居住者企業である。
- (iii) 貸し手が、EU加盟国に設立された銀行または保険会社、または、イタリアと租税情報交換協定を締結している国や地域に設立され、監督対象となっている機関投資家（例えば、投資ファンド）である。

イタリアのクローズエンド型不動産投資ファンド（REIFs）が外国の機関投資家に分配した利益

イタリアのクローズエンド型不動産投資ファンドREIF（所得税免除の対象となるもの）が非居住者の投資家に利益を分配する場合、それらの利益はイタリア歳入庁によって利子とみなされ、源泉徴収を通して課税される。ただし、利益の受益者であることに加えて、非居住者の投資家が次の場合には、源泉税は免除される。

- (i) 協同組合の管轄区域に設立された年金基金または集団投資
- (ii) イタリアで有効な国際協定に基づいて設立された国際的な事業体
- (iii) 国の公的準備金を管理する中央銀行

### ロイヤルティ

通常、居住納税者（非居住者のイタリアの恒久的施設を含む）が非居住納税者に支払うロイヤルティに対して、30%の最終源泉徴収税が課税される。ロイヤルティの定義は、OECDモデル租税条約コメントリーで提供されているものとはほぼ一致している。非居住者であるロイヤルティの受領者が対価としてIPを取得した場合、課税標準はロイヤルティの総額の75%に引き下げられる（すなわち、源泉徴収の実効税率は22.5%となる）。非居住者／企業のイタリアの恒久的施設に対する支払いには、源泉徴収税は課されない。源泉徴収税は、租税条約または利子およびロイヤルティ指令（下記参照）に基づき、減額または免除される場合がある。

### 利子およびロイヤルティ指令に基づく免税

利子およびロイヤルティ指令に基づき、以下の要件を満たす場合、利子およびロイヤルティは、イタリアの源泉徴収税が免除される。

- (i) 利子またはロイヤルティの受益権所有者は、他のEU加盟国企業、または他のEU加盟国に所在するEU加盟国企業の恒久的施設である。
- (ii) 支払者および受益権所有者は、利子およびロイヤルティ指令における要件に対応する、大統領令第600/73号の別表A（法的書類）および別表B（納税義務）に規定されている要件を満たす企業（または企業の恒久的施設）である。
- (iii) 支払者および受益権所有者は、以下のいずれかの方法によって関連性を有している。
  - a) 支払者は、受益権所有者の議決権の少なくとも25%を直接保有している。
  - b) 受益権所有者は、支払者の議決権の少なくとも25%を直接保有している。
  - c) 大統領令第600/73号の別表Aおよび別表Bに規定されている要件を満たす第三者である会社が、支払者および受益権所有者両方の議決権の少なくとも25%を直接保有している。

これらの持分は、少なくとも1年間継続して保有されなければならない。

受益権所有者は、免除の適用を直接受けるために、支払日まで  
に支払者（源泉徴収義務者）に書類を提出しなければならない。

## EUとスイスとの2004年10月26日付協定に基づく免税

本協定第15条に基づき、スイスに居住する企業への国外利子およびロイヤルティの支払いは、2015年7月1日発効の利子およびロイヤルティ指令に規定されている要件と実質的に同じ要件の下で免税となる。ただし、要件として、保有期間は1年ではなく2年、議決権ではなく株式の25%保有が求められる。

## Brexitの影響

Brexitが合意なき離脱をした場合でも、イタリアは、英国の撤退後、最大18ヵ月間にわたり、英国がまだEUの一部であるかのように、EU指令法を適用し続ける必要がある。

## 5.2.2 恒久的施設

### 恒久的施設（PE）の定義

IRESおよびIRAP上のPEとは、外国企業がイタリア国内においてその全部または一部の事業を行う一定の場所をいう。

BEPS行動7最終報告および2017年OECDモデル租税条約のコメントリーにおけるOECDによる提案と完全に合致させるために国内のPEの定義が拡大され、2018年以降効力を発している。

これらの国内のPEの定義の変更は、多数国間協定（MLI<sup>13</sup>）に関するイタリアの立場に合わせて調整する必要がある。例えば、イタリアは、代理人PEの定義を拡大しない権利を有している（「5.2.7 租税条約」の項を参照のこと）。

ITC上、納税者が反証を提示しない限り、**一定の事業拠点としてのPE**を構成すると推定される例が列挙されている。その例とは、(i) 事業の管理場所、(ii) 支店、(iii) 事務所、(iv) 工場、(v) 作業場および (vi) 採鉱場、石油またはガス田、採石場またはその他の天然資源を採掘するための場所である。ただし、(a) その活動が「ネガティブ」リストに含まれている場合（すなわち、活動が一定の事業拠点としてのPEを生じさせない場合）および(b) 特定の予備的または補助的な活動のためだけに使用されている場合には、この事業拠点はイタリアのPEとみなされない。なお、この2番目の要件は、納税者によって証明されなければならない。

2018年予算法は、また、「イタリアにおける物理的存在とならないような方法で設立された、イタリア領内における重要かつ継続的な経済的存在」として、一定の事業拠点となるPEの追加的定義、いわゆるデジタルPEを導入している。したがって、2018年以降、データの電子的収集と配信を可能にするコンピュータまたは同様のシステムのイタリアでの設置により、一定の事業拠点としてのPEを生じさせる可能性がある。

一定の事業拠点のPEの新しい定義には、細分化防止規定も含まれる。これは、PEの存在の可能性を確認するために税務調査を実施する場合、イタリアの税務当局担当者は、税務目的で正式に設立または特定されていない事業体を介しているとしても、イタリアのすべてのグループ企業が実施する活動をそれぞれ精査しなければならないことを意味する。互いに統合されたビジネスプロセスと機能をグループ化し、アクティビティの組み合わせの予備的／補助的特性を評価する必要がある。

2018年時点で、非居住者企業の名称で、イタリアで慣習的に契約を締結するか、またはその非居住者企業による重大な変更なしに（商品の購入以外の）契約の締結のために業務を行う居住者または非居住者は、非居住者企業のイタリアにおける**代理人PE**とみなされる。ただし、非居住者企業がブローカー、一般仲介業者またはその他の独立した代理人を通じてイタリアで事業活動を行っているという事実は、それらの代理人が通常の業務の範囲内で活動している限り、PEを構成しない。さらに、非居住者企業が居住者企業を支配している、または居住者企業に支配されている、もしくは両方の企業が同一の第三者により支配されているという事実だけでは、一方の企業が他方のPEとなることはない。2018年予算法は、代理人PEを除外するために、代理人が法的、経済的に独立していなければならない範囲も変更している。密接に関連している1つ以上の企業のために独占的にまたはほぼ独占的に行動している人は、もはや独立しているとはみなされない。

PEの国内の定義は、現在、基本的には、2017年のOECDモデル租税条約に定められている定義と一致している。

## 課税所得の算定

外国企業のイタリアのPEは、イタリアにおける事業所得についてIRESおよびIRAPの両方が課税される。その課税所得は、居住者企業に適用される規則に従って計算される。

本店がEU域内にあるかどうかにかかわらず、現行では、本店に移管される純利益に対して支店送金税は課されない。

PEに対する利益の帰属は、現在、OECDモデル租税条約のアプローチ（「これらの利益は、PEが別個の独立した企業であれば、

<sup>13</sup> OECDの「税源浸食および利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約」

生成すると見込まれる利益である」) およびPEに対する利益の帰属に関する2008年および2010年のOECD報告のアプローチならびに2018年のOECDのPEに対する利益の帰属に関する追加ガイダンスにも沿っている。PEとその外国本社との間のいわゆる「内部取引」も、公正妥当でなければならない。

### 5.2.3 多国籍企業に対する協力および連携の強化

2019年において、イタリア歳入庁は、PEの存在を明確にするための、2017年に導入された多国籍企業に対する特定に関する規定を発行した。

イタリアで直接販売を行う大規模な多国籍企業は、イタリア歳入庁にルーリング申請を行い、活動がイタリアの恒久的施設に該当するかどうかを確認するためにすることができる。

PEが存在するとみなされた場合、申請者は罰則の大幅な軽減を受けことができ、刑事罰も回避でき、恒久的施設に帰属する利益を知ることができ、その他にも、重要なベネフィットを受けることができる。

当該手続きは、次の外国法人が対象となる。

- 過去3年間に於いて、世界の年間売上高が10億ユーロを超えたことがある大規模な多国籍グループに属している会社
- 過去3年間に於いて、イタリアでの年間売上（グループのすべての非居住者による全体的な売上）が5,000万ユーロを超える商品またはサービスを提供したことがある会社
- 同じグループに属する常駐補助サポート会社（または恒久的施設）の支援を受けて、上記の商品またはサービスを提供した会社

イタリア歳入庁がイタリアに非公開の恒久的施設が存在する可能性についての税務調査などの開始をすでに通知している場合、この手続きは適用できない。

非居住者がイタリアの恒久的施設を通じて活動されていないことが判明した場合には、事実および法的状況が変わらない限り、イタリア歳入庁はこの調査結果に拘束される。

### 5.2.3 支店免税制度

居住納税者は、支店免税制度により、すべての外国支店の免税を（オール・オア・ナッシングで）選択できるようになった。CFCとして適格な支店がある場合（「5.3.2 特定の租税回避防止規定」内「被支配外国企業（CFC）ルール」の項を参照のこと）、支店免税制度は適用されず、この支店の所得はCFC所得のよう

にイタリア本社に配分される。対照的に、このCFC支店がセーフハーバールール（「5.3.2 特定の租税回避防止規定」内「被支配外国企業（CFC）ルール」の項を参照のこと）に準拠している場合、支店免税制度を引き続き利用することができる。制度の選択前にこの支店で発生した損失には、特定のクローバック・ルールが適用される。

### 5.2.4 外国税額控除

一定の要件を満たす場合、外国事業所得について支払われた税金は、IRESの計算上、総所得（繰越欠損金控除後）に対する国外所得の割合に相当する部分を限度として、納付すべきIRESから控除される可能性がある。この限度額は、各国に適用される。

この税額控除は、外国税の納付が税務申告書の提出期限より前に確定していることを条件として、国外所得を申告しなければならない年度の税務申告書において申請しなければならない。国外所得の一部が（外国配当の場合のように）免税となる場合、控除される外国税額はそれに比例して減額される。

租税条約によって、より有利な条件が適用される場合がある。イタリアが締結している協定には、マッチング・クレジット条項やタックス・スペアリング条項が依然として含まれているものもある。それらによって、イタリアの投資家は、源泉国で納められた実際の納付額または、例えば、現地の税務インセンティブにより減額された納付額にかかわらず、名目上の外国税額を控除することができる。

事業所得が、外国の恒久的施設または国際連結納税の取決めに含まれる外国企業を通して得られる場合、控除対象額の超過分は最長8年間にわたり繰り戻すことができ、同国からの同じ種類の所得に対するIRESと相殺することができる。繰戻しによって相殺されるIRESが十分でない場合、控除対象額の超過分は最長8年まで繰り越すことができる。

さらに、外国税額控除は現在、それらがイタリアとの関連租税条約において確認される外国所得税納付の定義に該当するかどうかにかかわらず、すべての種類の外国所得税の納付に対して適用される。不明確な事例については、事前にイタリア歳入庁と協議して明確にしなければならない。

### 5.2.5 外国パートナーシップ

イタリア税法上、非居住者である事業体（パートナーシップか法人かを問わず）は、パススルー事業体とみなされることはない。したがって、イタリアの税務上、外国パートナーシップは、常に法人と同様に取り扱われる。イタリアから所得を稼得した場合、IRESの対象となる。

ただし、非居住者パートナーシップに帰属するイタリアの所得は、合算して事業所得として取り扱われることはなく、各所得の区分（資本所得、不動産所得など）ごとに定められた規則に従って計算される。非居住者パートナーシップがイタリアに恒久的施設を有する場合にのみ、恒久的施設において生じた所得は、事業所得としてみなされ、計算される。

### 5.2.6 外国企業によるイタリア企業の株式譲渡にかかる譲渡益

イタリアに恒久的施設を有さない外国企業による、イタリア企業の株式譲渡にかかる譲渡益は、株式がイタリアの銀行を通じて保有されていない場合であっても、イタリアにおいて課税される。

- 租税条約が適用される場合、譲渡益は、通常、売り手の居住国においてのみ課税される。
- 12か月間に売却された株式が**上場されておらず**、議決権の20%または資本金の25%を**超えるもの**（適格株式）であり、租税条約の適用がない場合には、外国企業による譲渡益は、非上場のイタリア企業の非適格株式の売却によって

生じた譲渡益と同様に、26%の最終源泉徴収税の対象となる。

- イタリア企業が**非上場**で、12か月間で売却された株式が議決権の20%または資本金の25%を**超えないもの**（非適格株式）である場合には、譲渡益は26%の最終源泉徴収税の対象となる。イタリアと租税情報交換協定を締結している国や地域の居住者は、この譲渡益に対する課税が免除される。
- イタリア企業が**上場しており**、12か月間で売却された株式が、議決権の2%または資本金の5%を**超えないもの**（非適格株式）である場合には、譲渡益はイタリア国内所得とみなされない。対照的に、12か月間に売却された株式が議決権の2%または資本金の5%を**超えるもの**（適格株式）であり、租税条約の適用がない場合には、譲渡益は26%の最終源泉徴収税の対象となる。

これらのルールをまとめたものが以下の表である。

## イタリアに恒久的施設を有さない外国企業株主によるイタリア企業株式の譲渡により生じた譲渡益

株式保有比率		益金に算入される割合	税率
非上場	議決権の20%超または資本金の25%超（適格）	100%	26%（最終源泉徴収税）
	議決権の20%以下または資本金の25%以下（非適格）	100%	26%（最終源泉徴収税） 投資家が租税情報交換協定締結国／地域の居住者である場合は0%
上場	議決権の2%超または資本金の5%超（適格）	100%	26%
	議決権の2%以下または資本金の5%以下（非適格）	イタリア国内所得とみなされない	イタリア国内所得とみなされない

### 5.2.7 租税条約

イタリアでは、現在、101の租税条約が発効されている<sup>14</sup>。ITC第169条に基づき、租税条約の規定は国内法の規定に優先するものの、後者の方が納税者にとって有利な場合は、この限りではない。

2017年6月7日、イタリアはBEPS報告書<sup>15</sup>内のOECDガイドラインに準拠して租税条約を改正するために、OECD MLIに署名した。

MLIはイタリア議会で承認された法律により批准され、官報で公表されなければならない。ただし、批准までの手順や時期に関して公式の発表はまだ行われていないため、現時点では租税条約の条項が依然として有効である。

MLIにおいてイタリアが表明した主なポジション<sup>16</sup>は、以下のとおりである<sup>17</sup>。

#### 対象租税条約

イタリアは現在発効している101の租税条約のうち、84（ケニアとの租税条約など、まだ発効されていない特定の租税条約を含む）についてMLIを適用している。これら84の租税条約が「対象租税条約」である。

#### ハイブリッド・ミスマッチ（行動2）

イタリアはハイブリッド・エンティティに関する主な規定を取り止めることを決定した。

#### 租税条約の濫用防止（行動6）

デフォルト規則の適用もしくは既存の主要目的テスト（Principal Purpose Test, PPT）に基づく適用除外のいずれかによって、主要目的テストまたは「PPT」ルールを選択している。

#### 恒久的施設（PE）（行動7）

##### コミッショナアを利用したPE認定の人為的回避（MLI第12条）

イタリアは、MLI第12条全体を対象租税条約に適用しない権利を有している。したがって、行動7に従って租税条約の代理人PEの定義を修正しないことを決定した<sup>18</sup>。

##### PE認定除外活動を利用したPE認定の人為的回避（MLI第13条）

イタリアはMLI第13条第1項に基づいてオプションAを適用することを選択した。したがって、84のすべての対象租税条約に記載される適用除外リストを準備的または補助的な性質を持たなければならないという条件として課すこととした。

イタリアは、MLI第13条第4項に含まれている細分化防止ルールを対象租税条約に含めることを選択した。

##### 契約の分割（MLI第14条）

イタリアは、MLI第14条全体を対象租税条約に適用しない権利を有している。

<sup>14</sup> 財務省HPを参照のこと：<http://www.finanze.it/opencms/it/fiscalita-comunitaria-e-internazionale/convenzioni-e-accordi/convenzioni-per-evitare-le-doppie-imposizioni/>

<sup>15</sup> 2015年10月5日にOECDが発行した15のレポートには、BEPSへの取組みを目的とした対策が含まれている。最終レポートは次のリンクで閲覧することができる：  
<http://www.oecd.org/tax/beps-2015-final-reports.htm>

<sup>16</sup> MLIの条項に基づき、署名したそれぞれの国・地域は署名時に、留保事項と通知事項のリスト（「MLIに関するポジション」）の提出が求められた。OECDが明示しているとおり、締結国・地域が

条項を留保事項としている場合には、他の締結国・地域が留保しているかどうかにかかわらず、原則としてその条項が適用されることはない。対照的に、同じ任意条項を適用するには、いずれの締結国・地域も、この条項を適用することを選択しなければならない。

<sup>17</sup> イタリアのMLIに関するポジション（以下に定義されているとおり）については、次のリンクで閲覧することができる：<http://www.oecd.org/tax/treaties/beps-ml-position-italy.pdf>

<sup>18</sup> ただし、国内規則で行動7を実施している（上記参照）。

## 関連企業の定義（MLI第15条）

細分化防止ルールに関して、イタリアはBEPS最終報告書行動7に含まれる密接に関連している企業の（非常に広義な）定義を適用している<sup>19</sup>。

## 相互協議の効果的実施（行動14）

イタリアは、紛争解決の改善のために、「強制的拘束的仲裁」条項を採用している。

## 5.3 租税回避防止策

### 5.3.1 一般的な租税回避防止規定

租税回避の概念を包含した法の濫用の法的な定義は、納税者憲章（Taxpayers' Charter<sup>20</sup>）の中に規定されている。

この定義は、関税を除くすべての所得税および間接税に適用される。法の濫用は、以下のすべての要因が存在する場合に発生する。

- (i) 取引（または一連の相互に関連する取引）がいかなる経済的実態も伴わない。すなわち、書面では妥当であっても明示された事業目標を達成するためには不適切な方法である
- (ii) いかなる税法にも違反していないが、不当な税制優遇措置が利用されている
- (iii) 税制優遇措置が、その取引の実質的な効果である

法の濫用の概念は、取引が特定の租税回避策に基づき評価することができない場合にのみ適用される。イタリア歳入庁により法の濫用事由に当たる取引が発見された場合には、その取引は税務上否認され、税制上の優遇を受けることはできなくなる。正当な業務上の理由により取引の正当性が認められた場合には、その取引が法の濫用事由と定義されることはない。理由には、事業または専門的活動の構造または運営を改善するための刷新や経営意思決定が含まれる。納税者は正当な事業目的があることを立証しなければならないのに対し、取引が法の濫用事由であることを証明するのはイタリア歳入庁の判断による。刑事罰はなく、行政処分のみが適用される可能性がある。

イタリア歳入庁が従わなければならない特定の手続きがあり、例えば、査定通知の前には説明要求書が提示されなければならない、納税者はその要求に対して60日以内に回答を行う。

### 5.3.2 特定の租税回避防止規定

法律、税務当局の実務および判例法により課せられるこれらの規定には、以下が含まれる。

- 休眠会社ルール
- 外国企業および事業体ならびに外国信託の税務上の居住地に関するルール
- 被支配外国企業（CFC）ルール
- 移転価格ルール
- 受益権所有者ルール
- 株主ローンの組替えに関するルール
- ハイブリッド・ミスマッチルール

### 休眠会社ルール

課税所得が資産の性質および帳簿価額に見合う水準を下回った場合（すなわち企業活力テストの要件を満たさなかった場合）、イタリア企業、パートナーシップおよび外国企業の恒久的施設は、休眠会社として取り扱われる。その場合、最低水準の課税所得がIRESおよびIRAPの目的で実現したものとみなされる。休眠会社には、10.5%のIRES付加税（名目課税率34.5%）が適用される。

セーフハーバールールは、とりわけ以下の企業に適用される。

- 間接にであっても、上場企業を支配する、または上場企業により支配されている企業
- 最初の事業年度にある企業
- 破産手続中の企業
- アドバンス・タックス・ルーリングの適用を受けている企業

休眠会社は、企業活力テストの要件を満たすことができない状況に関する証拠を提示することで、最低水準の課税所得の推計に対して反証することができる。この目的で、企業はその状況を確認するためのルーリングについて歳入庁から回答を取得するか、または年次税務申告書にその状況についての説明を別途記載することができる。

休眠会社は、欠損金を繰り越すことができ、課税所得のうち最低水準を上回る部分と相殺することができる。

企業はまた、以下のいずれかに該当する場合、6事業年度目から休眠会社とみなされる。

- (i) 税務上の損失を5事業年度連続で計上していること
- (ii) 税務上の損失を4事業年度において計上し、かつ5事業年度目において休眠会社の最低みなし課税所得を下回る課税所得を計上していること

### 外国企業および事業体ならびに外国信託の税務上の居住地に関するルール

#### 外国企業および事業体

<sup>19</sup> これはITCにも含まれている。

<sup>20</sup> 2000年法律第212号（"Statuto del contribuente"）

イタリア企業の支配持分を保有する外国企業および外国事業体は、以下のいずれかに該当する場合、イタリアの税務居住者とみなされる。

- a) 外国企業／事業体も同様に、イタリアの個人または事業体によって直接または間接に支配されている。
- b) 外国企業／事業体の取締役会の構成員の過半数がイタリアの居住者である。

反証がない限り、外国企業は、(i) その資産の大部分がイタリアのクローズエンド型不動産投資ファンド（REIFs）のユニットであり、かつ(ii) 直接または間接に居住者企業またはイタリアに居住する個人に支配されている場合にも、イタリアの居住者であると推定される。

### 外国信託

反証がない限り、以下の両方に該当する場合、外国信託はイタリアの居住者とみなされる。

- 外国信託が、イタリアと租税情報交換協定を締結している国や地域に設立されていない場合
- 設定者の少なくとも1名および受益者の少なくとも1名がイタリアの居住者である。

イタリアの居住者（すなわち、設定者）が、不動産または財産権をイタリアと租税情報交換協定を締結している国や地域以外の国に設立された信託に譲渡した場合にも、イタリアの税務居住者の要件を満たすことになる。

### イタリアに税務上の居住地を移すこと：資産および負債の課税標準

非居住者の企業家または企業が居住地を変更し、イタリアと租税情報交換協定を締結している国や地域からイタリアへ移転する場合、事業資産および負債のイタリアでの課税標準は、現在の市場価値となる。租税情報交換協定を締結している国や地域以外からの移転の場合、現在の市場価値は、国際的なルーリング手続き<sup>21</sup>を介して、税務当局との合意に基づいて決定されなければならない。合意に達しないまたは合意が求められない場合には、課税標準は、取得原価、帳簿価格または市場価値となり、資産に関してはこれらのうちの最も低い価格、負債に関しては最も高い価格となる。

### イタリア国外への税務上の居住地の移転

イタリア企業が国外へ移転する場合は、（原則として）会社の資産の処分があったものとみなされる。資産は、イタリアの恒久的施設に配分されていない限り、その市場価値で実現したものとみなされ、対応する譲渡益はイタリアにおいて所得税の対象となる。

登記上の事務所をEU/EEAのイタリアと租税情報交換協定を締結している国や地域に移転する居住者企業は、みなし譲渡益の

課税を繰り延べることが認められなくなっている。残された唯一のオプションとして、みなし譲渡益に対する税金を5年間にわたって均等に分割納付することができる。ただし、以下のいずれかの事由が生じた場合には、分割納税制度は終了となる。

- その居住地を適格国から適格国以外の別の地域に移転する場合
- 解散し、清算される場合
- 適格国以外の地域にその事業の移転を伴う合併または分割を実施する場合

### 被支配外国企業（CFC）ルール

#### 被支配外国企業（CFC）の定義

2019年予算法により、CFCルールは大幅に改正されている。新しい規定によれば、CFCとは、(i)信託会社または他の第三者を通じて、イタリアの居住者企業が直接または間接に、議決権の過半数を保有するか支配的な影響力を行使する外国企業、または(ii)信託会社または他の第三者企業を通じて、イタリアの居住者企業が直接または間接に50%超の利益分配株式を保有する外国企業である。

以下の場合に、企業はCFCとなる。

- イタリア企業であったならば適用される実効税率の50%未満の実効税率が適用される、かつ、
- 所得の3分の1以上が受動的所得（すなわち、利子、配当、ロイヤルティ、株式の譲渡益およびファイナンス・リースからの収入）、保険および銀行ならびにその他の金融活動から生じる収入、関係会社からの（または関係会社に対する）経済的価値がまったく（またはほとんど）追加されない商品の購入または販売から生じる収入、関係会社からの（または関係会社に対する）経済的価値がまったく（またはほとんど）追加されないサービスの提供から生じる収入（外国企業が経済的価値をまったく（またはほとんど）追加せずに商品を販売／サービスを提供するかどうかは、移転価格規制に基づいて決定される）

#### CFCルールの影響

CFCルールの下では、CFCの所得は、イタリアに居住する株主に對して課税される。イタリアで課税対象となる所得は、イタリアの税制に従って計算され、課税は別途行われる（例えば、繰越欠損金を用いてCFCの所得を相殺することはできない）。

#### セーフハーバールール

CFCルールの適用除外は、現地の人員、設備、その他の資産および施設を通じて実際のビジネスが外国の管轄区域において行われていることを証明できる企業が利用できる（2019年前の規

<sup>21</sup> 「11.1.4 国際的なルーリング」の項を参照のこと。

則では、代わりに、最終的な適切な課税レベルを証明することで適用除外を受けることができた)。納税者は、タックス・ルーリングの申請または税務査定中に証拠を提出することにより、適用除外の資格があることを証明できる。

## 移転価格ルール

次章で取り扱う。

## 受益権所有者ルール

特定の国内ルールでは、源泉徴収税の免除または軽減税率（例えば、利子およびロイヤルティ指令の実施措置）の対象となるために、受領者が所得の受益権所有者となることを求めている。さらに、イタリア歳入庁は、この条件を頻繁に課している。実務上、利子、ロイヤルティまたは配当免除を否認することを目的とする外国事業体に対する査定は頻繁に行われている。

イタリア税法には、受益権所有者の定義がない。しかしながら、イタリア歳入庁は、所得の受益権所有者を特定するために、取引の経済的実態および契約上の詳細に注目し、ストラクチャーが適切であるかどうかを検討し、さらに財務リスクを管理する能力を精査することが必要となる可能性があることを明示している。

租税条約適用の申請に際して、イタリア歳入庁はまた、所得を他者に還元する責任を負う仲介者は受益権所有者ではないことを明示している。この場合、仲介者は所得を生成する資産を利用する権限を有しておらず、所得を還元する以外の目的で当座勘定に受領した資金を利用することは禁止されている。

その他の場合、歳入庁は、財務および経営資源に関して、受益者は十分なストラクチャーおよび十分なレベルの法定的および経済的実態を有するよう要求している。例えば、軽微なストラクチャー、実態のない事業および事実上意思決定権がない事業体は導管会社とみなされ、利益の受益権所有者とはみなされないことがある。

受益所有権に関する評価は、事業活動に、通常、重大な物理的存在を求められない持株会社については特に複雑である。

イタリアの判例法は基本的にこのアプローチを追認しており、所得の受領者がその所得の利用方法を決定する際に経済的および法定的な自立性を有しているかどうかを検証する必要があることを強調している。ただし、イタリア最高裁は、配当を受ける外国の純粹持株会社に対しては、より柔軟なアプローチを示している。

## 株主ローンの組替えに関するルール

イタリア歳入庁は、外国株主ローンは、資本の拠出として再定義される可能性があることを明示している。もし資本の拠出であった場合、イタリアの債務者が支払う利子は控除することはできない。これは、例えば、「債務者の財務状況を考慮し、投資が融資とい

う形式で行われるべきではなかった場合」、または、対照的に、以下の1つ以上の特徴によって負債の形式とその実態との間に不整合が生じている場合に発生する。

- 元本の返済および利子の支払いが、第三者の貸し手に支払われるべき債務が決済されるまで繰り延べられている
- 債務不履行の条件を定めた財務制限条項に定義されている財務指標に、負債および利子のそれぞれの定義において、株主ローンおよび株主に支払われる利子が含まれていない
- 利子の支払いおよび資本の払戻しには、配当、減資および資本準備金の減少と同じ制限が課されている

## ハイブリッド・ミスマッチルール

暦年を事業年度とする納税者において、2020年度以降、いわゆるハイブリッド・ミスマッチを対象とする新しいルールが（イタリアにおけるATAD<sup>22</sup>の施行を通じて）導入された。新しいルールは、基本的に同じグループ企業（および関連する恒久的施設）内で発生し、(i)金融商品に関連する支払い、(ii)無形資産に関連する支払いなど、他の種類の支払い、および(iii)ハイブリッド・エンティティに起因するミスマッチを処理する。簡単に言えば、ハイブリッド・ミスマッチは、以下の状況で発生する。

- 企業が支払いを行うか、費用を負担するか、もしくは税務上の損失を認識する。
- その企業が、他国の納税者である他の企業と関連している（支払いの場合、「他の企業」は必ずしも支払いの受取人である必要はない）。
- 少なくとも1つの企業がEU加盟国において法人税の対象となっている。
- 両国の税法は、(a)支払いが行われる、費用を負担するまたは税務上の損失を認識する法的手段または関係、(b)支払いを行う企業、または(c)支払いを受ける企業に対して異なる定義と税務上の取扱いを採用している。

法的なミスマッチの結果、税務上、以下の状況が発生する可能性がある。

- 同一の支払いが両国において損金算入される（二重損金算入）
- 支払いは支払者の国において損金算入されるが、受取人の国の課税標準に含まれない（損金算入および益金不算入）。
- 支払いは一方の国では免税となるが、他方の国で課税標準に含まれない（非課税および益金不算入）。

簡単に言えば、新しいハイブリッド・ミスマッチルールによって、以下が成立する。

<sup>22</sup> EU租税回避防止指令第1164/2016号（ATAD）および第952/2017号（ATAD2）

- イタリア企業が受取人であり、支払いが支払いを行った企業において控除される場合、控除は認められない。
- イタリア企業が支払者である場合、他国におけるその支払いの益金算入が証明されない限り、控除は認められない。

ハイブリッド・ミスマッチを対象とする新しいルールは、輸入されたミスマッチ、逆ハイブリッドならびに二重居住のミスマッチなどの特定の状況も対象とするため、非常に複雑である。EUで活動する多国籍企業グループは、新しい要件に準拠するために、既存の課税最適化ストラクチャーに注意を払う必要がある。2022年にアンチリバーサルハイブリッドミスマッチルールが施行される予定である。



## 6. 移転価格

### 6.1 一般原則

イタリアの移転価格規則は、OECD移転価格ガイドラインに規定されている独立企業間原則を直接参照している。

関連当事者間における国際的な取引は独立企業間取引の基準に準拠したものでなければならないという原則は、グループ内取引から生じる所得の構成要素の価値を算定する際に、比較可能な状況で取引する独立した当事者間であれば合意したであろう条件および価格を考慮する必要があるということを意味する。

独立企業間取引の判定は、OECD移転価格ガイドライン2017年版で特定された方法に基づいている。公的な指示書では、イタリア税務当局は依然として、可能な限り、独立価格比準（CUP）法を適用することを推奨している。実務上、OECD移転価格ガイドラインで設定された、状況に最も即した方法を選択しなければならないとする原則が一般に認められており、適用されている。

独立企業間取引の原則を適用することによって、課税所得の増加と減少の両方が生じる可能性がある。ただし、課税所得の減少は以下の場合にのみ認められる。

- 相互協議（MAP）により所轄税務当局が合意している場合
- 国際協力活動の一環として税務調査が実施された後、その調査結果が協力している国の間で共有されている場合
- イタリアと租税情報交換協定を締結している国や地域で課税所得の最終的な上方修正が行われたことを受けて納税者が要請する場合（すなわち、一方的に対応する調整 - 現在180日以内に終了することができる手順）

イタリアにおける移転価格規則は、関連当事者間（すなわち、イタリア企業とその直接または間接親会社、子会社または兄弟会社）におけるクロスボーダー取引にのみ適用される。国内取引への移転価格規則の適用は法により適用対象外とされており、この原則は複数のイタリアの判例において支持されている。

移転価格規則は、法人税（IRES）および地方法人税（IRAP）の課税目的で適用される。近頃、イタリア歳入庁のタックス・ルーリングにより、特定の状況において、VATは移転価格の調整の対象外であることが明らかにされている。

### 6.2 文書化の問題

移転価格文書を作成する際には、一般的に、(i) OECD移転価格ガイドラインに定められ、EU合同移転価格フォーラムが公表し

たEU移転価格行動指針で補足されている原則、および (ii) イタリア税制が参照される。

イタリア税制では、移転価格文書を作成する納税者のためのペナルティプロテクション制度が設けられている。ペナルティプロテクションのためには、(i) 納税者は事前に文書を作成し、年次税務申告書において移転価格文書の存在を開示すること、(ii) 要請に応じて、納税者は適時に移転価格文書を提出すること、(iii) 税務当局のガイドラインに定められているテンプレートに従った文書であること、(iv) 移転価格文書が税務調査報告書においてイタリア税務当局によって適切とみなされていること、すなわち、その文書によって移転価格を十分に分析するために必要な情報が税務調査官に提供されること、が要件となる。

納税者が適切な移転価格文書を保有している場合、立証責任は原則として税務当局の側にある。一方、文書に不備がある場合には、税務当局が税務査定および移転価格の更正を正当化することが容易になるため、納税者に立証責任が移行する。納税者は税務当局のアプローチが誤りであることを立証しなければならない。

イタリアの移転価格規則にはマスターファイルや国別文書のテンプレートが提供されているが、マスターファイルやローカルファイルに関してOECDの税源浸食と利益移転（BEPS）行動13およびOECD移転価格ガイドライン2017年版の第5章改訂版で定められている内容は、イタリアではまだ適用されていない。

グループ内での役員提供等の特定の取引の場合、イタリアの法人所得税（CIT）規則では、通常、(i) この役務の提供が実際に事業に関連したものであり、かつ(ii) 通常の事業活動の観点から、役務の提供を受ける会社が便益を得ている、または便益を得ることが合理的に見込まれることを証明することが求められている。このような状況は適切な（追加）文書で立証しなければならない。この文書は税務調査の際にイタリアの税務調査官に提示しなければならない。イタリア税務当局は通常、多国籍企業グループの一員であり、役務の提供にかかるグループ間費用を損金に算入しているイタリア企業に対して非常に厳格なアプローチを適用しており、この費用について適切な文書がない場合には、この費用の損金算入は否認されることが多い。

#### 6.2.1 国別（CbC）報告書

OECDのBEPS行動13に従い、連結売上高が7億5,000万ユーロ超の多国籍企業グループの親会社であるイタリア企業には国別報告書の提供義務がある。この義務は、最終親会社が連結財務諸表を作成しなければならないものの、この親会社が国別報

告書にかかる規則が実施されていない国や国別報告書にかかる規則に基づき収集した情報の交換が行われない国に所在する法人である場合は、イタリア子会社にも適用される。

国別報告書は、多国籍企業グループの事業年度終了の日から12か月以内に提出しなければならない。

国別報告書の内容、適用開始年度、報告日および提出手続きはすべて、規則やガイドラインに定められている。

国別報告書の提出義務の履行を怠った場合、行政処分として10,000ユーロから50,000ユーロの罰金が科せられる。

### 6.3 罰則

税務査定において、前述のパナルティブロテクション制度が適用される納税者には罰則が適用されることはない。さもない限り、増差税額の90%から180%に相当する標準的なCITの罰金が、移転価格の更正の結果、課税所得が増加した場合に適用される可能性がある。ただし、早期に解決した場合には、納税者は罰金を減額することができる。

状況によっては、刑事罰を科せられる場合もある。

### 6.4 国際的に事業を展開している企業に対する事前の税務合意

国際的に事業を展開している企業の事前の税務合意 (Advance tax agreement) により、移転価格およびその他の国際的な税務事項が解決される。特に移転価格に関して、イタリアでは、移転価格規則の適用対象となる取引の独立企業間価格の算定に用いる方法を事前に定義する目的で、国内、二国間および多国間の事前確認制度 (APA) が導入されている。APAの手続きは、恒久的施設 (PE) とその本社との間で生じる利益の帰属の決定や外国企業がイタリアにPEを有しているかどうかの事前確認にも利用される。

APAは、国際的に事業を展開する以下の企業が利用する手続きである。

- 移転価格規則で課される条件を満たす居住者企業
- 非居住者企業が有する居住者企業または非居住者企業を有する居住者企業
- 非居住者に利子、配当またはロイヤルティを支払う居住者企業または非居住者から利子、配当またはロイヤルティの支払いを受ける居住者企業
- PEを通じてイタリアで事業を展開している非居住者企業

APAの手続きは、APA局 (APA Office) に申請書を届け出ることから始まる。申請の際には、申請者がこの手続きを行う資格があることを証明する完全な文書を提出しなければならない。APA局は、外国の税務当局に協力を求めることもできる。この場合には、外国の税務当局から要求された情報が得られるまで、手続きの完了期限は延期される可能性がある。

この手続きは、納税者およびAPA局の室長が合意書に署名することによって完了する。その合意は、この合意が公表された事業年度において納税者とイタリア税務当局を拘束するものであるが、事実および法的状況に変化がない場合には、その後4年間、拘束力を有する。

APAの合意は次の2つの状況において遡及的に適用される可能性がある。その状況とは、第1に、租税条約に基づき、APAがMAPを根拠として実施される場合であり、APAの申請が提出された事業年度に遡って拘束力が生じる。第2に、APAの基礎となる事実および法的状況が過年度と同じである場合には、納税者はAPAの申請が提出された事業年度にこのAPAの条件を遡及適用し、罰金を科されることなく税務申告書を修正することができる。

APAが合意に達しない場合、書面による報告書が作成される。

APAが有効な5事業年度の間、税務当局はAPAによって合意されていない事項のみに関して税務査定を実施することができる。APAが署名された後、APA局はその条件が遵守されているかどうか、APAの根拠である事実および法的状況に変化が生じているかどうかを評価するために調査を実施することができる。APA局が企業におけるAPAの条件の遵守状況をモニタリングできるように、納税者は定期的に、または要請に応じて、文書または情報を提出しなければならない。APA局は事前に合意された時間に対象企業の敷地を訪問することができる。APA局の活動は報告書に記載され、企業の法定代表者にそのコピーが提供される。

企業がAPAの全部または一部に違反している場合 (すなわち、APA局が文書、情報、企業訪問またはその他の情報源から、この企業が合意の条件を遵守していなかったことや協力体制や透明性に不備があることを認識した場合)、APA局はこの企業に対して30日以内に反論書を提出するよう通知する。企業が期限までに反論書を提出しなかった場合、または企業の反論書がAPA局の主張に対する反証として不十分であると認められた場合、APA局はこのAPAが無効である旨を企業に通知する。

イタリアの税制には、当初の状況に変化が生じた場合に、どのようにすればAPAを修正することができるか、また、どのようにすればAPAを更新することができるかについての規定がある。APAが失効する90日前までに、納税者はこのAPAの更新申請を提出することができる。修正および更新に伴い、調査が実施される場合もあれば、APA局と納税者との間で追加の協議が行われる場合もある。



## 7. 個人所得税制

### 7.1 総則

#### 7.1.1 はじめに

個人がイタリアの所得税を納付する義務は、その個人の税務上の居住ステータスと所得の源泉に基づいている。

#### 7.1.2 イタリアの税務居住者

イタリアの税務居住者である個人は、条約の規定に基づく免除がない限り、全世界所得に対して所得税が課される。

課税年度の大部分（すなわち、暦年で183日以上）について以下の条件の少なくとも1つを満たしている場合、個人は、租税条約の規定の対象となり、税務上、イタリアの居住者とみなされる。

- イタリア居住者の登録局（*Anagrafe*）で住民登録されている個人
- イタリア民法で定義されているとおり、イタリアに住所を有している個人
- イタリア民法で定義されているとおり、イタリアに居所を有している個人

個人にとっての「住所」とは常用の住居であり、「居所」とは事業および利益の拠点（重要な利益の拠点）として設定した場所のことである。

上記の条件のうちの少なくとも1つを満たしていれば、個人がイタリアの税務居住者とみなされるのに十分である。

配偶者は、その所得に応じて個別に課税される。さらに、各配偶者は、未成年者の所得の半分について課税され、(i) 共同所有である夫婦の資産および(ii) 家族の資産によって創出される所得の半分について課税される。

#### 7.1.3 非居住者

イタリアの税務上の居住者でない個人は、イタリア国内源泉所得の一定のカテゴリーに対してのみ、イタリアの所得税が課される。

以下に該当する非居住者は、自らの居住地において同様の手当の恩恵を受けていないという条件で、依然として非居住者としての要件を満たし（課税され）つつも、居住者である個人が享受できるすべての手当の恩恵を受けることができる。

- EUまたはEEAの居住者であり、イタリアの税務当局との間で適切な情報交換が行われる個人であり、かつ
- イタリア源泉所得が所得の75%を超えている個人

この規則により、非居住者である個人は、一定の条件の下で、すべての税額控除および減税制度を適用することが認められている。特に、適格非居住者である個人は、源泉徴収者に対して特別な宣言書を提出し、すべての必要な情報（例えば、自らの税務上の居住地、人的控除を受ける権利がある場合には家族の構成員の個人データなど）を提供しなければならない。さらに、適格な非居住者である個人は、外国の居住地で提出した税務申告書のコピーを含む各種書類を保管し、必要な場合は、イタリア税務当局に提出しなければならない。

#### 7.1.4 個人所得税の種類

課税所得は、個人所得税（IRPEF）の対象となる。さらに、州税および市税も課される。これらは、居住地および地方自治体当局が公表した規制によって異なる。

イタリアの居住者である個人は、国外に有する不動産と金融商品に対して課される富裕税（在外不動産に対する富裕税（IVIE）および在外金融資産等に対する富裕税（IVAFE））の対象となる。

## 7.2 課税所得

### 7.2.1 種類

居住者である個人は、以下の全世界所得に対し、個人所得税が課される。

- 不動産所得
- 資本所得
- 自営業所得（専門職者の所得）
- 給与所得
- 事業所得
- 譲渡益を含む雑所得

総課税所得は各種類の所得を合算して計算するが、事業、商取引または専門的職業から生じる損失のみ控除することができる。

税額控除は所得の種類により異なる。事業、商取引または専門的職業から生じる損失は最大5年間繰り越して、同種の所得と相殺することができる。総所得に含まれる損益は、同じ種類のすべての源泉の正味合計額に基づいて、法定の規則に従って、各所得の区分ごとに別々に計算される。

外貨建ての損益、収入、費用および手数料は、それらを受領したまたはそれらが発生した日の為替レート、直近の前日の為替

レートまたは、これらを利用できない場合は、それらの受領または発生があった月の平均為替レートをを用いて換算する。

## 7.2.2 給与所得

### 給与

給与所得は、課税年度中に雇用に関連して受け取ったすべての報酬（現金または現物および贈答品を含む）で構成される。すべての種類の年金および報酬に相当する手当は、給与所得とみなされる。

業務関連費用を給与所得から控除することは認められない。

原則として、雇用主による払戻しはすべて従業員に課税される。ただし、一定の条件を満たす出張旅費の払戻しは、この限りではない。

雇用終了時に行われる支払いは100万ユーロを上限として、個別に課税される。ただし、納税者の要求に応じて、通常の税制で課税することもできる。100万ユーロを超える部分については累進税率が適用される。

### 現物給付

現物給付は、課税年度に258.23ユーロを超える場合、従業員において課税される。現物給付には、従業員の家族が受領した給付および第三者からの給付も含まれる。

現物給付は、市場価値に等しい所得を構成するものとみなされるものの、一部例外がある。例えば、従業員が自由に使える車両、雇用主が支払う宿泊施設の賃貸借費用、雇用主から従業員に提供される低金利ローンなどには特例が適用される。

### 年金所得

年金には特別な規定はない。年金および年金と同等とみなされる手当は、給与所得として取り扱われる。ただし、適格年金制度からの特定の年金は資本所得として取り扱われるため、26%の代替税が課される。

補完年金基金からの所得については、税務上の取扱いがかなり異なっている。

- 年金基金からの定期的な給付（退職給付（TFR）および控除可能な従業員拠出からの給付を含む）は、発生年度に応じて、最大15%の均一税率で別途課税対象となる。
- 年金の財務要素は資本所得として取り扱われ、20%の代替税が課される。その基金がイタリア国債またはイタリアと租税情報交換協定を締結している国や地域の国債に投資している場合、代替税は20%であるが、課税標準は62.5%に引き下げられる。
- 年金の資本要素は、課税対象ではない。

## 役員報酬

取締役会または監査委員会の構成員に支払われる報酬は、給与所得として課税される。取締役または監査委員会の構成員の職務が典型的な専門職者としての活動である場合には、その報酬は自営業所得として課税される（下記参照）。

イタリアの非居住者である取締役会または監査委員会の構成員に支払われる報酬には、30%の最終源泉徴収税が課される。

## 7.2.3 事業所得および専門職者の所得

事業所得は、事業の運営から生じる所得である。事業所得は、通常、IRPEFの累進税率で課税される。ジェネラルおよびリミテッド・パートナーシップの所得は、その所得の源泉およびパートナーシップの目的にかかわらず、事業所得とみなされ、その所得について規定されている規則に従って計算される。商取引に従事するパートナーシップのパートナーは、パートナーシップ所得につき、24%の法人税率で課税されることを選択できる。このように課税された所得がパートナーに分配された場合には、その所得は通常の累進税率での課税の対象となる。

専門職者の所得は、商取引または専門的職業から生じた所得であり、課税年度中に受領した報酬（現金または現物、利益分配を含む）と、同じ年度中に商取引または専門的職業を通じて発生した費用との差額である。

## 7.2.4 投資所得

イタリア税法には、個人、すなわち、商取引にも事業にも従事していない個人が受領した場合に資本所得として取り扱われることとなる所得の項目が列挙されている。個人企業家の場合、これらの所得項目は、事業活動に関連している場合には、資本所得を構成するものではない。代わりに、これらの所得項目は事業所得の構成要素として取り扱われ、事業所得の計算に関する規則が適用される。

概説すると、社債および類似の証券の場合、発行時（または指数化された時）にあらかじめ定められた分配金以外の収入は、投資所得ではなく雑所得（譲渡益）とみなされ、それに応じた課税が行われる。

投資所得には、以下が含まれる。

- 貸付金、預金および当座預金からの利子
- 配当およびその他の分配金
- ロイヤルティ
- その他

投資所得に関する課税規則については、「7.4.2 分離課税項目」の項を参照のこと。

## 7.3 非課税項目および人的控除

### 7.3.1 非課税所得

課税対象となる報酬として取り扱われない支払いには、特定の社会福祉に関する支払い、生命保険および傷害保険に関する支払いおよび領収書の原本に記載されている事業経費の払戻しが含まれる。

#### 社会福祉

納税者が支払う義務的な社会保障拠出金は、課税所得から控除される。

年金基金（すなわち、会社の年金基金）に自発的に支払った拠出金は、海外への拠出であっても、5,164.57ユーロまでは所得から控除される（または雇用主がその拠出金を支払った場合には非課税となる）。

#### 医療保険

雇用主と従業員の両者によってイタリアの国民健康保険基金（*Fondi integrativi al Servizio Sanitario Nazionale*）に支払われた拠出金は、最大3,615.20ユーロまでは課税されない。

#### 現物給付および事業経費の払戻し

従業員が負担した事業経費の払戻しは、その経費を領収書の原本で証明できる場合には、課税対象となる報酬とはみなされない。

以下の払戻しは、課税所得に含まれない。

- 社員食堂または同等のサービスで供される食べ物（1日の上限まで）
- 自宅から職場までの移動（第三者に委託した場合を含む）
- 雇用主がすべての（または特定区分の）従業員の利益のために提供する教育、レクリエーション、健康、宗教および社会福祉サービス

従業員が社用車またはバイクを利用できる場合、公表されている表および年間推定走行距離15,000kmに基づいて計算された金額の30%に対して課税される。

従業員が雇用主または第三者から低金利ローンを受けた場合、公定の割引率と各年度末に従業員が支払った実際の利率との差額の50%が課税対象となる。

### 7.3.2 控除

家族の所得および納税者の所得が一定の金額を超えない限り、扶養家族にはさまざまな金額の手当が付与される。

#### 扶養家族控除

家族に対する以下の控除は、算出税額からの控除として認められている。ただし、控除は、家族の年間所得の総額が2,840.51ユーロを超えない場合のみ適用される。

2019年1月1日以降、その基準額は、子どもが24歳になるまでの間、4,000ユーロに増額される。

**扶養配偶者** - 0から800ユーロまで。この所得控除は、所得が増えるにつれ控除額が減るため、理論的であると言える。所得が80,000ユーロを超える場合には、所得控除は認められない。

シビル・ユニオンを結んだ同性カップルにも同様の控除が適用される。

**扶養児童** - 扶養児童控除は、3歳までは1,220ユーロおよび3歳以上は950ユーロであり、障がいを持つ子どもにはさらに400ユーロ追加される。子どもが3人以上いる場合には、第2子以降の子どもについて1人あたり200ユーロずつ増加する。

所得が増えるにつれ控除額は減額される。さらに、

- 子ども1人の場合、所得が95,000ユーロを超える場合には適用されない。
- 子ども2人の場合、所得が110,000ユーロを超える場合には適用されない。
- 子ども3人の場合、所得が125,000ユーロを超える場合には適用されない。
- 子ども4人の場合、所得が140,000ユーロを超える場合には適用されない。

控除が適用される4人以上の扶養児童がいる個人は、さらに控除を利用することができる。その控除は、所得にかかわらず、1,200ユーロである。

上記の控除は非居住者にも適用されるものの、非居住者は現地の家族関係証明書によって家族関係を証明できなければならない。非居住者は、以下に該当する者である必要がある。

- イタリアで総所得の少なくとも75%を創出している。
- イタリアに住んでいる。
- 居住国において同様の控除の恩典を受けていない。

**その他の家族** - 750ユーロ。この控除は理論的であり、所得の金額によって適用の可否が決まる。所得が80,000ユーロを超える場合には、この控除は認められない。

#### その他の控除

居住納税者は、算出税額から以下の費用の19%を控除することが認められている。

- 納税者、配偶者またはその他の扶養家族が負担した医療費（専門家によって請求された費用を含む）のうち129.11ユーロを超える部分
- 獣医の診療費：最大 387.34ユーロ

- 530ユーロを超えない任意の生命保険料および傷害保険料（一定の条件を満たす場合）
- 障がい者のための支援に対して掛ける保険料：750ユーロまで
- 通常の日常業務を完遂できなくなるリスクに対して掛ける保険料：1,291.14ユーロまで
- 住宅に影響を及ぼす災害のリスクに対して掛ける保険料
- EUを居住地とする銀行に支払ったイタリアの不動産担保付住宅ローンにかかる金利（持ち家の場合）：1年につき最高4,000ユーロまで（他の納税者とその不動産を共同所有している場合には、控除額はそれぞれの所有者の所有割合に応じて計算される）
- EUを居住地とする銀行に支払った農業融資にかかる金利：申告した農業用地からの所得金額まで
- 葬儀費用：最高1,550ユーロまで
- 保育園料：632ユーロまで
- 小学校、中学校、高等学校の授業料：800ユーロまで
- 大学の授業料：公立学校および大学に支払う金額まで
- 子どものスポーツ費用（5歳から18歳までの子ども）：1人あたり210ユーロまで
- 不動産業者に支払った費用：最高1,000ユーロまで
- 特定の公共の目的のための補助金
- 公共交通機関の定期券：最高250ユーロまで（家族のために負担した費用を含む）
- 中学校卒業までに、特定の学習障害を持つ個人を支援するために負担した費用
- 「自宅を離れた」大学生の家賃：最高2,633ユーロまで

居住納税者は、算出税額から以下の経費の50%または65%を控除することが認められている。

- 改修した家のために購入した家具（50%）
- 建物の改修（50%）
- エネルギーの改善（65%）
- 耐震性建物の改修（70%から85%）
- 庭およびテラスの整備（36% – 上限5,000ユーロ）

控除の対象となる建物改修費用は、2005年から2012年6月25日までに行われた建物の改修の場合、1住居あたりの上限が48,000ユーロ、2012年6月26日以降の建物の改修の場合、1住居あたりの上限が96,000ユーロである。建物の改修およびエネルギー改善については、10年以上にわたって分割して控除しなければならない。

## 7.4 税率

### 7.4.1 総則

以下のIRPEF率が適用される。

課税所得	下限未満の所得に対する税額合計	超過分に対する税率
ユーロ	ユーロ	%
0 - 15,000		23
15,001 - 28,000	3,450	27
28,001 - 55,000	6,960	38
55,001 - 75,000	17,220	41
75,000超	25,420	43

IRPEFに加え、州税および市税が同じ課税所得に対して課される。税率は個人が居住する地域と自治体によって決まる。地域により、州税は1.23%から3.33%の範囲で、市税は通常、0.0%から0.9%の範囲で課される。

### 7.4.2 分離課税項目

#### 投資所得および譲渡益への課税

イタリア国内配当および外国配当の税務上の取扱いをまとめると、以下のとおりである。

#### イタリア国内配当

受領者	非適格株式保有	適格株式保有
個人（資本所得として課税される配当）	配当金全額に対して26%の最終源泉徴収税	配当金全額に対して26%の最終源泉徴収税

2018年1月1日から2022年12月31日に承認され、2017年12月31日までに生じた利益で構成される適格株式の配当については、暫定的な規則がある。この場合、配当は従前の規則に従って課税される（したがって、利益が生じた年度により、40%、49.72%または58.14%に引き下げられた課税標準に対して累進個人所得税率が適用される）。

## 外国配当

受領者	非適格株式保有	適格株式保有
個人（資本所得として課税される配当）	外国で支払われた税金控除後の配当金額に対して26%の所得税	イタリアと租税情報交換協定を締結している国や地域に所在する企業から配当を得ている場合には、その配当金に対して26%の所得税（低税率地域に所在する企業の株式を保有している場合には、配当金の100%に対して累進課税が適用される。外国企業が低税率地域で有効な活動を行っていることが証明されている場合には、課税標準は配当金の50%まで引き下げられる）

## 譲渡益

イタリア税法に基づき、譲渡益は雑所得として取り扱われる。

税金は売却対価と取得原価の差額に対して課される。取得原価には付随的な法的管理費用が含まれる。

2020年1月1日以降から税率は26%となる。

## 利子

一般的に、利子所得は課税対象である。ただし、金融商品には、利子の源泉によって異なる課税規則が存在する。政府または類似の事業体が発行した債券からの利子所得は、イタリアであるか外国（外国企業がイタリアと租税情報交換協定を締結している国や地域に所在することが前提）であるかにかかわらず、12.5%の最終源泉徴収税の対象となる。

証券取引所に上場されている銀行または企業からの利子所得およびそれらが発行したその他の証券からの所得は、26%の最終源泉徴収税の対象となる。銀行および郵便当座預金の利子は26%の最終源泉徴収税の対象となる。納税者は累進税率による利子課税を選択することもできる。

## ロイヤルティ

ロイヤルティ所得には、第三者が知的財産権（特許、工業的発明、商標およびノウハウ）を使用することによって生じるものが含まれる。ロイヤルティは、著者または発明者が受け取る場合には専門職者の所得として、著者または発明者以外の個人が受け取る場合には雑所得として取り扱われる。一定の条件を満たしている場合には、ロイヤルティの総額から一律25%の経費を控除することができる（受益者が35歳未満の場合には、控除される経費の割合は40%に引き上げられる）。

有形固定資産のリースから受け取ったリース料は、商取引または事業の過程で得た場合にはロイヤルティ所得ではなく事業所得として取り扱われ、その他の方法で得た場合には雑所得として取り扱われる。

## 不動産所得

一般に、土地および建物の所有から生じる所得は、土地台帳システムに基づく名目的な金額である。賃貸している不動産の場合、その課税標準は、名目的な土地台帳上の金額と実際の所得（総所得の5%を上限とする直接経費の控除後）のうちの高い方である（すなわち、実際の正味の所得は、総所得の95%を下回ることはない）。

不動産を居住目的で個人に賃貸している場合、家主は通常の累進税率ではなく、21%（または人口密度の高い自治体に所在する家屋の場合には10%）の均一税率（*cedolare secca*）を選択することができる。課税標準は、賃貸借契約に規定されている賃貸料収入の100%である。

所有者が居住している家屋は、その所有者に対して課税所得を生み出すものとみなされる。ただし、所有者が居住している家屋の名目的な所得は、課税対象ではない。

海外にある不動産から生じる所得は、土地台帳システム上明らかに課税対象外である。

## 主たる住居の譲渡損益

イタリアの不動産の売却時に実現した譲渡益は、その不動産の所有者がイタリアの居住者であるかどうかにかかわらず、通常、課税対象となる。イタリア税法では、保有期間が5年未満の建物の譲渡に際して実現した譲渡益は、個人の課税所得に含めることとされている。最初の主たる住居の売却益は、所有者が占有している大部分の期間においてその所有者の主たる住居という名義であった場合には、譲渡益として課税されない。

5年以上前に購入した不動産の売却時に実現した譲渡益は、非課税である。

イタリア国外の不動産の売却時に実現した譲渡益は、所有者がイタリアの税務居住者とみなされる場合には、租税条約が適用され、上記の規則に基づきイタリアで課税される。

## 投資による譲渡益課税

金融投資の売却時に実現した譲渡益は、雑所得として課税される。課税標準は、通常、売却対価と取得原価（取引費用を含む）との差額である。

税率は26%である。

## 7.5 管理および申告要件

### 7.5.1 源泉徴収税

企業、事業者および専門家によって支払われる雇用関連の給与およびその他の所得は、源泉徴収税の前納の対象であり、その前納額は受領者の所得税債務から控除される。源泉徴収税は、所得の支払いが行われた期間に応じて、関連する所得額の範囲に対応する通常の所得税率で源泉徴収される。

### 7.5.2 期限

個人の納税者の場合、課税年度は暦年である。

所得税の納付期限は、原則として、翌年の6月30日までであり、税務申告書の提出期限前に支払われる。ただし、該当する場合、イタリア歳入庁は、延滞税および加算税の支払いがあれば、滞納を容認する可能性がある。Form730の申告書<sup>23</sup>は、翌年の**7月23日**までに提出しなければならない。他方、*Redditi PF*（個人所得税）の申告書の提出期限は、**11月30日**である。

これらの期限は、イタリア政府によってさらに延長される可能性がある。

### 7.5.3 在外資産のモニタリング

イタリアの税務居住者であるすべての個人は、*Redditi PF*申告書の提出義務にかかわらず、在外投資に関する申告をしなければならない。

税務居住者は、イタリア国外に保有するすべての資産について *Redditi PF*の一部であるRW Formで報告することが求められる。その資産には、不動産、金融投資、銀行口座、貴金属、手工芸品、高級車およびヨットが含まれる。この要件は、所得を生む資産だけでなく、将来の所得または利益を生む可能性のある資産にも適用される。

### 7.5.4 税金の納付

所得税は、次の記載のとおり納付しなければならない。

- 毎年6月30日までに、納税者は、前暦年の未払税額および当年度の1回目の予定納税額を納付しなければならない。1回目の予定納税額は、純税額から源泉徴収税およびその他の税額控除を差し引いた差額の40%である。0.4%の少額な附帯税を支払えば、7月31日までに納付することもできる。
- 毎年11月30日までに、納税者は、2回目の予定納税額を納付しなければならない。2回目の予定納税額は、純税額から源泉徴収税およびその他の税額控除を差し引いた差額の残りの60%に等しい額である。

その他に、市税の30%の予定納税額も、前年の未払税額とともに納付しなければならない。

### 7.5.5 罰金

税務申告書が提出期限後1日から90日までの間に提出された場合には、25.80ユーロの罰金が科される。

納付期限を迎えた税金がある場合、納付の延滞に対する以下の罰金が適用される（例として、2020年に納付期限を迎える場合を取り上げている）。

- 2020年7月31日までの納付：0.4%の利子税
- 2020年7月31日から8月30日までの納付：納付が2020年8月1日から15日までの間に行われた場合には、納付日（同日を含む）までの滞納が生じた各日について未払税額の0.1%に等しい軽減された罰金に加えて、利子税が科される。2020年8月16日から30日までの場合には、罰金は未払税額の1.5%に利子税を加えたものとなる
- 2020年8月31日から2020年10月29日までの納付：未払税額の1.67%の軽減された罰金に加えて、利子税が科される
- さらに納付が遅延した場合には、より高い罰金が科される

期限後90日を超えて提出された税務申告書は、無申告とみなされ、納税額の120%から240%の罰金が科される。税務申告書が不正確な（査定額よりも過少な課税所得または査定額よりも過大な税額控除または所得控除が申告されている）場合には、増差税額の90%から180%の罰金が科される。状況によっては、刑事罰が科せられる場合もある。

<sup>23</sup> 従業員、年金受給者、協同組合のメンバーおよび期限付き雇用契約の納税者である個人が完成しなければならない所得税申告書。

## 7.6 その他の税金

### 7.6.1 在外資産に対する富裕税

イタリア国外で保有する在外金融商品は、IVAFEの対象である。銀行口座、郵便口座および普通預金口座は、年間平均残高が5,000ユーロ超の場合、1口座あたり34.20ユーロの固定税額となっている。その他の在外金融商品は、所有割合と所有日数に応じて、課税年度末または所有の終了時点の価格に0.2%の税率で課税される。

在外不動産は、IVIEの対象である。税額は、所有割合と所有日数に応じて、取得価額または、場合によっては、外国の土地台帳上の評価額に0.76%を乗じた金額である。その在外不動産が主たる住居として使用されている場合、税率は0.4%に引き下げられる。

### 7.6.2 固定資産税 (IMU)

IMUは、イタリアに所在する不動産（建物、開発地、農地）を所有する者に課される。

課税標準は、不動産登記簿に基づく土地台帳上の名目収入額に1.05を乗じたものであり、居住用不動産の場合には、さらに160を乗じたものである。

税率は、主たる住居として使用していないその他の建物の場合、0.76%である。地方自治体によって税率が増減することがあり、税額は、所得税の計算上、控除はできない。

### 7.6.3 贈与税および相続税

贈与税および相続税は、イタリアのすべての居住者およびイタリアに不動産を有する非居住者に適用される。税率は以下のとおりである。

- 贈与者または遺言者に直接関係する受取人（すなわち、配偶者および子ども）には4%の税率を適用する。各受取人に譲渡される資産および現金の最初の1,000,000ユーロは非課税である（この非課税の基準額は、受取人が障がい者である場合には1,500,000ユーロに増加する）
- 贈与者または遺言者の兄弟姉妹には6%の税率を適用する。各受取人に譲渡される資産および現金の最初の100,000ユーロは非課税である
- その他の親族には、非課税枠はなしに、6%の税率が適用される
- 贈与者または遺言者の関係者ではない受取人には、非課税枠はなしに、8%の税率が適用される

不動産が相続または贈与される際には、不動産登記税および不動産抵当税がそれぞれ1%および2%の税率で適用される。その不動産が主たる住居である場合には、不動産登記・抵当税は、200ユーロの固定税額に置き換えられる。

## 7.7 国際税務

### 7.7.1 海外駐在員

海外で永続的に行われる活動から得られる居住者である従業員の所得は、雇用社会保障省の省令により、年次で決定される名目的な給与に基づいて課税される。これは、(i) 海外で行われる活動がその雇用の唯一の目的であり、(ii) その活動が臨時的ではなく、かつ(iii) 従業員が年間183日を超えて海外に滞在している場合にのみ適用される。

名目的な給与は通常、イタリアの従業員が社会保障協定の非締結国に向かう場合に、イタリアの社会保障拠出金を支払うための基礎として用いられる。イタリアの雇用主は、海外で働くイタリアの従業員の月々の名目的な給与に対して源泉徴収税を課さなければならない。外国での雇用に関連するすべての便益は、名目的な給与に含まれているとみなされる。海外に向出したイタリアの従業員は、二重課税（イタリアと出向先国において）の対象となる可能性がある。ただし、二重課税は税額控除の仕組みを通じて回避または減額することができる。

これらの規則は、海外に向出してイタリアの税務居住者でなくなるイタリアの従業員には適用されない。

### 7.7.2 二重課税控除

居住者である個人は、全世界所得に対しIRPEFが課される。国際的な二重課税を回避するために、国外所得のある居住者には、外国税額控除が認められている。

このような外国税は、総所得（税務上の繰越欠損金控除後）に占める国外所得の割合に基づき、同じ所得に対して課されるIRPEFの額を上限として控除することができる。

国外所得が複数の国で生じている場合には、外国税額控除は国別に適用される。

外国税額控除は、徴収されたことを受けて、外国税を最終的に納付した課税年度の税務申告書において、請求しなければならない。税務当局によれば、税金の一部またはすべての還付を受けることができない時点で、税金を最終的に納付したものとす。

個人が税務申告書を提出しなかった場合または税務申告書において国外所得を報告しなかった場合には、控除は認められない。

国内では、みなし外国税額控除に関する条項（タックス・スペアリング条項）は適用されない。

### 7.7.3 非居住者の課税制度

非居住者である個人は、イタリア国内所得に対し、IRPEFが課される。原則として、居住者である個人と同様の方法で、イタリアから生じた所得の総額に対する所得税が計算される。

非居住者は、最終源泉徴収税または代替税の対象となる所得と同様に、イタリア国内源泉所得について年次税務申告書を提出しなければならない。その手続きは、居住者である個人と同様である。

**給与所得**（年金を含む）は、イタリアで業務が行われている場合には、イタリアで課税される。年金、類似の手当および退職給付が、国、イタリア居住者または非居住者のイタリアの恒久的施設（PE）によって支払われた場合には、イタリアで課税される。

**投資所得および専門職者の所得**は、最終源泉徴収税または代替税の対象である。源泉徴収税または代替税が適用されない場合、非居住者は、税務申告書を提出する際に、通常の所得税率で課税される。

イタリアでの**事業所得**は、PEを通じて稼得した場合にのみ課税対象となる。非居住者がイタリアで行った専門的職業から生じた所得は、納税者が源泉徴収者の場合には、30%の最終源泉徴収税の対象となる。専門職者の所得には、居住者企業が支払う役員報酬が含まれる。

非居住者もまた、PEまたは固定施設を通じて少なくとも3か月間イタリアで行った事業または専門的職業から生じた成果物の正味の価値に対し、地方法人税（IRAP）が課される。

**配当**は、租税条約に基づき低い税率が適用される場合を除き、26%の最終源泉徴収税の対象となる。受取人の居住国においても配当金に対する税金が支払われている場合には、関連する租税条約に規定されている割合まで還付を受けることができる。

一般に、非居住者である個人に支払われた**利子**は、居住者に支払われた利子に適用される税率で最終源泉徴収税の対象となる。ただし、EU以外の国または地域に居住し、優遇税制を受ける個人に支払われる融資利息には、26%の税率が適用される。

さらに、非居住者に支払われた銀行および郵便局の預金口座の利子は、非課税である。国、銀行または上場企業が18か月以上の満期で発行した債券について非居住者に支払われた利子は、その受益者がイタリアとの間で適切な情報交換が行われている国の居住者である場合には、非課税となる。この非課税の適用を受けるためには、非居住者は居住銀行またはその他の承認された仲介業者にその債券を預けなければならない。

非居住者に支払われる**ロイヤルティ**は、30%の源泉徴収税の対象となる。これは通常、ロイヤルティの総額の75%に適用されるため、実効税率は22.5%となる。ただし、受取人が著者または発明者ではなく、対象となる権利が対価を伴わずに取得されたものである場合には、そのロイヤルティの全額が課税される。

イタリアに所在する不動産から得る**不動産所得**は、所得税の対象となる。

イタリアの不動産の処分によって生じる**譲渡益**は、申告納税を通じてIRPEFが課される。

原則として、イタリア企業の株式またはその他の有価証券の売却によって生じる譲渡益は、租税条約が適用される場合を除き、イタリアで課税される。

### 7.7.4 新規の居住者に対する特例均一課税

新規にイタリアの税務居住者となる富裕層の個人は、新規居住者が100,000ユーロの固定税、その親族が25,000ユーロの固定税の納付が認められる、有利な税制を選択することができる。以下の種類の国外所得がその対象である。

- 賃貸料所得
- 資本所得
- 給与所得
- 自営業所得
- 法人所得（PEの有無を問わない）
- その他の所得

この法律により、モニタリングの義務（RW Formの提出義務、「7.5.3 在外資産のモニタリング」の項を参照のこと）および関連する富裕税の納付義務も免除される。

通常の税金は、以下に対してのみ適用される。

- 最初の5事業年度で実現した適格保有株式から生じた譲渡益
- イタリア国内所得

相続税および贈与税は、イタリアの資産のみ（海外で保有されている資産は対象外）に対して課される。

この制度は2017年度から利用可能であり、一度選択すれば、15年間継続して適用される。また、いつでも取りやめることができる。各年度の納付期限までに税金が支払われない、または一部しか支払われない場合、この特例は直ちに終了となる。

この制度は、申請者が次の要件を満たしている必要がある。

- 過去10年間の事業年度のうち少なくとも9年間は、イタリア国外の税務居住者であった。
- イタリアの税法に基づきイタリアの税務居住者となっている。

- イタリアの年次 *Redditi PF* 申告書によってこの制度を選択している。

申請者は、上記の要件を充足していることを確認するために、イタリア税務当局からのタックス・ルーリングを申請することができる。ルーリングの申請は、イタリアに移る前に提出することができる。

### 7.7.5 イタリアに入国する特定の労働者に対する特例税制

2016年以降イタリア政府は、イタリアに移る特定の労働者に対して、その労働者の給与所得または自営業所得の50%をIRPEFの課税対象外とする免税制度を提供している。免除は、労働者の居住地がイタリアに移った時点から5年間適用される。

この制度は、以下に該当する個人に適用される。

- a) イタリアに移る前の5年間にイタリアに居住していない。
- b) 少なくとも2年間、イタリアに居住する。
- c) イタリア企業に勤務し、イタリア企業、イタリア企業を支配する企業またはイタリア企業によって直接または間接に支配されている企業と雇用契約を結んでいる。
- d) 主にイタリアで業務を行っている。
- e) 経営陣または執行役としての役割を有している、または高度な資格（専門職）を有している。

以下の要件を満たす大学卒業者（EU市民およびイタリアが租税条約または租税情報交換協定を結んでいる非EU市民）に対しても、同じ制度が適用される。

- 少なくとも過去24か月間継続して海外に住んでいた。
- 海外留学、赴任または大学院の資格取得後にイタリアに移ることを決意した。



## 8.雇用法および入国管理

### 8.1 雇用法

#### 8.1.1 雇用条件

##### 全国団体交渉協約（CCNLs<sup>25</sup>）

雇用主協会と労働組合の間で締結されるCCNLは、雇用関係ならびにその結果生じる権利および義務を広く規定するものである。

これらの協約は、特定業種の従業員が、たとえ労働組合の組合員でなくても、強制的に適用される基準である。判例では、CCNLが各従業員の最低賃金および最低雇用期間を定めることができることが確認されている。一般に、関連するCCNLで定義されているよりも不利な労働条件を雇用契約に定めることはできない。

##### 賃金および給与

雇用主は、少なくとも関連するCCNLによって定められた最低給与を支払わなければならない。

各種CCNLにおいて従業員のレベルごとの法定最低給与が定められており、CCNLの定期的な更新が行われる度に給与の増額が行われる。

雇用主は、最低給与に加えて、「上乘せ賃金」("superminimi")と呼ばれる追加の金額を支給することができる。

従業員への給与は通常、年13回にわたり分割で支払われる（12月に2ヵ月分支払われる）。ただし、多くのCCNL（商業セクターのCCNLを含む）では、年14回にわたる分割払いも規定されており、この場合は、通常、6月にも2ヵ月分支払われる。社内の協約によって、さらに多くの支払回数を規定することも可能である。

雇用主はまた、住居、食堂／食事補助、社用車、保険、ローンなどの現物給付を行うこともできる。現物給付および給与はいずれも課税および社会保障拠出金の対象となる。

##### その他の条件

##### 期限付き契約または無期限契約

イタリア雇用法では、期限付き雇用契約と無期限雇用契約の両方が認められている。

雇用主は、12ヵ月以内の期限付き雇用契約の利用を正当化する必要はない。それ以上の期間または12ヵ月より長い契約の場

合、例外的かつ一時的な事業上の必要性がある場合にのみ、期限付き雇用契約が認められる。

期限付き契約の最長期間は、延長を含め24ヵ月である。また、役員の場合、最長期間は5年である。

期限付き契約の件数は、同年1月1日において有効な無期限契約の数の20%を超えてはならないが、会社が適用するCCNLによって異なる割合が定められている場合はこの限りではない。いずれにせよ、会社が適用するCCNLによって異なる割合が定められていない限り、期限付き雇用契約と一時的な雇用（下記参照）を併せて、同年1月1日において有効な無期限契約の数の30%を超えてはならない。

##### 試用期間

契約当事者は、試用期間を設けることを選択することができる。最長期間は、6ヵ月を超えてはならない。

試用期間は、雇用開始前に書面で合意されなければならない。合意がない場合、試用期間は無効となり、その雇用関係は雇用開始の時から無期限雇用契約とみなされる。

試用期間中、雇用主および従業員はいずれも、いつでも（予告や補償なしに）雇用関係を解除することができる。

##### 労働時間

労働時間は法律およびCCNLによって定められており、従業員の労働時間は原則として週40時間を超えてはならない。

法定最低残業手当が定められており、通常の手当に一定の割合（およそ15%）を加えた額であるが、通常、時間外手当の割合は適用するCCNLによって定められる。

深夜残業には特別手当が適用される。

##### 休暇

原則として、休暇の権利を放棄することはできない。

休暇はCCNLにおいて従業員のカテゴリごとに決定され、年間4週間を下回ることはできないこととされている。従業員は、年間少なくとも2週間の休暇を取得しなければならない。

雇用主および従業員は、休暇期間について合意しなければならない。従業員には、少なくとも年間2週間の休暇を取得する権利がある。

<sup>25</sup> イタリアでは、全国団体交渉協約（National Collective Bargaining Agreement）は 'contratto collettivo nazionale di lavoro (CCNL)' と呼ばれている。

## 産前産後休暇

産前産後休暇や妊娠した従業員との雇用関係の解除に関しては厳格な規則が定められており、これらの規則は非常に慎重に遵守されなければならない。

イタリア雇用法では、強制産前産後休暇が規定されている。女性従業員は、出産予定日前の2か月間および出産後の3か月間は労働することはできない。ただし、女性は、出産1か月前に勤務を終了し、出産から4か月後に復職することを決定することもできる。この場合、その従業員は、雇用主および全国社会保証協会（INPS）に対し申請書を、その方法で休暇を取得したとしても母体または胎児に害を及ぼすことはない旨を記した診断書とともに、提出しなければならない。

深刻な健康上の問題がある場合、または従業員の業務が身体的な負荷を伴うものである場合、強制産前産後休暇を前倒しで取得するか、または延長することができる。

強制休暇に加えて、任意の産前産後休暇を取得することができる。

妊娠開始から子が1歳になるまでの間に、雇用主が妊娠した女性従業員との雇用契約を解除することは、イタリア雇用法上禁止されている。この期間中の解雇は、無効とみなされる。

ただし、以下の場合には、その期間中であっても雇用の解除は有効となる。

- 従業員による重大な不法行為の証拠がある場合（この場合、通知期間なく即時解雇となる）
- 会社が廃業した場合
- その期間中に期限付き契約が失効した場合

## 退職給付（TFR）

雇用関係がどのような状況で終了したかにかかわらず、従業員はTFRを受ける権利がある。TFRは、給与月額に勤続年数を乗じた額と同程度となる（特定の会計規則に従って毎年再評価される）。

したがって、雇用主は従業員の退職給付に備え、毎年TFRの引当金を計上しなければならない。

または、従業員は、雇用主に対してTFRを年金基金に拠出することを求めることができる。

## 雇用契約の種類

### 無期限契約

標準的な雇用契約は、無期限雇用契約である。

期限付き雇用契約も認められているが、特定の制限が適用される（上記参照）。

## 見習い契約

見習いは、若年者の研修および雇用を目的とした雇用契約である。

契約は、団体交渉契約または二者間援助機関によって定められた概要に従って、書面で作成し、個別の研修プランを含むものでなければならない。

CCNLに別段の定めがない限り、50名以上の従業員を雇用する雇用主は、新規採用の36か月前に研修生の少なくとも20%を正社員として雇用する場合に、新規で研修生を募集することができる。

## 臨時雇用契約（Lavoro accessorio）

臨時雇用とは、時間的制限および報酬限度の両方がある労働形態である。報酬は、年間5,000ユーロを上限とする場合にのみ認められている。この報酬限度は、雇用主および労働者の両者に適用される（すなわち、雇用主は雇用する臨時雇用労働者数にかかわらず、臨時雇用に対し年間5,000ユーロ以上を支払うことはできない。また、労働者も、雇用主の数にかかわらず、臨時雇用によって年間5,000ユーロ以上を稼ぐことはできない）。さらに、単一の雇用主のために行われる労働は、年間2,500ユーロを超えてはならない。

## オンコール契約

オンコール契約は、24歳以下または55歳以上の従業員に対して認められている。

従業員が雇用主のために働いた日数は、3年間で400日を超えてはならない（ただし、観光、娯楽および商業セクターを除く）。

## フリーランス契約

協調的かつ継続的なフリーランス契約は、コンサルタントが個人的にサービスを提供し、コンサルタントが労働時間に関する指令に拘束されている場合には、自動的に雇用契約に切り替わる。CCNLで特定されている労働者、職業専門家として登録されている個人（弁護士、エンジニア、建築士など）、業務執行機関および監査委員会の構成員、スポーツ協会にサービスを提供している請負業者ならびに国家スポーツ連盟と提携している会社など、特定のカテゴリーの労働者に対して例外措置が設けられている。

## 派遣契約および人材の一時的な供給

会社は、労働者を恒久的または一時的に確保するために、雇用省から正式に認可されている人材派遣エージェントを利用することができる。労働者が恒久的に供給される場合、この人材派遣の形態は、派遣雇用契約（スタップリース）として知られている。

スタフリースは、いかなる業種においても利用することができる。ただし、従業員のスタフリース契約に基づいて雇用される労働者の数は、同年1月1日に有効な無期限雇用契約の20%（または適用するCCNLによって定められた限度）を超えてはならない。

人材の一時的な供給には、関連するCCNLによって定められた制限が適用される。

## 8.1.2 個人および集団雇用契約の解除

### 個人雇用契約の解除

#### 従業員

従業員の解雇は、**真正かつ正当な事由**（通知期間なしに即時解雇へと繋がる従業員の重大な違反行為）がある、または**正当な理由**（深刻度の低い従業員の違反行為、または企業の解散や再編などの経営上の理由）がある場合にのみ、有効となる。

解雇が上記のいずれかの根拠に基づいておらず、従業員が不当解雇を確認する判決を得た場合、従業員が受け取る経済的補償は、雇用主の規模、具体的な状況および労働市場改革法（Jobs Act）の施行前に採用されたかまたは施行後に採用されたかによって決まる。

Jobs Actの施行後に締結されたすべての契約において、従業員の復職する権利は不当解雇および差別的解雇の場合に限定されている。経営上の理由による解雇の場合の復職は認められず、代わりに補償金が支払われる。

**通知期間：正当な理由**で従業員を解雇する場合、雇用主は告知期間を設けなければならないが、その期間は従業員の職位および勤続年数に基づきCCNLによって定められる。**真正かつ正当な事由**がある場合には、雇用関係をただちに解除することができる。

#### 役員

役員に対するCCNL（業種ごとに異なる）には、役員の解雇には正当な根拠がなければならないという原則が記載されている。したがって、解雇が正当な理由によって裏付けられていない場合、役員は解雇に異議を申し立て損害賠償を請求することができる。

**通知期間：**役員に対するCCNLには、通知期間が規定されており、その長さは役員の勤続年数によって異なる。

### 整理解雇手続 - 集団的解雇

集団的解雇とは、15名以上の従業員を抱える雇用主が120日以内に少なくとも5名以上の従業員を解雇する場合をいう。

集団的解雇を行う場合、会社は特別整理解雇手続に従わなければならない。この手続は、会社が閉鎖した場合にも適用される。実施すべき手続は法律に規定されている。

- 会社は、社内組合の代表および労働組合に対して、整理解雇手続を開始する旨の事前通知を書面で行わなければならない
- 集団的解雇手続を開始するには、書面通知を（該当する場合には、INPSの領収書のコピーを添えて）雇用省の地方事務所にも提出しなければならない
- 通知受領後7日以内に、労働組合は、会社の経営陣との会合を要求して、集団的解雇を決定した理由を検証し、講じ得る代替的な解決策を評価することができる。労働組合が関与するこの第1フェーズは、通知の受領から45日後に終了する
- 両当事者が合意に達しなかった場合、雇用省の地方事務局管理者は別の解決策を講じなければならない。雇用省が関与するこのフェーズは、会社が労働組合との協議の結果と否定的な結果の理由を雇用省に通知した日から30日後に終了する
- 労働組合との合意に達した場合、またはたとえ合意に達しなくてもとにかく手続が完了した場合、会社の経営陣は、労働組合に事前通知した条件に従って、従業員に書面で解雇を告知しなければならない

従業員は通常、解雇補償金の受領時に、雇用省の地方事務局または労働組合の事務所で公式の和解契約書に署名する。これは、会社に対する将来的な紛争および請求を回避するためである。

会社はまた、解雇した従業員に対して、イタリアの法律および関連するCCNLで規定されているその他すべての補償（解雇通知に代わる補償、TFR、追加的な月給、未精算の有給休暇など）を支払わなければならない。

### 8.1.3 イタリアへの労働者派遣に関する規則

イタリアは、労働者の派遣にかかるEU指令2014/67/EUを実行に移しており、以下の主な規則が適用されている。

- 外国雇用主および職業紹介機関は、労働者をイタリア国内に派遣する際には、少なくとも24時間前にイタリア雇用省に**通知**し、イタリア移民法で強制的に課せられた義務を履行しなければならない
- 派遣元企業は、イタリアにおいて派遣に関する書類（雇用契約や給与明細など、すべて**イタリア語に翻訳したもの**）を管理する人物、および労働組合と連携を取る人物を指名しなければならない
- 労働監督署は、実際の派遣活動および派遣元と派遣先の

取引関係を確認することによって、**派遣の真正性**を検証する。この評価に基づき、実体がないと判断された場合、派遣労働者は派遣先企業に直接雇用されているものとみなされ、派遣元および派遣先は共に制裁措置の対象となる

- イタリアに派遣された労働者は、同様の職務を行う同レベルの労働者と（経済上および規則上）**同等の扱い**を受けなければならない
- 派遣元および派遣先企業は、労働者の扱いに関して連帯責任を負う

### 8.1.4 イタリアの社会保障および年金制度

#### 社会保障制度（事故補償、失業、疾病、出産）

イタリアでは国による社会保障制度が運営されており、疾病、出産、失業、年金、障がいおよび家族手当がカバーされている。制度の資金は従業員および雇用主から拠出され、拠出金は従業員の総報酬の一定割合として算出される。

これらの拠出金は人件費の上乗せ分として比較的大きな負担を占めるため、事業上の経費を決定する上で最も重要である。

社会保障拠出金の雇用主の負担割合は、従業員の給与総額の29%から32%であるのに対し、従業員の負担割合はおよそ10%である。類似の割合が役員にも適用されるが、拠出はさまざまな種類の特別ファンドを通じて行うことができる。

雇用主はまた、職場での事故や職業病のリスクに備えて全国労働災害保険協会（INAIL<sup>24</sup>）への拠出金も支払わなければならない。この保険にかかる費用は、従業員の給与の総額の0.4%から3%である。

#### 年金制度

イタリアの法律では、老齢年金および早期退職年金の2種類が規定されている。

#### 老齢年金

INPSに登録されている従業員は、以下の要件を満たす場合に老齢年金を受給することができる。

- 少なくとも20年にわたり社会保障拠出金を支払っている
- 年齢がおよそ67歳（男女ともに）である。これらの年齢は、平均寿命の延びを考慮し、今後引き上げられていく予定である

老齢年金を受給する権利は、雇用の終了を条件とする。

#### 早期退職年金

INPSに登録されている従業員は、以下のうちのいずれかの要件を満たす場合に早期退職年金を受給することができる。

- 男性の場合、およそ42年10ヵ月にわたり拠出金を支払っている
- 女性の場合、およそ41年10ヵ月にわたり拠出金を支払っている

この要件は、45年を上限に次第に引き上げられていく予定である。

2019年から2021年までの期間を対象に、イタリア政府は、試みとして、「クォータ100」と呼ばれる新しい年金オプションを確立した。これは、2018年12月31日時点において少なくとも38年にわたる拠出金の支出があり、かつ、62歳以上のすべての人に適用される。

## 8.2 入国管理

### 8.2.1 EU市民

入国要件、入国手続きおよび職業活動はシェンゲン協定によって規定されており、それにより、加盟国間での自由な移動が可能となる共通領域が構築され、国境管理も廃止されている。有効なパスポート／IDカードを保持しているEU市民は、イタリアへの渡航が可能であり、入国／査証要件が免除されている。

#### 居住

イタリアでの滞在期間が90日までであるEU市民は、市役所で登録を行う必要はない。3ヵ月超滞在する個人は、登録が必須となる。

#### 雇用

EU市民は、特別な就労許可がなくとも、イタリア国内で自由に労働することができる。

### 8.2.2 非EU市民

#### 出張または観光を目的とした入国

非EU市民は、イタリアへ入国するためにはパスポート内に入国ビザを保持していなければならない。ただし、日本国民やアメリカ国民などの一部の外国人は、観光または出張を目的とした入国の場合、90日以内の滞在であればビザは不要である。その他の場合、出身国または最終居住国に所在するイタリア領事館によって入国ビザが発行される。この種類のビザでは、イタリアでの恒久的な労働は認められていない。

<sup>24</sup> Istituto Nazionale per l'Assicurazione contro gli Infortuni sul Lavoro - National Institute for Accidents at Work

## 就学を目的とした入国

就学ビザは、外国人の居住国のイタリア領事館で申請することができる。就学ビザは就学コースの期間中有効であるが、1年を超えてはならない。

90日超滞在する目的で合法的にイタリアに入国する外国人は、入国から8営業日以内に滞在許可証の申請を行わなければならない。

滞在許可の申請は、郵送で提出しなければならない。

滞在許可証には、入国ビザに記載されているものと同じ滞在理由が記載されることとなる。

就学を目的とした滞在許可証を保持している者には、パートタイム労働が認められる。

## 家族との合流を目的とした入国

この種類のビザは、申請者が既にイタリアに居住している外国人で、雇用目的（自営業を含む）、就学または宗教上の理由で発行された1年以上有効な在留カードまたは滞在許可証を保持している場合に発行される。このビザは、配偶者や子どもなどの申請者のごく近い家族のみに発行される。このビザを保持している者には、労働が認められる。

## 就労を目的とした入国

外国人は、イタリアで就労するために、就労ビザを保有しなければならない。イタリアで雇用できる外国人の数には、毎年制限が設けられている。

ただし、高度な資格を有する労働者を雇用する企業が関係する労働者の出向には、通常、イタリア政府が設けた制限は適用されない。

出向の主な要件は、出向元企業とイタリアの出向先企業との関係である。それでもなお、出向者には就労ビザが必要となる。

労働者の出向を受け入れる予定の企業は、移民局 (*Prefettura Sportello Unico per l'Immigrazione*) の管轄支部に申請を行わなければならない。移民局は雇用条件および必要書類を確認し、労働許可証 (*Nulla Osta*) と連動して就労ビザを発行する。雇用条件は関連するCCNLにより規定された雇用条件よりも不利なものであってはならない。

労働許可証が発行されたら、外国人労働者の居住国のイタリア在外公館からビザを入手しなければならない。

90日超滞在する目的で合法的にイタリアに入国する外国人は、入国から8営業日以内に滞在許可証の申請を行わなければならない。この期間中に、労働者およびイタリアの雇用主は、主な雇用条件をまとめた「滞在契約書」に署名しなければならない。

また、滞在許可の申請は、郵送で提出しなければならない。

滞在許可証には、入国ビザに記載されているものと同じ滞在理由が記載されることとなる。



## 9.付加価値税 (VAT)

### 9.1 課税対象

VATは、課税事業者が事業としてまたは事業拡大のために、イタリア国内において行う課税対象となる資産の譲渡または役務の提供に対して課される。供給または提供には、すべての形態の商品の供給およびサービスの提供が含まれるが、通常、無償で行われた商品の供給およびサービスの提供は含まれない。ただし、特定の無償取引は、課税対象の資産の譲渡または役務の提供とみなされる。例えば、条件付き売買、拘束力を持つ所有権移転条項付きリース契約、事業用資産の自家使用（または事業用以外の目的での使用）、無償処分および自家消費のための役務の提供（ただし、その対価が50ユーロを超える場合）などである。

また、輸入品はすべてVATの課税対象となる。

VATの課税年度は暦年である。

### 9.2 税率

VATの標準税率は22%であるが、特定の資産および役務に対しては軽減税率、ゼロ税率または免税が適用される。

- 2020年予算法により、2020年1月1日に予定されていたイタリアのVAT率の引き上げはなくなり、以下の通り、延期された。VAT軽減税率10%
  - 2021年1月1日から12%
- VAT標準税率22%
  - 2021年1月1日から25%
  - 2022年1月1日から26.5%

VATの超軽減税率である4%については変更の予定はない。

なお、特定の予算目標が達成された場合、上記のVAT税率の引上げは実施されない予定である。

#### VAT税率10%

- 特定の食品
- 国内燃料および電力
- 公共交通機関
- 特定の医薬品
- 水
- ホテル宿泊施設
- 作家および作曲家の役務
- 公営住宅
- 再生可能エネルギー
- その他

#### VAT税率5%

- 協力企業およびコンソーシアムによって提供される役務（医療、社会福祉、教育、在宅ケア、外来医療、社会奉仕など）
- 都市部で運営されている公認の水運旅客運送業
- その他

#### VAT税率4%

- 基本的な食料品
- 書籍、新聞および電子書籍
- 個人の主たる住居
- 特定の医薬品
- 医療機器および障がい者のための医療扶助
- その他

#### ゼロ税率

- 輸出およびEU加盟国間で行われる課税事業者間の商品の供給およびサービスの提供
- 国際輸送用の外航船および航空機の提供、改良、修理、メンテナンス、チャーターおよびハイヤー
- 国際輸送に関する役務
- 輸出入に直接関連する役務の提供
- イタリア国外に輸送される商品に対する作業を内容とする役務の提供
- その他

#### 免税取引

- 金融サービス
- 保険サービス
- 徴税に関する役務
- 宝くじ、賭博、その他のゲーム
- 居住用不動産を含む特定の取引
- 郵便事業
- 文化的役務の提供
- 特定の不動産取引
- その他

注：免税取引についてはVATの還付はできない。

## 9.3 登録

### 9.3.1 イタリアの事業体

イタリアにおいて課税対象となる資産の譲渡または役務の提供を行う事業者は、イタリアでVAT登録をしVATを計上する必要がある。VAT登録の基準となる売上高の閾値はない。

### 9.3.2 非イタリアの事業体

イタリアの事業体に適用される登録規則は、非イタリアの事業体がイタリアにおいてリバースチャージ方式の対象とならない課税資産の譲渡または役務の提供を行う場合に同様に適用される。

イタリアでVAT登録をしていない事業者が、他のEU加盟国からVAT登録をしていないイタリアの顧客に商品を販売および出荷する場合（遠隔地販売）、その売上高が35,000ユーロを超える場合には、その事業者はイタリアでVAT登録をしVATを計上しなければならない（可能であれば、本人による直接の手続きによる、またはVAT税務代理人の指名による）。

本人による直接手続きのフォームおよびその説明ならびにVAT税務代理人の任命フォームおよびその説明は、下記のイタリア歳入庁のウェブサイトに掲載されている。

[www.agenziaentrate.gov.it](http://www.agenziaentrate.gov.it)

期限までにVAT登録をしなかった場合、500ユーロから2,000ユーロの罰金が科される。

各種簡易手続きが以下のとおり適用されることがある。

#### 三角取引

あるEU加盟国の事業者（イタリアの顧客に対して仲介サプライヤーとして機能する者）が第2のEU加盟国の事業者から商品を購入し、その商品が第2のEU加盟国からイタリアに直接納品される場合、そのイタリアの顧客がVATを計上することができる。ただし、そのイタリアの顧客がVAT登録をしている場合に限る。

#### コールオフストック

外国企業がイタリアの顧客の敷地内に在庫を保管し、その在庫がその外国企業の管理下にある場合、イタリアの顧客は、その敷地から商品を移動した時点でその商品を購入したのとしてVATを計上する。

#### 供給および設置

事業者がイタリアで商品を提供し、設置または組み立てをイタリアで行った場合、その取引は国内取引（クロスボーダー取引ではない）とみなされるため、その顧客はイタリアにおいて取得税の義務を負う。事業者はイタリア以外のEU加盟国においてVAT登録をしなければならない、商品はEU域内から出荷されなければならない。

### 国内リバースチャージ

一般に、(i) 顧客がイタリアで設立されイタリアでVAT登録しており、かつ(ii) サプライヤーがイタリアで設立されていない事業体である場合、VATを計上する義務はその顧客に転嫁される。このルールが適用される例は以下のとおりである。

- 国内における商品の供給およびサービスの提供が**他のEU加盟国で設立されたサプライヤー**により行われる場合、イタリアで設立されVAT登録されている顧客は、リバースチャージ方式が義務づけられ、イタリアのVATを計上する義務を負う。このために、顧客はサプライヤーが発行するインボイスにすべての必要な項目、イタリアVATの税率および税額などを記入しなければならない。
- **非EU加盟国のサプライヤー**による国内における商品の供給およびサービスの提供については、イタリアの顧客が自己請求インボイスを発行し、イタリアVATを自身に請求しなければならない。

## 9.4 VATグループ

### 9.4.1 VATグループ規則

2018年1月1日以降、納税者がVATグループを選択適用することが可能となっている（なお、このVATグループが有効となるのは早くも2019年1月1日以降である）。VATグループのメンバーは、イタリアに設立された課税事業者（必ずしも会社とは限らない）と規定されており、イタリアの恒久的施設（PE）のイタリア国外に所在するPEや本店にはグループへの参加資格が認められていない。外国企業がイタリアと租税情報交換協定を締結している国や地域（EUまたは非EUを問わない）に拠点を置いている限り、その外国企業のイタリア子会社間でVATグループを組成することができる。なお、解散手続き中の法人または裁判所を通じて破産もしくは資産差押え手続きの対象となっている法人は除かれる。

VATグループを組成するには、課税事業者間に財務上、経済上および組織上の関係性が必要となる。したがって、唯一の活動が株式の保有である受動的な持株会社は参加できない。一方で、株式を保有するだけでなく、子会社に対して付加的なサービスを提供する混合型の持株会社は、VATグループに参加することができる。

- 財務上の関係性は支配関係に基づくものであり、VATグループが有効となる年の前年7月1日以降その関係が継続していなければならない（最低保有期間）。支配事業者はイタリアの居住者であるか、またはイタリアと租税情報交換協定を締結している国や地域に所在していなければならない。
- 経済上の関係性は活動に基づくものであり、すべてのメン

バーが同じ中核事業に従事していなければならない。またはメンバーの事業が、何らかの方法で他のメンバーの事業を補完もしくは相互に依存するもの、または他のメンバーに利益をもたらすものでなければならない。経済活動の分類（ATECO）コードは無関係であるが、設立書類から読み取れる企業の主な事業目的は考慮されなければならない。

- 組織上の関係性は意思決定者間の法律上の連携に基づくものである。

VATグループのメンバー候補間に財務上の関係性が存在する場合は、経済上および組織上の関係性も存在するものと推定される。ただし、その推定は歳入庁の前で反証することができる。つまり、経済上および組織上の関係性が存在しないと主張することも可能である。

VATグループは、イタリアに設立され、必要な関係性を有するすべての課税事業者によって構成される（「オールイン・オールアウトの原則」）。また、VATグループの組成を選択するためには、グループの代表者がグループメンバーの詳細情報、メンバー間の関係性の確認およびグループの活動などのすべての関連情報を網羅した書類を提出しなければならない。これにより、VATグループとしての効力発生日が決まる。10月から12月の間にVATグループの組成を選択した場合（書類を提出した場合）、そのVATグループは翌々年の期首からグループとして機能することになる。したがって、2020年10月にグループ組成の選択をした場合には、そのグループは2022年1月以降有効となり、2020年9月30日までに選択された場合には、2021年1月以降有効となる。新規メンバーについては、要件を満たせばグループに加入することができる。

VATグループ制度の適用を選択する場合は、フォームAGI/1を使用する必要がある。

課税事業者がVATグループに参加する要件を満たしているにもかかわらず、VATグループ選択時に提出した書類にその課税事業者を記載していなかった場合、その課税事業者がグループに加入する選択をしない限り、その記載漏れが特定された翌年に、そのVATグループは解消される。

VATグループの選択は3年間拘束力があり、取り消すまで毎年自動的に更新される。メンバーの課税事業者のうち1事業者でもその選択を取り消した場合、そのグループ全体が解消される。グループが解消される日は取消しのタイミングによる。グループ形成に必要な関係性を有さなくなったメンバーまたはその他の要件を満たさなくなったメンバーは、そのVATグループのメンバーとしての資格を失う。

VATグループの代表メンバーには親会社になる。親会社がイタリア国外で設立されている場合は、VATグループメンバーの中で売上

高または収益が最も高いメンバーが代表メンバーとなる。コンプライアンス（年間VAT申告書の提出、定期的なVAT決済の報告、売上VATの支払いなど）の保証については代表メンバーが最大の責任を負うが、VAT債務に関してはすべてのメンバーが連帯でまたは個別に債務を負う。電子インボイスやVATの記録などのその他の義務は、代表メンバーが中心的に、またはメンバーごとに個別に果たすことになる。

グループ内取引はVATの対象外であるが、グループメンバーによる第三者への（または第三者によるグループメンバーへの）商品の供給およびサービスの提供は、そのVATグループによる（またはそのVATグループに対する）商品の供給およびサービスの提供として取り扱われる。さらに、Skandia判例<sup>25</sup>で欧州司法裁判所が定めた原則がイタリアで施行され、2018年1月1日以降効力を発しており（遡及適用なし）、本店または支店がイタリアまたは別の税務管轄区域のVATグループに属している場合、本店から支店への費用の請求はVATの対象となる。つまり、下記のケースが想定される。

- イタリアで設立されイタリアのVATグループに属する本店（または支店）による、他国で設立された支店（または本店）に対する商品の供給およびサービスの提供は、そのイタリアVATグループによる独立した課税事業者に対する商品の供給およびサービスの提供とみなされる
- 他国で設立された本店（または支店）による、イタリアのVATグループに属する支店（または本店）に対する商品の供給およびサービスの提供は、独立した課税事業者によるそのイタリアVATグループに対する商品の供給およびサービスの提供とみなされる
- 他国で設立され外国のVATグループに属する本店（または支店）による、イタリアで設立された支店（または本店）に対する商品の供給およびサービスの提供は、その外国のVATグループによるイタリアの独立した課税事業者に対する商品の供給およびサービスの提供とみなされる
- イタリアで設立された本店（または支店）による、他国で設立され外国のVATグループに属する支店（または本店）に対する商品の供給およびサービスの提供は、イタリアの独立した課税事業者によるその外国のVATグループに対する商品の供給およびサービスの提供とみなされる

新しい規則は2018年1月1日以降の取引に適用されるが、VATのグループ制度は、実際には、2019年1月1日以降に適用開始となる。

銀行、保険会社およびファンドマネージャーに対する簡素化された遵守義務は、VATグループに属していても引き続き適用される。

<sup>25</sup> 欧州司法裁判所判例C-7/13。法人がVATグループに属している場合の本支店間の取引におけるVAT処理について規定した（2014年9月17日判決）。

## 9.4.2 連結VAT制度

連結VAT制度<sup>26</sup>は、VATグループ制度の代替案として引き続き有効である。この制度では、各グループメンバーが各自のVAT番号を有していても、メンバーがそれぞれのVAT債権および債務を相殺するためにVATポジションをプールすることができる。この場合、メンバーは独立したVAT課税事業者としての立場が維持されるため、連結VATグループ内部の取引はイタリアにおいて課税対象となる。

連結VATグループの新しいメンバーのグループ加入前に生じたVAT還付ポジションは、他のメンバーの正味VAT納付ポジションを相殺するために使用することはできない。

連結VAT制度の選択は、連結VAT制度を開始する事業年度中に提出された年次VAT申告書のセクションVGにおいて行使される（例：2020年からVAT連結を選択する場合は、2020年4月末を提出期限とする2019年度の年次VAT申告書において表明する）。この制度は、一度選択すれば、取りやめるまで有効となる。

株式の50%以上が保有されている場合には、連結VATグループ制度に参加でき、この制度の最低保有期間は、選択された年の前年の7月1日から認められる。

## 9.5 申告書

### 9.5.1 年次申告

VAT登録されたすべての事業者は毎年VAT申告書を提出する必要がある。VAT申告書は、翌年の2月1日から4月30日の間に提出しなければならない。期限内にVAT申告書を提出せず、未納税額を納付しなかった場合、VATの未払額に対し最高240%の罰金が科される可能性がある。

VATは毎月または四半期ごとに支払われ、還付は年ベースで行われる（四半期ごとの還付請求は、特定の場合においてのみ認められる）。

### 9.5.2 保証

VATの還付を受けるために保証を差入れた納税者は、その保証期間の各年に対して、保証金額の0.15%に相当する一括補償金を受け取る権利が認められている。この規定の目的は、納税者が保証費用の一部を回収できるようにすることである。この補償金は、還付請求対象年度の除斥期間（時効）が終了した時点で支払われる。または、イタリア歳入庁によってVAT還付を受け

る権利が最終的に証明され、査定通知が送達されたときに支払われる。この規定は、2017年度以降の年次VAT申告書で請求されたVAT還付金および2018年第1四半期に提出された四半期VAT還付請求に適用される。実際には、最初の補償金は（2017年度の除斥期間が終了する）2023年に支払われる予定である。

### 9.5.3 定期的なVAT報告

2017年以降、VATの報告義務には、(i) 各四半期の翌々月末までのVAT決済の四半期報告を各四半期の翌々月末までに、(ii) 国境を越えた取引のインボイスの詳細についての報告（“Esterometor”）インボイスを発行または受領した月の翌月末までに報告しなければならない。

VAT決済の四半期報告を失念した場合または不正確な報告を行った場合は、500ユーロから2,000ユーロの罰金が課される。ただし、期限から15日以内に提出または修正された場合には罰金は50%削減される。

Esterometorの報告を失念した場合または不正確な報告をした場合は、インボイス1件につき2ユーロの罰金（四半期ごとに1,000ユーロが上限）が課されることがある。ただし、提出や修正が報告期限から15日以内に行われた場合には、罰金は500ユーロを上限として50%減額される。

### 9.5.4 VAT申告の簡素化

2020年7月1日以降にイタリアに設立された納税者において行われた取引については、イタリア歳入庁が（i）入力および出力VAT台帳、および（ii）四半期ごとのVAT申告書のドラフト版を作成する。これらは、歳入庁のウェブサイトにある納税者の税金口座からアクセス可能となる。

イタリア歳入庁は、2020年（Modello IVA 2021）から、年次VAT申告書のドラフト版を作成する。納税者の税金口座からアクセス可能となる。

### 9.5.5 イントラスタット制度

イタリアでは、欧州域内販売リストおよび統計レポートフォーム（Intrastat）が組み合わされている。これらは通常、イントラスタット申告書としてまとめて参照される。イタリアから他のEU加盟国向けの商品の供給およびサービスの提供には、それぞれ別の申告書がある。他のEU加盟国からイタリアへの提供に関するイントラ

<sup>26</sup> イタリアVAT法第73条に規定されている。

スタット申告書にも商品用とサービス用があり、税務目的としては必要ではないが、統計目的として提出が義務づけられている。

イントラスタット申告書は、直近4四半期におけるEU域内取引高に応じて、毎月または四半期ごとに提出する。

EU域内における商品の**販売**およびサービスの**提供**に関する月次報告書は、その取引が直近4四半期のうち少なくとも1四半期において50,000ユーロ以上の場合に提出しなければならない。ただし、EU域内販売に対する月次イントラスタット申告書の統計項目は、直近4四半期のいずれかにおいてEU域内販売が100,000ユーロ以上の場合にのみ記入する必要がある。

EU域内における商品およびサービスの**購入**に関する月次申告書は、統計目的で、その取引が直近4四半期のうち少なくとも1四半期において商品に関しては200,000ユーロ以上およびサービスに関しては100,000ユーロ以上の場合に提出しなければならない。

イントラスタット申告書を期限までに提出しなかった場合、500ユーロから1,000ユーロの罰金に加えて、統計に関する違反に対して500ユーロから5,000ユーロの追加の罰金が科される可能性がある。

イントラスタット申告書フォームは、下記のウェブサイトに掲載されている。

[www.adm.gov.it](http://www.adm.gov.it)

## 9.6 VATの回収（還付／相殺控除）

一般に、納税義務者が事業活動内で使用する商品およびサービスの購入に対して課税される仕入VATは、回収可能である。

### 9.6.1 VATの回収期限

2017年における改正後、仕入VATの回収期間が短縮された。以前の規定では、最も遅い場合で、仕入VATの納税義務が生じた（つまり、VAT課税対象取引が発生した）年の翌々年の年次VAT申告により仕入VATを回収することが可能であった。現在では、2017年1月1日以降に発行された仕入インボイスおよび税関請求書に対する仕入VATは、仕入VATの納税義務が生じた、すなわち、VAT課税対象取引が発生した年の年次VAT申告書の提出期限までであれば回収可能となっている。

イタリア歳入庁は、この論点に関するガイダンスを公表しており、特に、VATの回収権が行使可能となる最終期限の特定方法を明確にしている（EU域内の仕入インボイスはこの改正による実質的な影響を受けない）。

歳入庁は、欧州裁判所判例法、特に判例C-152/04において言明された原則を認めている。判例C-152/04では、「控除する権

利は、その規定により要求される次の2つの要件が満たされる課税期間に関する限りにおいて行使されなければならない。その要件とは、商品が納品されたかまたは役務が提供されたこと、および課税事業者が問題になっている加盟国が定める基準のもとでインボイスとして機能するとみなされるインボイスおよび書類を保持していることである」としている。これに基づき、歳入庁は、次の2つの要件がいずれも満たされた年にVATの回収権が発生することを明確にしている。

- 課税取引が発生する/VATの課税対象となる。
- 顧客が有効なVATインボイスを受領する。

したがって、VATを回収する権利は「遅くとも、上記2要件のいずれも満たされた年の年次VAT申告書において、その年に関して」行使可能である。

2018年10月に、仕入VATの回収期限がわずかに変更され、VATの納税者は課税取引が生じた月のVAT決済時に仕入VATを回収できるようになった。購入時のインボイスの受取りならびに仕入VAT元帳への記帳を翌月15日までに行ったとしても同様である。この規則は、仕入インボイスを受け取った事業年度と異なる事業年度に課税が生じた取引には適用されない。

基本的に、2019年の日付の仕入インボイス／税関請求書を受領した場合、下記の状況が生じる可能性がある。

- 2019年の日付の請求書/税関請求書を2020年に受領した場合、2020年中にVAT台帳に計上され、仕入VATは、2020年度の月次VAT決済に含まれる。
- 2019年の日付で2019年に受領した請求書/税関請求書は、2020年1月から4月の期間にVAT台帳に転記された場合、それらの（2020年のVAT台帳とは別に計上される）書類は2020年の1月から4月の月次VAT決済から除かれるべきであり、関連する仕入VATは、2020年4月末が提出期限である。
- 2019年度の年次VAT申告書においてのみ回収が可能となる2020年4月以降にVAT台帳に計上された仕入インボイス／税関請求書は、2019年度のVAT修正申告書を追加で提出することで仕入VATを回収できる可能性がある（ただし、この場合は遅くとも、2019年度の除斥期間（時効）の終了期限にあたる2025年12月31日までに提出しなければならない）。

### 9.6.2 電子インボイス

2019年1月1日以降に発行されたインボイスに関して、電子インボイスのルールが義務化されている。

紙媒体（たとえば、電子メールに添付されたPDF形式のインボイスなど）から電子インボイス（すなわち、SDIを介して送信される

XML形式のインボイス)への移行は、VATを回収する権利に影響を及ぼす可能性のあるいくつかの実務上の問題を引き起こしている。

- 2018年12月付で2019年1月15日までに顧客に送付されるインボイスは、紙形式での発行が認められる(必ずしもSDIを介して発行する必要はない)。
- 2018年12月付で2019年1月15日以降に顧客に送信されるインボイスは、SDIを介して電子形式で発行しなければならない。
- 2018年12月になされた販売や供給の2019年1月付のインボイスは、SDIを介して電子形式で発行しなければならない。

2019年1月1日以降に紙形式で発行されたインボイスは、VATの取扱い上無効なものとされ、その発行がなかったものとして取り扱われる。関連する仕入VATを回収するために、顧客はサプライヤーに対してSDIを介した適切な電子インボイスを発行するよう依頼する必要がある。サプライヤーがSDIを介して電子インボイスを発行しない場合、顧客はSDIを介して自己に対する電子インボイス(「autofattura」)を発行する必要がある<sup>27</sup>。

紙形式で発行したインボイスに関する2019年付のクレジットノート(返金)およびデビットノート(返金請求)は、SDIを介して電子形式で発行しなければならない。

### 9.6.3 VATの誤請求

VATが課税対象外、免税またはゼロ税率の取引に対して誤って請求された場合、または誤って高い税率で請求された場合においてもVATの回収が可能である。ただし、サプライヤーが誤って請求したVATを国庫に返還し、かつ不正行為がないことが条件とされている。その場合、顧客は250ユーロから10,000ユーロの固定の罰金のみが科される。

イタリアの最高裁判所による最新の見解に基づき、2018年予算法で導入されたVAT回収に関するこの規則は、罰則を除き、遡及して適用されないことが明確となった。以前の制度では、顧客は誤って請求されたVATを回収する権利はなく、VATを過度に回収し不正確なVAT申告書を提出したことに対して相応に高い罰金を課されていた。

### 9.6.4 回収不能または一部回収可能なVAT

VATが回収できないかまたは一部しか回収されない項目があり、以下はその例をいくつか示したものである。

- **VAT免税取引**：VATが課税対象取引と免税取引の両方

に関連する場合、VATは分割される。

- **非事業活動(私的活動を含む)**：VATが事業活動と非事業活動の両方に関連する場合、VATは分割される。
- **車両(商用車を除く)**：完全に事業目的のみに使われていない車両については、VATの回収率はその車両の支出額の40%に制限される。この制限は、例えば、車両購入費(組立契約などを含む)、EU域内購入、輸入、リースまたはハイヤー、改造、修理またはメンテナンスなどの車両に関するすべての支出が対象となる。その車両が下記分類のいずれかに該当する場合は、この制限は適用されない。
  - 事業活動目的に使用される課税事業者の在庫品の一部を形成する。
  - タクシーとして使用される。
  - 自動車教習所の指導用に使用される。
  - ハイヤーまたはリースされる。
  - 営業担当者によって使用される。
- 燃料および石油の購入ならびに輸送に関するその他のサービスに対する仕入VATは、追跡可能な支払い方法、すなわち現金以外の方法によって支払われた場合にのみ回収可能となっており、以下の方法が認められている；銀行および郵便小切手、銀行手形および郵便手形、口座引落し、銀行および郵便振替、郵便局の支払伝票、デビットカード、クレジットカード、プリペイドカードおよび銀行口座の引落しを可能にするその他の手段などの電子的支払い方法  
燃料セクターの企業が通常使用する、当事者同士が現金で支払わない手段として、以下の方法も認められている；相殺決済契約、カード(リチャージ式または非リチャージ式)、バウチャーなど
- **接待**：接待費にかかるVATは、通常、回収できない。
- **ツアーオペレーターのマージン制度**：この制度に基づき提供される商品およびサービスに対しては、VATの回収はできない。
- **中古品に関するマージン方法に基づき販売された商品**：VATが商品の売上利益に対して課税されるが、その商品の購入についてはVATを回収できない制度が多数存在する。

### 9.6.5 イタリア国外で設立された非登録事業者のVATの回収

これらの事業者は、50ユーロ以上のイタリアVATについて回収することができる。

EU手続きに基づき、他のEU加盟国で設立されたVAT還付請求事業者は、居住するEU加盟国の当局に対して電子的な申請書を提出する必要がある。非EU加盟国の事業者は、EU第13号指令に基づき、VATを回収しなければならない。しかしながら、還付はその非EU加盟国が同等の売上高税の還付を認める

<sup>27</sup> 自己請求手続きは、1997年12月18日付政令第471号の第6条(8)に規定されている。

ことを条件としており、ノルウェー、スイス、イスラエルのみがその請求を行うことができる。

VATの還付請求には厳しい条件と期限が設定されている。請求期間は暦年に従い、還付請求は翌年の9月30日までに提出する必要がある。その期間に回収可能なVATの金額が400ユーロ以上の場合、請求期間は、暦年（四半期）よりも短くなる場合がある。

EU第13号指令による請求フォームは、下記のウェブサイトに掲載されている。

[www.agenziaentrate.gov.it](http://www.agenziaentrate.gov.it)

## 9.7 商品およびサービスの国際取引

### 9.7.1 輸出

#### 商品

イタリアの売り手が他のEU加盟国でVAT登録をしている顧客に商品を販売し、その商品を（売り手または顧客が）イタリアからその加盟国に発送する場合、売り手はVATを請求せず、EU域内供給としてゼロ税率を適用する。売り手は他のEU加盟国における顧客のVAT番号を入手し、インボイスに記載する必要がある。また、売り手はイタリア<sup>28</sup>から商品を発送した証書を入手する必要がある。商品を他のEU加盟国でVAT登録をしていない顧客に販売する場合、売り手はイタリアのVATを請求する必要がある。

売り手がEU域外の顧客（企業または個人）に商品を輸出する場合、VATは請求しない。ただし、域内販売と同様に、売り手はすべてのケースにおいてゼロ税率を裏付ける発送（出荷）の証書を確実に保管しておかなければならない。

欧州連合関税法典（UCC）の施行により、2018年5月16日に「輸出業者」の定義が変更された<sup>29</sup>。現在、輸出業者とは、(a) 物品が個人のプライベートの手荷物に含まれている場合にEUの関税領域から持ち出される物品を輸送する個人、(b) (a)でない場合に、(i) EU関税領域に設立された者で、物品をEUの関税領域外へ輸送する決定権を有し、決定した者、(ii) (i)でない場合に、物品をEU関税領域外へ輸送する契約の当事者であるEU関税領域に設立された者、と定義されている。

#### サービス

イタリアに設立されたサプライヤーが、他のEU加盟国またはEU域外に設立された顧客にサービスを提供する場合、イタリアVATの対象外取引とされる。サプライヤーがVATを請求しない要件として、

他のEU加盟国の顧客はVAT番号を有していなければならず、その番号を請求書に記載する必要がある。

以下のサービスは、異なる供給地規則の対象となる。

- 不動産に関連するサービス<sup>30</sup>
- 旅客輸送
- 飲食店およびケータリングサービス
- 輸送手段の短期的なハイヤーまたはリース
- 文化、芸術、スポーツ、科学、教育、エンターテインメントまたは類似の活動の参加（および参加に付随するサービス）

### 恒常的輸出事業者

イタリアに居住する企業が総売上高の10%超を占めるゼロ税率の供給（輸出、EU域内供給、国際サービスなど）を行う場合、その企業は恒常的輸出事業者とみなされる。

恒常的輸出事業者は、前年または直近12か月に行われたゼロ税率の供給総額を上限として、VATのないサービスおよび商品（ただし、不動産およびVATを回収できない商品およびサービスを除く）を購入する権利がある。また、文書化の義務および手続きが適用される。具体的には、VATの免税特典を受けるために、恒常的輸出事業者は意思表示書をイタリア歳入庁に送付しなければならない。送信受領書を入手した後は、その意思表示書および送信受領書の両方をサプライヤーに提供する必要がある。サプライヤーは供給する前に意思表示書が有効であるかをイタリア歳入庁のウェブサイトを確認しなければならない（確認漏れの場合にはペナルティが課される）。

意思表示書のフォームおよびその説明は、下記のウェブサイトに掲載されている。

[www.agenziaentrate.gov.it](http://www.agenziaentrate.gov.it)

### 9.7.2 輸入

商品がEU域外からイタリアに輸入される場合、輸入VATおよび関税が課される可能性があり、商品は、これらを支払ったまたは保証した後に税関当局から引き渡される。

## 9.8 インボイス

### 9.8.1 インボイスの詳細情報

インボイスには以下の詳細情報が含まれている必要がある。

- 発行日

<sup>28</sup> 2018年12月4日付欧州委員会委任規則（EU）No.2018/1912

<sup>29</sup> 2018年5月16日付欧州委員会委任規則（EU）No.2018/1063は、欧州委員会委任規則（EU）No.2015/2446の第1条(19)に定められた輸出業者の定義を変更している。

<sup>30</sup> 「不動産に関連するサービス」の定義は、理事会施行規則（EU）No.1042/2013により定義されており、2017年1月1日より使用されている。

- 「明確にそのインボイスを特定する」ための通し番号（暦年による通し番号は不要）。インボイスが以前発行されたインボイスを調整する場合（例えば、クレジットノートの場合）、元のインボイス、サプライヤーのVAT番号、顧客のVAT番号（課税事業者の場合）または税務コード（個人の場合）を明確に記載しなければならない。また、他のEU加盟国で設立された課税事業者を含む場合は、その加盟国により発行されたVATのID番号も記載する。
- サプライヤーの会社名（または氏名）および居所または法定住所、（もしあれば）税務代理人の会社名（または氏名）および居所または法定住所、（もしあれば）非居住者企業の固定施設の所在地
- サプライヤーのVAT番号
- 購入者の会社名（または氏名）および居所または法定住所、（もしあれば）税務代理人の会社名（または氏名）および居所または法定住所、（もしあれば）非居住者企業の固定施設の所在地
- 顧客のVAT番号（課税事業者の場合）または税務コード（個人の場合）、および他のEU加盟国で設立された課税事業者を含む場合は、その加盟国により発行されたVATのID番号
- 提供される商品またはサービスの数量、品質および性質
- 商品の供給またはサービスの提供の税務基準日もしくはその日付が発行日と異なる場合は、対価の全額または一部が支払われた日。この情報は、2019年7月1日時点で発行されたインボイスに追加する必要がある。
- 課税額を算出するために使用される単価（VATを除く）
- 割引販売される場合、その商品の市場価値（その価値が課税額を算出するために使用されるかどうかを問わない）
- 税率、税額およびユーロセント未満を切り上げた課税標準額ならびに（自己請求のインボイスに関する）インボイスの発行事業者
- VATの対象とならない取引の場合、支払われるべきVAT額を記載する代わりに下記の文言を記載する。
  - “*inversione contabile*” (リバースチャージ) : 顧客が他のEU加盟国にVAT登録されている場合におけるリバースチャージ方式の対象となる商品およびサービスの提供
  - “*operazione non soggetta*” : EU域外の供給地に向けた商品およびサービスの提供
  - “*autofatturazione*” (「自己請求インボイス」) : VATを支払う義務を商品またはサービスの買い手が負う場合においてその買い手が発行するインボイス

## 9.8.2 簡易インボイス

インボイスの金額が100ユーロ以下の場合（ただし今後の省令により基準値は400ユーロまで引き上げられる可能性がある）、またはクレジットノートが発行された場合、簡易インボイスを発行することができる。ただし、簡易インボイスは以下の場合には認められない。

- EU域内供給
- 供給地がイタリア国外であり、他のEU加盟国においてリバースチャージの対象となる供給

## 9.8.3 電子インボイス

2019年1月1日以降、イタリア国内で設立された、または所在する事業者間におけるすべての企業間（B2B）および企業対消費者間（B2C）の商品およびサービスの提供に対して電子インボイスの発行が義務化されている（ただし、B2C取引の場合は、顧客が明示的にインボイスを要求した場合に限る）。

電子インボイスは、以下の方法により発行しなければならない。

- SDIシステムを使用：元々は公的機関に電子インボイスを送信するために使用されていたプラットフォームであり、イタリア歳入庁が電子インボイスの詳細を自動的に収集することができる交換システムである。
- XMLフォーマットを使用：現在認められている唯一の様式であり、欧州規格に基づくさまざまなフォーマットが今後法令によって導入される可能性がある。

電子インボイスが上記の要件を満たさない場合、そのインボイスは発行されていないものとみなされ、高額な罰金が科される（例えば、国内のVAT課税対象の商品またはサービスの提供の場合、そのVAT額の90%から180%の罰金）。

義務化された電子インボイスの施行規則や関連する実務の詳細ならびに説明は、イタリア歳入庁のウェブサイトを確認することができる。

[www.agenziaentrate.gov.it](http://www.agenziaentrate.gov.it)

公的機関および行政機関に対する供給に関しては、電子インボイスの発行は既に義務化されている。

## 9.8.4 ディスタンスセール

2019年1月、イタリア歳入庁はディスタンスセールス<sup>32</sup>の報告義務を明確にした。

すべての課税対象者は、イタリアに居住しているかどうかにかかわらず、マーケットプレイス、プラットフォーム、ポータル、または同様の

<sup>32</sup> Implementing Decree no 660061/2019参照

ツールなどの電子インターフェースを使用して、コミュニティへの遠隔販売または輸入品の遠隔販売を促進する場合、報告義務を負うこととなる。

欧州委員会の提案された定義に沿って、「促進する」という用語は、電子インターフェースを介して商品を販売する顧客とサプライヤーがやり取りを行い、その電子インターフェースを介して商品を供給することを可能にする電子インターフェースの使用を意味する。

電子インターフェースが直接または間接的に使用される以下の用途で利用される場合が含まれる。

- a) 商品の供給が行われる一般的な条件の設定
- b) 顧客からの支払いの回収
- c) 商品の注文または配達

マーケットプレイスは、次のいずれかにかのみ使用される場合には販売を促進するとは見なされない。

- a) 商品の供給に対する支払いの処理
- b) 商品のリストまた広告
- c) 供給に介入することなく、商品が販売のために提供される他の電子インターフェースへの顧客のリダイレクトまたは転送

現在の規則では報告は四半期ごとに行われ、販売が行われた四半期の翌月末までに行う必要がある。例えば、2020年の第4四半期の報告は2021年1月31日が期限となる。ただし、現在の報告義務は、2021年から新しいVAT指令<sup>33</sup>第14条a)に変わる。

マーケットプレイスから次の情報を送信する必要がある。

- 各サプライヤーの氏名（または個人データ）、居住地、電子メールアドレス、マーケットプレイスで使用されている識別番号および税コード（もしあれば）
- 四半期においてイタリアで販売された商品の総数
- イタリアで販売された商品の合計販売価格、または平均販売価格（ユーロ表示）

報告はマーケットプレイスから直接送信することも、指定された仲介業者（KPMGなど）から送信することもできる。

新しい報告義務を履行するために、非居住者の課税対象者（イタリアに固定施設がない）は、直接VAT登録システムを使用するか、またはVAT代理社を任命し、イタリアのVATに登録する必要がある。

供給を促進した課税対象者が期限内に報告しない場合、または不正確または不完全なデータを報告した場合には、次のことを証明できない限り、その促進した者が自分の名前で商品を購入し、販売したと見なされ、VATの納税義務を負う。

- VATはサプライヤーによって支払われたこと。または
- 不完全な情報の場合には、その情報が正しくないことを知ることができない正当な理由があること

### 9.8.5 分割納付制度

公的機関および行政機関に対する商品やサービスの提供は、サプライヤーが公的機関等に対してVATを請求する場合（課税対象であり、かつ、リバースチャージ方式が適用されない場合）、特別な分割納付制度によって管理される。公的機関はインボイスの支払いを課税対象額とVATに分割し、課税対象額をサプライヤーに支払い、VATを財務省のブロックされているVAT銀行口座に支払う。

分割納付制度はまた、以下についても対象としている。

- 特定のイタリアの公的機関、その子会社およびイタリア証券取引所（*Borsa Italiana*）に上場している企業に対する商品およびサービスの提供、ただし、提供先がイタリアでVAT登録をしていることが条件
- 公的機関の追加カテゴリー（例えば、公的経済団体、特別企業、財団など）およびその子会社に対する商品およびサービスの提供

顧客が分割納付制度の適用対象となるカテゴリーのいずれかに属するかどうかを判断するには、サプライヤーは下記のウェブサイトでもイタリア財務省が毎年発行するリストを確認する必要がある。

[http://www1.finanze.gov.it/finanze2/split\\_payment/public/#/#testata](http://www1.finanze.gov.it/finanze2/split_payment/public/#/#testata)

公的機関および行政機関が上記のリストに含まれていない場合は、下記のウェブサイトにあるインデックスを参照する必要がある。

[www.indicepa.gov.it](http://www.indicepa.gov.it)

### 9.8.6 自己請求インボイス

自己請求インボイスは認められるが、サプライヤーは引き続きインボイスを発行する責任を負う。インボイス発行者が低税率地域の居住者の場合、サプライヤー（少なくとも5年間事業を営んでおり、過去5年間歳入によるVAT査定を受けていない）は、事前にその取決めを歳入庁に通知しなければならない。

<sup>33</sup> Council Directive (EU) 2017/2455

## 9.9 小売業者による毎日の領収書の電子報告

2020年1月1日以降、小売業者における毎日の領収書の記録および税務当局への報告義務は、以下のとおり電子化することが義務づけられる。

- 年間売上高が400,000ユーロを超える小売業者：2019年7月1日以降
- その他のすべての小売業者：2020年1月1日以降

毎日の領収書の電子記録および送信に際しては、小売業者は税務当局によって承認された「テレマティックレコーダー（'registratore telematico'）」と呼ばれる特別な電子レジスターを使用する必要がある。さらに、顧客が要求した場合、小売業者はSDIを介して電子インボイスを発行しなければならない。

## 9.10 事業譲渡

事業を継続事業として売却する場合、VATの対象とはならない。その取引は登録税の対象となり、一定の要件を満たす必要がある。例えば、買い手は売り手が行っていた事業と同種の事業を継続するためにその資産を使用するつもりでなければならない。

## 9.11 VATの選択

イタリアのVAT法は、一部例外はあるものの、不動産取引に関しては一般的に免税が認められている。しかしながら、工業用不動産の場合は、譲渡証書においてその取引への課税を選択することが可能であり、その場合、リバースチャージ方式が適用される。

同様に、工業用不動産のリース契約についてもユニットごとに課税を選択することが可能であり、その課税方式はリース契約上で選択しなければならない。

## 9.12 本支店間取引

**商品**の販売について、現地支店と海外本店はVAT上の独立した事業体として取り扱われるため、いかなる取引もVATの対象外とはされない。

**サービス**については、イタリア歳入庁は、FCE銀行事件に対する欧州裁判所の判決（C-201/04）を考慮し、支店に意思決定権がない場合に限り、本店と支店の間の取引はVATの対象外と

なることを明確にした。ただし、2018年予算法による改正では、Skandia判例<sup>34</sup>で欧州司法裁判所が定めた原則が反映されており、本店または支店がイタリアまたはその他の税務管轄区域のVATグループに属する場合、本店から支店への本店配賦費用はVATの課税対象になるものとしている（「9.4 VATグループ」の項を参照のこと）。

## 9.13 不良債権

原則として、顧客の倒産または支払不能により不良債権が発生した場合および担保権実行手続きによっても回収できない場合、VAT軽減措置を請求することができる。

倒産および同様の手続きを行っている顧客から支払を受けていない売上VATは、その手続き終了の時点まで回収はできない。

以下の場合、担保権実行手続きは実行不能であったとみなされる。

- 命令は下されたが、差押え可能な資産または債権がないため、第三者が保有する債務者の資産の差押えが実行不可能な場合
- 命令は下されたが、動産の所在が不明または債務者が行方不明のため、動産の差押えが実行不可能な場合
- 競売でその動産の売却を3回試みたものの、担保権実行手続きが費用過剰により終了となった場合

欧州裁判所の判決では、「加盟国は、倒産処理手続きが10年以上続く可能性がある場合は、その手続きが実行不可能となったことを条件として、全額または一部未納付の場合にVAT課税額を減額してはならない」としている<sup>35</sup>。この声明は、特に、VAT指令<sup>36</sup>と矛盾していると考えられているイタリアの制度に関連して通達されたが、イタリア歳入庁はこの判決の施行に関するガイドラインを何も発行していない。

## 9.14 租税回避防止

法の濫用に関する一般規定が導入され、VATにも適用されている（詳細については「5.3 租税回避防止策」の項を参照のこと）。

この一般規定に加えて、ミッシング・トレーダー（失踪業者）による域内不正（カルーセル詐欺としても知られている）に対処するイタリアにおける規定では、売り手が支払わなかったVATに対して買い手が連帯責任を負うことが定められている。この不正防止規定は、一部の限定商品（自動車、オートバイ、携帯電話、コンピュータ、新品・中古のタイヤ・タイヤフラップ、家畜および生肉）に

<sup>34</sup> 注釈30を参照のこと。

<sup>35</sup> 2017年11月23日付欧州裁判所判例C-246/16（Di Maura）

のみ適用され、商品価格が市場価格を下回る場合にのみ効力が生じる。

関連当事者間の特定の部分的免税取引においては、その他の租税回避防止規定に基づき、公正市場価値が課税標準となる。

## 9.15 罰則

VATに関する罰則は、納税義務者が犯した違反の内容に応じて異なる。

### VAT申告書に関する違反

**年次VAT申告書の未提出**：申告書で申告すべき金額の120%から240%の範囲内で罰金が科せられる。VATが納税義務者のいずれの取引にも課せられない場合は、250ユーロから2,000ユーロの罰金が科せられる。

VATを脱税する目的で年次VAT申告書を提出しないことは刑事犯罪となる。この規則は、申告されていないVATの金額が50,000ユーロを超えた場合に適用され、納税者に2年から5年（2019年10月より前に犯された違反の場合は18か月から4年）の懲役刑が科される。

**不正確なVAT申告書の提出**：無申告のVAT金額または申告した過剰なVAT控除額の90%から180%の罰金が科せられる。

VATを脱税する目的で不正確なVAT申告書を提出することは刑事犯罪となる。この規則は、申告不足額が一定額を超えた場合に適用され、納税者に2年から5年（2019年10月より前に犯された違反の場合は1年から3年）の懲役刑を科される。

また、存在しない取引に関連する請求書やその他の文書を使用するなどした虚偽のVAT申告書を提出する場合は、さらに重い刑事罰が科される。

### 取引の記録漏れ

**VAT課税対象取引の記録漏れ**：支払われるべきVAT金額の90%から180%の罰金が科せられる。

**VAT免税取引または課税対象外取引の記録漏れ**：未記載金額の5%から10%の罰金が科せられる。同様の罰金が特定の範囲外の取引の記録漏れにも適用される。罰金額は1回の違反につき500ユーロ以上である。

**法人税違反には該当しないVAT免税取引または課税対象外取引の記録漏れ**：250ユーロから2,000ユーロの罰金が科せられる。

**リバースチャージ方式の適用漏れ**：500ユーロから20,000ユーロの罰金が科せられる。取引が会計帳簿に記録されていない場合、罰金は課税基準の5%から10%の範囲で科され、1,000ユーロを下回ることはない。

商品またはサービスのサプライヤーがインボイスを発行しなかった場合、またはインボイスに誤りがあった場合に、買い手がその未発行または不正確なインボイスに対して適切な対応を講じない場合、買い手がVAT金額の100%に相当する罰金を負うことになる。

VATが当事者のいずれかにより実際に支払われた場合、国内リバースチャージ手続きの違反に対する罰金は減額される。この場合、罰金は250ユーロから10,000ユーロとなる。

### 輸出に関する違反

納税者が輸出に対してVATを徴収することを認めている諸規定を遵守しなかった場合、罰金が適用される。原則として、罰金額は徴収されるべきVAT金額に比例する。

### その他の違反

公式なフォーマットに準拠していないVAT申告書の提出、特定のVAT情報の一部提出漏れまたはVAT記録を保持していないなどの違反を犯した納税者に対しては固定罰金が設定されている。罰金額は、違反の内容により決定される。

### 不納付／過少納付

罰金額は未納税額の30%（90日以内の支払い遅延は15%）であり、未納税額に対して4%の利子が加算される。

翌年の前払納付の期限までに年次申告書で申告したVATを支払わなかった場合は、犯罪行為とみなされる。この規定は、VAT金額が150,000ユーロ超の場合に適用され、納税義務者は、6か月から2年の懲役刑を科される可能性がある。

同様の罰則は、納付税額に対して架空のまたは不当なVAT控除により50,000ユーロ超を相殺した納税義務者にも適用される。

### 通則

VAT法において罰金の範囲が示されている場合、実際の金額は査定時に歳入庁によって決定される。

罰金額を決定する際、歳入庁は、納税者の行為および社会経済的状況を踏まえて、違反内容の重大性を検討する。

納税義務者が過去3年間に同様の違反を犯したことが歳入庁により確認された場合、罰金は50%引き上げられる可能性がある。

査定において、納税義務者が犯した各違反に対して罰金を決定する。しかし、同様の違反が1事業年度または複数年にわたり2回以上発生した場合は、より寛大に罰金額を算出する仕組みとなっている。

罰金に加えて、営業ライセンスの停止など、その他の罰則もある。

## 自発的修正

納税義務者は、一定の期限内に自発的修正制度（*ravvedimento operoso*）を利用することで、上記の罰則（例えば、通常の税務査定に基づき支払うべき罰金など）を軽減することができる。



## 10. 関税・間接税、輸入VAT

### 10.1 欧州共同体法および関税制度

関税法は統一された国際租税法の最良の例である。

国際関税法と同様にイタリアの関税法にも、3つの基本概念がある。

1. 物品の分類：それぞれの物品の動きに対して関連する関税規則を選択、適用するとともに、輸入税を見積もるために必要となる。
2. 物品の原産地：税関手続きのため、特惠原産地または非特惠原産地（原産国表示）のいずれかに区別される。
3. 取引価格：欧州連合関税法典（UCC）<sup>37</sup>において、「物品の関税評価額の主たる基礎となるのは取引価格である。つまり、欧州連合の関税領域への輸出を目的として販売される物品に対して現実に支払ったまたは支払うべき価格である（ただし必要に応じて調整される）」としている<sup>38</sup>。

関税法の現行の枠組みは、国内規則および欧州共同体規則が混在する複雑な構造となっており、欧州の統合プロセスが発展するにつれて、その複雑さが増している。

#### 10.1.1 欧州連合関税法典（UCC）

UCCの構成は以下のとおりである。

- i. UCC「委任規則」（委員会委任規則（EU）2446/2015）：UCCの主要事項でない事項を補足
- ii. UCC「施行規則」（委員会施行規則（EU）2447/2015）：UCC施行に関して統一された手続規則を規定
- iii. UCC「移行に関する委任規則」（委員会委任規則（EU）341/2016）：UCC電子システムが運用するまでの税関情報の交換と保管のための代替方法について規定
- iv. UCC「作業プログラム」：ITシステム化の計画を定める委員会施行決定

UCCの目的は以下のとおりである。

- 関税法および通関手続きの効率化
- 企業に対する法的確実性および標準化の提供
- EU域内全体の税関職員に対する関連手続きの明確化
- 通関規則および手続きの簡素化ならびに現在のニーズに沿った効率的な通関取引の促進

- 通関手続きのペーパーレス化、完全電子化への移行完了
- 規則などに準拠し信頼できる認定事業者（AEO）による通関手続きの迅速化（下記参照）

UCCの施行により、現在、欧州共同体法は異なる税関当局間および税関当局と事業者間においてペーパーレスでの情報交換を求めている。つまり、すべてのデータの交換が電子データ処理技術を使って行われなければならない。輸出手続きのオンライン申請（AES<sup>39</sup>）の利用は電子データ交換が企業と税関当局との関係において重要な要素となっている。

UCCは、税関当局が事業者との定期的な対話をもち、関税法、一般行政裁定および申請書に関する情報を可能な限りいつでも無料で公開することで透明性を促進することについて規定している<sup>40</sup>。この目標はインターネットを通じて達成可能であると付け加えられており、完全な法的承認と例外なしに、インターネットを介した「制度的」な取引をも提供するUCCを通して関税規則が近代化していることをさらに証明している。

さらに、UCCでは、「加盟国は、税関当局間の情報交換のための電子システムの開発、維持、使用について欧州委員会と協力すべきであり、また、UCCに従って、その情報を保管するために欧州委員会と協力すべきである」と規定している<sup>41</sup>。

### 10.2 通関手続き

欧州共同体法は、通関手続きが必要な物品はすべて税関申告により管理されなければならない、と規定している。申告者は第三国を原産地とする物品を通関手続きに付する意思を示し、取引に関する次の情報を提供する。それぞれの物品について、申告者は分類コード、原産地、価格、数量、荷送人および荷受人、通関手続きについて提示する必要がある。

これらによって税関当局は課税対象額を決定することが可能となるが、その基本情報は取引に関するその他の情報で補足されなければならない。

<sup>37</sup> EU規則No 952/2013

<sup>38</sup> 欧州連合関税法典（UCC）第70条

<sup>39</sup> このシステムは、同じ情報を提出することなく、ある加盟国で開始された輸出を別の加盟国でまとめることができることを保証する。

<sup>40</sup> UCC第14条第2項

<sup>41</sup> UCC第16条

## 10.3 経済的影響を伴う停止措置および通関手続き（UCCに基づく特別な手続）

UCCでは次の特別な手続を定めている。

- a) 輸送：域外輸送および域内輸送
- b) 保管：保税倉庫およびフリーゾーン（保税地域）
- c) 特定用途：一時受入れおよびエンドユース
- d) 加工：再輸入加工および再輸出加工

「税関管理下での加工」手続は新たに再輸出加工手続として、「一時受入れ」は新たに「特定用途」手続として、「フリーゾーン」は「保税倉庫」規則において、それぞれ網羅されている。

### 輸送

#### 域外輸送

域外輸送手続により、(i) 輸入税、(ii) その他課金、または(iii) 貿易政策規定のいずれの対象にもならず非EU物品をEU関税領域内の1地点から他の地点へ移動させることができる。ただし、その物品がEU関税領域における輸出入禁止の対象に該当しないことを条件とする。

#### 域内輸送

域内輸送手続により、通関状況を変更することなく、EU物品をEU関税領域内の1地点から他の地点へ移動させること、および、関税領域外の国または地域を通過させることができる。

### 保管

保管手続により、(i) 輸入税、(ii) その他課金、または(iii) 貿易政策規定のいずれの対象にもならず、非EU物品をEU関税領域内で保管することができる。ただし、その物品がEU関税領域における輸出入禁止の対象に該当しないことを条件とする。

特定分野を規定しているEU法規制に従い、または輸入税の還付または免除を認める決定という恩典を受けることを目的として、保税倉庫またはフリーゾーンでEU物品を保管することができる。

### 特定用途

#### 一時受入れ

一時受入手続により、再輸出を目的とした非EU物品はEU関税領域内で特定用途扱いの対象とすることができる。この場合、輸入税は全額免税または減税となる他、その物品がEU関税領域における輸出入禁止の対象に該当しないことを条件とし、(i) その他課金、または(ii) 貿易政策規定の対象にもならない。

#### エンドユース

エンドユース手続により、物品は関税免除または特定用途による軽減税率の適用により、自由に移動が可能となる。

### 加工

#### 再輸出加工

再輸出加工手続により、(i) 輸入税、(ii) その他課金、または(iii) 貿易政策規定のいずれの対象にもならず、非EU物品を複数の加工作業においてEU関税領域内で使用することができる。ただし、その物品がEU関税領域における輸出入禁止の対象に該当しないことを条件とする。

修理および破壊以外の場合にのみ再輸出加工手続を使用することができるが、製品の付属品の使用を損なうことなく、手続の対象となる物品が加工品で識別できることを条件とする。

#### 再輸入加工

再輸入加工手続により、加工を目的としてEU関税領域外にEU物品を一時的に輸出することができる。加工済製品は、許可を受けた者またはEU関税領域内に設立されたその他の事業者からの申請に基づき、輸入税の全額免税または減税の適用を受け、自由移動が可能となる。ただし、EU関税領域内に設立された事業者からの申請の場合は、その事業者が許可を受けた者の同意を得ており、認可の要件を満たしていることを条件とする。

## 10.4 認定事業者（AEO）

AEOとはEU関税領域内に設立され、EU加盟国の税関当局が発行したAEO認定証を保有する事業者である。このAEO認定証は、事業者がUCC第38条および第39条ならびに委任規則および施行規則に規定されているすべての基準および要件を満たしていることを証明している。

EU域内に設立された全事業者は、AEO認定証を申請することができる。全事業者とは、製造業者、輸入業者、輸出業者、倉庫管理業者、フリーゾーンまたは保税倉庫内での事業を認可されている事業者、輸送業者、運送業者、航空貨物業者、ターミナル・オペレーター、海運会社、通関業者などで、関税法が適用される事業を行っているすべての事業者である。

AEO認定証を取得することで、事業者は簡易通関手続きおよび／または保証などの措置を受けることができる。

### AEOが得られるさまざまな直接的恩典

- 安全かつ信頼できるパートナーとして市場に認識される。
- 通関手続きの簡素化が容易になる。
- 現物および書類検査において優遇措置を受ける。
- 検査対象物の引渡し優先される。

- 審査の実施場所を選択できる（事業者は中央一括通関<sup>42</sup>を選択することが可能。これにより事業者は会計処理、ロジスティクスおよび流通機能を一元化して補完することができ、結果として管理費および取引費用を削減することができる）
- 申告書のサマリーの提出によりデータ要件が緩和される。

### AEOがさらに享受可能な間接的恩典

- 税関当局（クライアントのコーディネーター）との良好な関係
- 円滑な輸送
- サプライチェーン当事者間のセキュリティとコミュニケーションの改善
- 顧客ロイヤルティの向上
- 従業員の周知による問題の予防
- 安全性関連問題の減少
- 良好な計画
- 盗難および紛失の減少

## 10.5 拘束的関税分類情報（BTI）および拘束的原産地情報（BOI）

欧州の通関に関するこの2つの枠組みは、欧州の事業者が関税分類および原産地の確実性を相互に提供するために利用される。

BTIは事業者が輸入または輸出する物品の正確な関税分類を入手するために使われる。

一方、BOIは物品の実際の実原産地に関する欧州税関当局による決定である。その決定は、物品および原産地を確定する条件がBOIの記述とすべての点で一致している場合に限り、その輸入品または輸出品に関してすべてのEU加盟国の税関当局において拘束力を持つ。

BTIおよびBOIともに有効期間は3年であり、税関当局だけでなく申請者に対しても法的拘束力を有する。

## 10.6 関税決定システム

2017年より、欧州委員会は、加盟国間の調和を促進し関税決定のオンライン環境を整備するために、革新的な関税決定システム（CDS）を導入した。

このシステムにはEU貿易ポータルサイトからアクセス可能であり、事業者により提出される特定の申請書に対して使用される。また、事後申請や決定情報（例えば、訂正、取消し、決定の停止または無効）も保管される。

現在では、EU貿易ポータルサイトは、特別手続き、支払いの繰延べ、簡易な申告などに利用されている。

## 10.7 輸出者登録システム（REXシステム）

このシステムは物品の原産地証明を簡素化し、今後、EUが開発途上国に対して優先的に認めている一般特惠関税（GSP）に対して適用される。また、EUが署名した第三国との特定の特惠貿易協定（例えば、EUとカナダ間の自由貿易協定や2019年2月1日に発効した日EU経済連携協定）にも適用される。

REXシステム導入による最大の変革は、原産地証明の完全な電子化である。原産地証明は、登録輸出事業者<sup>43</sup>のみが発行できる電子的な申告に置き換わる。

この変革の結果、以下が必要となる。

- GSP国を拠点とする輸出事業者は、GSP国とEU間の積荷に関して有効な原産地証明を発行するためにREXシステムに登録しなければならない。
- 欧州の輸出事業者は、欧州およびカナダ間の自由貿易協定および日EU経済連携協定に基づき有効な原産地証明を発行するためにREXシステムに登録しなければならない。また、カナダと日本の事業者も同じ目的で登録する必要がある。
- 欧州の輸出事業者は特定の状況においてはREXに登録しなければならない。

## 10.8 デュアルユース

デュアルユース品目とは、通常は民間用途に利用されるが、軍事用途にも利用可能な、または大量破壊兵器の拡散の一因になり得る完成品または半製品、設備および機械部品である。これにはソフトウェアおよびテクノロジーも含まれる。デュアルユース品目には特別な規則が適用される。

したがって、EUは、幅広い民需産業のハイテクかつ高度な製品の開発、製造および貿易に影響を及ぼすデュアルユース品目の輸出、輸送および仲介を統制している。民需産業とは、例えばエネルギー、航空宇宙、防衛および安全保障、レーザーおよびナビゲーション、電気通信、ライフサイエンス、化学および製薬産業、材料加工設備、電子機器、半導体およびコンピュータ産業、医療および自動車産業である。

<sup>42</sup> UCC第179条に規定されている。

<sup>43</sup> REX要件は、総額が6,000ユーロを超える物品の輸出によって生じる。

デュアルユース物品およびテクノロジーの輸出は、国内および、デュアルユース品目の輸出、移動、仲介および輸送の管理に関して制定されたEC規則428/09などの国際的なセキュリティ要件に従って策定されたさまざまな標準、基準および申請手続きにより管理されている。

## 10.9 物品税

物品税は特定の製品の消費に課税される間接税である。

- エネルギー製品
- アルコールおよびアルコール飲料
- たばこ製品

イタリアの物品税徴収の管轄当局は、イタリア税関当局である *Agenzia delle Dogane* である。

消費財は、製造またはEUへの輸入の際に物品税の対象となる。一般的に、物品税は物品が消費のために販売されるときに課される。また、このような物品は以下の場合に消費向けに販売されたとみなされる。

- 在庫不足が法定基準を超えた場合
- 関税一時停止措置が解除された場合（不正な解除であっても）
- 関税一時停止措置以外で製造または輸入された場合（不正であっても）

消費財の流通については、特定の書類の提出を含む一定の手続きを遵守する必要がある。

## 10.10 輸入VAT

すべての輸入品に対してVATが課税される。

イタリアでは、物品が申告者によりイタリアに輸入されたときにVATが課され、物品の所有者またはその物品が税関地域の境界線を越えた際の保有者により支払われなければならない。

以下の取引は、輸入とみなされる。

- 物品が他のEU加盟国向けである場合の、関税一時停止措置下での自由移動のための物品の販売
- 再輸出加工（一時的輸入）：関税の観点からは輸入とはみなされないが、物品が販売または自家消費分としてイタリアに輸入される場合、イタリアにおいてVATが課税される
- 加工なしで再輸出する物品の一時受入れ：欧州共同体法に従い、これらの物品は輸入税の全額免除による優遇措置の対象にはならない
- アトス山、カナリア諸島またはフランス国外領土を原産地とする

る物品の自家消費分の通関手続き

- 一時的な輸出のための再輸入（再輸入加工）
- 以前に輸出した物品の再輸入

輸入に対するVATの課税標準は、イタリアのVAT法および関税法に従って算出される。

## 10.11 イタリアの税関当局との関係

イタリアの税関当局のアプローチは大きく変化している。すべての加盟国に対して拘束力をもつ新しい欧州共同体法を反映させ、通関手続きを近代化している。

域内市場の完成、国際取引および投資の障壁削減、EU域外との境界線における治安と安全強化の必要性により、税関当局の役割が変化しており、サプライチェーン内で国際取引の監視および管理において主導的役割を果たし、各国およびEU加盟国に所在する企業の競争力強化を促進させる役割を担っている。

この新たなアプローチにより、税関当局の支援およびグローバルでの関税負担（手続きおよび義務）の大幅な簡素化を活用することで、現在は非常に興味深い関税プランニング対策が可能となっている。

## 10.12 Brexit

不確実性が持続しているため、欧州委員会と英国政府が発表しているガイダンスに従うことがますます必要になっている。

2020年12月31日以降、英国は第三国となり、すべての商取引に関税が関わることになる。したがって、税関当局による新しい税関要件と管理のための複雑さが増し、サプライチェーン管理のコストも大幅に増加することが想定される。

KPMGのBrexitチームは、特にUCCの下で利用可能な特別措置の活用を通じて、関税障壁の影響を最小限に抑えることができる、効率的、論理的かつ最新の通関モデルの計画を支援することができる。

## 10.13 トランプ米大統領とEU対米国の貿易戦争

2018年3月8日、ドナルド・トランプ米大統領は米国に輸入される鉄鋼とアルミニウムに対してそれぞれ25%と10%の関税を導入することを決定し、2018年3月23日に施行した。

EUは、他の義務を導入する<sup>44</sup>ことにより、報復措置として、一定の鉄製品<sup>45</sup>の米国からの輸入に対して25%の従価関税を課すこととした。

10月下旬、エアバスボーイング紛争におけるWTOの決定の結果として、米国は年間75億ドル相当のヨーロッパの輸出に対する関税を課した。

最後に、2019年12月6日、米国通商代表部は、懲罰的関税の対象となるEU原産品に対する措置の見直しを発表し、提案には、最大100%の懲罰的関税の対象となる365の新しい関税コードに加えて、現在最大100%の懲罰的関税の対象となる製品の関税引き上げが含まれている。

## 10.14 輸出業者の定義

新しく導入されたEUの定義によれば、輸出者（法人）とは、「EU関税領域で設立され、商品とその関税領域から持ち出すことを決定する権限を持ち、決定した者」であり、それが当てはまらない場合には、「EU関税領域に設立され、EU関税領域から商品を持ち出す契約の当事者である者」とされている<sup>46</sup>。

この新しい定義と2019年7月8日に公開された新しいUCCガイドラインに基づいて、イタリア税関当局は2019年11月にガイダンス<sup>47</sup>を公表した。

## 10.15 プラスチック税

2020年の予算法において、プラスチック税が導入された。これは、商品や食品の包装、保護、配送に使用され、全体的または部分的に合成有機ポリマーで作られた使い捨て製品（「MACSI」としての使い捨て製品がイタリアの法律で定義されている）に適用される。

課税されるタイミングは以下のとおりである。

- イタリア製のMACSIの場合はイタリアの顧客への輸送したとき
- 他のEU諸国のMACSIの場合：
  - (i) 事業活動の過程でイタリアで購入したとき
  - (ii) 個人消費者への輸送したとき

- 第三国からのMACSIの場合、最終輸入日

MACSIに含まれるプラスチック1キログラムあたり0.45ユーロ課税され、課税対象者は次のとおりである。

- イタリア製MACSIの場合：製造者
- 他のEU諸国から購入したMACSIの場合：MACSIが事業

活動の過程で購入された場合は購入者。MACSIが個人消費者によって（イタリアで特別に任命された税務担当者を通じて）購入された場合は販売者

- 第三国から輸入されたMACSIの場合：輸入業者

プラスチック製品の生産に使用される技術の向上のために、プラスチック事業を行う会社に対して、2020年1月1日から12月31日までの間に発生した費用の10%に相当する税額控除が適用される。最大税額控除額は2万ユーロとなる。

## 10.16 砂糖税

2020年予算法において、2009年と2022年の関税見出しに分類される砂糖飲料の消費に対する新しい税が導入された。

すぐに飲める製品には100リットルあたり10ユーロ、薄めて使用する製品には1キログラムあたり0.25ユーロが課税される。

砂糖税は他のEU諸国で消費するために国内メーカーから直接供給された、または、輸出された砂糖飲料には適用されません。

<sup>44</sup> Through Commission Implementing Regulation (EU) 2018/886

<sup>45</sup> Commission Implementing Regulation (EU) 2019/1590

<sup>46</sup> 2018年5月16日付Commission Delegated Regulation (EU) 2018/1063

<sup>47</sup> Italian Customs Authority Circular 8/16



# 11. 税務紛争の解決

## 11.1 税務当局との協議を可能にする公式手順

### 11.1.1 通常のタックス・ルーリング

イタリアには、5種類のタックス・ルーリング（照会／裁定）がある。

- '*Interpello ordinario*': 未決の案件における不明確な税規則の解釈
- '*Interpello qualificatorio*': 税法による定義と明確に合致しない未決取引の法的定義
- '*Interpello probatorio*': 納税者が特定の税制優遇措置または課税制度に適格であることの確認（CFCのセーフハーバーに関する要件が適用されること<sup>48</sup>を証明するために要請することができるアドバンス・ルーリングなど）
- '*Interpello antiabuso*': 新たな法の濫用ルールが1つ以上の取引に適用されるかどうかを理解するためのもの<sup>49</sup>
- '*Interpello disapplicativo*': 事前に申告しておくべきもので、たとえば、合併または会社分割に関与する企業の繰越欠損金を制限し、配当の付替え（dividend washing）を防止するための対策など、特定の租税回避防止規定の適用除外を認めるためのもの

これらの5つのルーリングの分類は、申請時期、申請の適格性、調査手続きおよび不承認事由などの側面を取り扱う同じ規則により規定されている。例えば、ルーリングの申請は、税務申告書の提出期限または申請で照会されるその他の納税義務の履行期限前に提出されなければならない。ただし、歳入庁は、この提出期限後に対応する可能性がある。*'Interpello ordinario'*および*'Interpello qualificatorio'*の場合のみ、イタリア歳入庁は、90日以内に回答しなければならない。その他の分類のルーリングでは、イタリア歳入庁は120日以内に回答しなければならない。すべての場合において、歳入庁が追加書類を必要とする場合、回答期間を、1度に限り、60日間延期することができる。

歳入庁がこの期間内に回答しない場合、納税者が提案した解決法は歳入庁に受け入れられたものとみなされる。

### 11.1.2 大規模投資に関するルーリング

イタリアに最低2,000万ユーロを投資して新たな雇用を創出しようとする企業が利用できる特別形式のタックス・ルーリングがある。このルーリングの目的は、この投資計画によって発生する所得および広範囲に及ぶ税務上の影響についての明瞭性を高めることであ

る。ルーリングの申請と併せて、投資家は、居住者であるかどうかにかかわらず、投資の規模、実施時期と方法ならびに雇用する予定の従業員数を示す事業計画を提出しなければならない。投資家は、例えば、法の濫用またはその他の租税回避防止規定が適用される可能性があるかどうか、グループ再編による税務上の影響および特定の資産が継続企業を構成するかどうかなどを含む、さまざまな問題についてタックス・ルーリングを申請することもできる。歳入庁は、投資家に対して120日以内に書面により回答しなければならない。書面による期限内の回答がない場合には、納税者が提案した解決法は受け入れられたものとみなされる。この回答は、事実や状況が変わらない限り拘束力がある。

### 11.1.3 協力的コンプライアンス・プログラムの下での迅速なルーリング

効果的な税務に関する統制の枠組み（すなわち、組織内の役割と責任を明確に定義することが可能な内部体制に加えて、税務リスクのマッピング、測定、予防および管理のための十分なシステムを備えた統制の枠組み）を有する多国籍企業が、以下の条件のいずれかを満たす場合には、イタリアの協力的コンプライアンス・プログラムを選択することができる。

- 売上高（または所得）が100億ユーロを超える。
- 売上高に関係なく、大規模投資に関するルーリングを取得している。
- 未報告の恒久的施設があることを歳入庁に開示しており、その点に関して歳入庁と解決済みである。

納税者は、電子申請書を提出することでこのプログラムを選択することができる。歳入庁の確認後、申請から120日以内に通知を受ければ、申請書を提出した事業年度からこのプログラムを利用することができる。

イタリアの協力的コンプライアンス・プログラムによって提供される利点の1つは、歳入庁が45日以内（通常のルーリングの場合の90日から120日以内ではなく）に回答をしなければならない通常より迅速なアドバンス・ルーリングの申請を可能とする点である。その他にも、以下に挙げるようなさまざまな利点がある。

- 税務訴訟を回避する観点から、歳入庁と納税者との間で継続的な情報交換が可能となる。
- 納税者は、申告期限までに、イタリア歳入庁と潜在的な税務リスクの可能性について評価することができる。
- 行政上の附帯税が50%減額され、その徴収は最終的な査定結果が出るまで保留となる。

<sup>48</sup> 「5.3.2 特定の租税回避防止規定」内「被支配外国企業（CFC）ルール」の項を参照のこと。

<sup>49</sup> 「5.3.1 一般的な租税回避防止規定」の項を参照のこと。

- 納税者が税法上の犯罪で告発された場合、イタリア歳入庁はこの納税者が協力的コンプライアンス・プログラムを遵守してきたことを検察官に通知する。

### 11.1.4 国際的なルーリング

国際的なルーリングは、国際的に事業を行っている企業を対象としている。以下の種類の企業は国際的なルーリングを申請することができる。

- 移転価格に関する要件を満たす居住者企業
- 非居住者企業により所有されているまたは非居住者企業を所有する居住者企業
- 利子、配当またはロイヤルティを非居住者に支払っている、または非居住者からこれらが支払われている居住者企業
- 恒久的施設を通じて、イタリアで事業を行う非居住者企業

国際的なルーリングを通じて、以下が可能となる。

- 独立企業間取引の価格を計算する際に使用される移転価格の算出方法を事前に定義する。
- 以下に関して、租税条約を含むルールをどのように適用するのかを明確にする。
  - 配当、利子、ロイヤルティまたはその他の所得の非居住者に対する支払い（または非居住者からの受取り）
  - 恒久的施設に対する損益の配分
- イタリアの税法および租税条約に基づいて、多国籍企業がイタリアで実施する予定の事業活動がイタリアの恒久的施設に該当するかどうかを明確にする。
- イタリアと他のEU加盟国間の居住地の移転の際の資産および負債の課税標準に関する問い合わせに回答する<sup>50</sup>。

申請は、ミラノまたはローマのいずれかの歳入庁に、申請者の税務上の所在地に応じて提出しなければならない。申請者が国際的なルーリングを受ける資格があることを証明する書面による証拠書類のすべてを同時に提出しなければならない。

申請書を提出する前に、納税者は手続きについてさらなる情報を得るために、歳入庁との面談を申請（匿名でもよい）することができる。

ルーリングのプロセスは、申請書の提出から180日以内に完了しなければならないが、実務上、特に移転価格関連のルーリングの場合には、ダブルチェックと併せて、通常納税者と歳入庁との間で複数回にわたる面談が必要となるため、180日を大幅に超える日数を要する。

歳入庁は、必要な情報を収集することができるように、企業や恒久的施設が事業を行っている現場に赴くことがある。歳入庁はまた、外国の税務当局に協力を要請することもあり、その場合、歳入庁が必要な情報を外国当局から得られるまで、180日の期限を延長することができる。

このプロセスを完了するために、納税者および歳入庁は合意書に署名しなければならない。これは5年間拘束力を持ち、歳入庁が合意書で規制されている事項に対して税務査定を行うことはできない。両者が合意に至らなかった場合には、報告書が発行される。

合意書に署名すると、納税者は、合意内容の遵守状況を歳入庁が検証できるように、定期的にまたは歳入庁の要請に応じて、書類および情報を提出しなければならない。

合意内容の一部またはすべての違反があった場合には、合意は取消しとなる。合意はまた、事実または法律に重大な変更があった場合にも取消しとなる。したがって、企業は、歳入庁に対して新たな状況が生じればその通知を行い、企業の記録に歳入庁が自由にアクセスできるようにしなければならない。

合意が失効する前に、納税者は合意の更新を申請することができる。更新（または変更）には、調査や歳入庁と納税者間での追加の協議を伴う場合がある。

移転価格税制にかかるルーリングについては、申請者は、独立企業間取引の価格を計算する際に使用する予定の基準および方法、ならびにそれらが適切であると判断する根拠を説明しなければならない。また、関連する書類も作成しなければならない。このルーリングが他の事項に関連する場合には、申請者は、法的に利用可能な解決策のうちのどれを提案しているか、なぜその解決策が法令に準拠していると判断するのかについて説明しなければならない。

### 11.1.5 事前確認制度（APA）

二国間および多国間のAPAは、特定の法律によって規定されていない場合であっても利用可能であり、5年間拘束力がある。これに対して、移転価格問題に関する国際的なルーリング（上記参照）は一方向的なAPAの形態である。

<sup>50</sup> 「5.3.2 特定の租税回避防止規定」内「イタリアに税務上の居住地を移すこと：資産および負債の課税標準」の項を参照のこと。

## 11.2 税務調査

### 11.2.1 除斥期間

通常の規定のもとでは、法人所得税（CIT）と付加価値税（VAT）について、その事業年度の確定申告書の提出期限から4年を経過した日の属する年の12月31日が課税の期限となっている。一方で、2016年度以後の事業年度にかかる査定については、その事業年度の確定申告書の提出期限から5年を経過した日の属する年の12月31日が期限となる（例：事業年度が暦年である納税者の場合、2015年度については、2016年に申告書を提出し、それから4年を経過した2020年の12月31日が期限となる一方で、2016年度については、2017年に確定申告書を提出し、それから5年を経過した2022年の12月31日が期限となる）。確定申告書が提出されなかった場合は、税務当局における査定の期限は、2015年度までは1年間、2016年度以降については2年間延長される。

2015年度までの査定については、税務調査官が刑法違反の可能性のある違法行為を検出し、上記の通常の除斥期間が切れる前に検察官に通知する場合は、査定の目的における除斥期間は2倍に延長される（例：2015年度については、2024年12月31日が査定の期限となる）。2016年度以後の事業年度の査定からこの延長は適用されず、税務調査官が刑法違反の可能性のある違法行為を検出したとしても、2016年度の査定の期限は2022年12月31日のままとする。

登録税ならびに同等の規定が適用されるその他の間接税（不動産抵当・登記税など）について、税務当局は、証書（たとえば、契約書など）が提出された日から2年または3年以内に（申し立てられた違反の種類に基づいて）追徴税額を査定することができる。間接税が適用される証書が提出されなかった場合、税務当局は証書が登録されるべき日から5年以内に税額を査定することができる。

### 11.2.2 税務調査後の行動

税務調査は通常、税務調査官が税務調査報告書（予備査定通知、PVC）を発行することで終了する。税務調査報告書（予備査定通知）自体によって、ただちに納税義務が発生するわけではなく、査定の期限が切れる前までに税務当局によって発行される公式（最終）査定通知に基づき、追徴税額および附帯税（加算税、延滞税など）が課されることになる。税務当局は、税務調査報告書（予備査定通知）を発行した日から60日を経過する日までは、最終査定通知を発行することはできない。これは、納税者が税務調査に対する見解ならびにコメントを提出することを可能にするためであり、税務当局は最終査定通知を作成する際にそれらを考慮する必要がある。なお、納税者にはこの

60日ルールは適用されず、最終査定通知が発行される前に見解ならびにコメントを提出することができる。

税務調査が終了した後、納税者は、以下の手続きのうちの1つに基づき、税務当局との和解または示談を求め、最終査定通知を受領後に訴訟手続きを開始することができる（なお、以下の手続きは網羅的ではなく、最も一般的に適用される手続きを表しているにすぎない）。

#### 公判前の和解

最終査定通知を受領する前後に、納税者は、税務当局に対して交渉を要請し、和解に至る余地があるかどうかについて確認することができる。これは、交渉による公判前の和解手続きとして知られている。なお、この手続きには決して拘束力はない（すなわち、当事者が和解に達することを義務づけるものではない）。

この手続きを通じて合意に達した場合、指摘事項に対して通常適用される罰金は、和解に基づき合意された更正額の3分の1に減額される。

なお、最終査定通知が発行された後にこの手続きを要請する場合には、納税者が訴訟を起こすことができる期間（通常、最終査定通知の発行を受けた日から60日以内）は90日間延長される（合計150日となる）。ただし、最終査定通知が発行される前にこの手続きを要請する場合、仮にそれが合意に達しなかったとしても、最終査定通知が発行された後に同様の手続きを求めことはできず、また、上記の90日の延長も認められない。

#### 調停

納税者は、合計50,000ユーロまでの増額更正を伴うすべての査定通知に対して、事前調停手続きを開始しなければならない。調停は強制されるものであり、調停手続きが開始されない場合には、提訴することはできない。調停手続きが失敗した場合には、納税者は訴訟を開始することができる。調停中に税務当局と合意に達した場合には、罰金は合意された更正額の35%まで減額される。

#### 提訴

納税者が交渉による公判前の和解手続きのもと許容できる合意に達することができず、税務当局が最終査定通知を発行した場合、その後の納税者の行動としては、通常、地方租税裁判所に提訴することになる。

イタリアの租税裁判所には、地方租税裁判所、地域（広域）租税裁判所、最高租税裁判所の3つのレベルがある。租税裁判所の決定は暫定的に執行されるため、第1審または第2審の判決で勝訴した当事者に対して暫定的な支払が必要となる。

訴訟は、最終査定通知が発行された日から60日以内に提起しなければならない。交渉による公判前の和解手続きが書面で要請された場合（かつ、最終査定通知の発行前に要請されてい

い場合)、地方租税裁判所に訴状を提出するに際してはさらに90日間の猶予が認められる(前述のとおり)。

訴訟は、税務当局による徴税自体を差し止めるものではなく、最終査定通知が法的強制力を有する180日後には、税務当局は仮徴収を開始することができる。いずれの場合にも、納税者は、特定の条件を満たす場合には、地方租税裁判所に対して徴収を差し止めるよう申請書を提出することができる。

納税者が訴訟手続きを断念し、60日以内に指摘された金額を支払うことによって最終査定通知を受け入れる場合、罰金は請求された金額の3分の1に減額される。

### 裁判上の和解(提訴後の合意)

訴状が提出された後であっても、納税者(または税務当局)は依然として、部分的または全体的な裁判上の和解手続きの開始を申請することができる。

地方租税裁判所の公判前に和解に達した場合には、罰金は合意された更正額の40%に減額される。最近の法改正に基づき、地方租税裁判所の公判後に合意に達した場合には、罰金は50%に減額される。

### 自発的修正(ravvedimento operoso)

税務調査の終了から最終査定通知が発行されるまでの間に、納税者は税務当局の指摘に応じた追徴税額を支払うことによって、税務調査報告書(予備査定通知)で特定された誤りを訂正することができる。この場合、罰金は最低金額の5分の1に減額される。税務調査が終了する前にこの手続きの申請が提出されている場合には、罰金は6分の1に減額される。

## 11.2.3 紛争解決のための国際的な代替手段

近年、移転価格に重点を置いた税務調査が多数実施されている。多国籍企業グループでは、移転価格にかかる更正により二重課税の問題が生じる可能性がある。二重課税を排除する手段としては、以下の2つの方法がある。1つが、欧州仲裁協定に基づいて提出される相互協議(MAP)で、通常、欧州の2つ以上の管轄区域に影響を及ぼす場合に有効な方法であり、もう1つが、適用可能な租税条約に基づいて提出される同様の手続き(個人および欧州以外の管轄区域において利用可能)である。

仲裁協定に基づき開始される手続きによって、確実に二重課税を排除することができる。当事国と相手国の税務当局において合意に達することができない場合には、第2フェーズの仲裁段階が始まり、その期間中に最終的な更正に関する決定が必ず行われる。これは、仲裁条項を含むわずかな協定を除き、当事国と相手国の税務当局において合意に達することが単なる努力義務とされている租税条約とは異なるものである。

仲裁協定に基づくMAPと国内における税務訴訟手続きがどのように相互に作用するのか、または対立するのかを検討することは重要な意味を持つ。実際、イタリア税務当局は、地方租税裁判所が判決を下した場合には、MAPが納税者にとってより有利な結果であったとしても、税務当局がMAPの結果を遵守義務はないという見解を示している。したがって、納税者は、仲裁協定手続きが終了する前に、裁判所に提出した訴状を取り下げることが望ましい。

同様に、税務調査の後に、イタリア国内において交渉による公判前の和解手続きが合意に達した場合には、イタリア税務当局は国際的な紛争解決手段としてのいかなる相互協議手続きにも応じない可能性が高いものと考えられる。

副次的な問題として、イタリア政府がイタリアで理事会指令(EU)2017/1852を実施するように委任されていることがあげられる。この指令は、EU加盟国間の紛争が租税条約の解釈と適用から生じた場合に、それらを解決するための仕組みが規定されている。



## 12.イタリアへの投資方法

### 12.1 取引形態

#### 12.1.1 株式譲渡

株式譲渡（対象会社の株式取得）において、イタリアに居住する売り手において実現した株式譲渡益（株式の譲渡価格と譲渡株式の税務簿価との差額）は、資本参加免税制度の適用がある場合に、課税の一部が免除される。

一方、買い手は、株式取得価額について、対象会社の基礎となる純帳簿価額を超えて税務上の簿価を認識することはできない。つまり、対象会社の資産および負債の税務簿価は、株式取得の前後で変化しない。ただし、一定の条件において、買い手は、取得した株式の基礎価格に含まれる（かつ連結財務諸表に計上された）無形固定資産について、16%の代替税を支払うことにより、その税務上の簿価を時価へ洗い替えることが可能である。この規則は非居住者企業による株式取得にも拡大されている。

2020年予算法により、非居住者である事業体（イタリアに恒久的施設を有しない）が2020年1月1日時点で保有するイタリアの非上場企業の株式の税務上の簿価について評価替えが可能となる期限が延長された。この評価替えには、2020年6月30日までに評価された原価に対する11%の代替税が課される。代替税は、以下のとおり、2020年6月30日までに、または3回にわたって均等に分割して支払わなければならない。

2019年1月1日以降に実現した譲渡益に対して26%の代替税が課せられるため、この評価替え制度は、イタリアの非上場企業の株式を譲渡する非居住者（イタリアに恒久的施設を有しない）で、租税条約の適用を受けられない者にとって有利となる。売り手に租税条約が適用される場合を除き、上述の譲渡益課税が適用される。株式譲渡は付加価値税（VAT）の対象とならないが、一般的に一律200ユーロの登録税が課税される。

株式会社（S.p.A.）または株式合資会社（S.a.p.a.）の形態でイタリアに設立された会社の株式の譲渡には、取引価額に対して標準税率0.2%の金融取引税（Tobin tax）が課税される。規制市場および多国間取引システムで行われる譲渡に対しては、税率が0.1%に引き下げられる。なお、有限会社（S.r.l.）として設立された会社の持分譲渡に対しては、金融取引税は適用されない。

一般的に、取引価額とは、購入価格、同一の金融商品を含み同一当事者が同日に締結した取引の正味残高、契約価額もしくは、それらが無い場合には、連結法人所得税の規則に従って決定した公正市場価格を意味する。

金融取引税については、関連当事者間における株式譲渡または

理事会指令2008/7/EC第4条に定義されている事業再編にかかる株式譲渡などの一定の免除規程がある。

#### 12.1.2 資産譲渡

資産譲渡により、買い手は実際に必要な事業のみを取得し、不要な資産および負債を取得しないことができる。そのため、対象会社が重大な税務上の偶発債務を負っている場合には、関連するリスクを軽減するために、資産譲渡を活用することができる。それでも、事業の買い手（継続企業として認められる）は、取得事業年度（取得日まで）およびその直近2年間に発生したすべての納税義務および罰金について、売り手と連帯して責任を負う。

ただし、買い手の債務は (i) 取得した事業の価値、または(ii) 取引が行われた年または過去2年に犯した違反に対する売り手の租税債務もしくは税務当局によって既に査定されたまたは以前に犯したもののその時点で査定中の違反に対する売り手の租税債務、のいずれか低い方が限度となる。

連帯債務の対象となる租税債務の範囲を証明する納税証明書をイタリアの税務当局から取得することは可能である。この場合、買い手の債務はその証明書に記載された金額に限定される。申請から40日以内に証明書が発行されない場合、または租税債務が記載されていない場合、買い手はその取得事業にかかる課税リスクから免除される。なお、その取引に不正行為がある場合、租税債務の制限は適用されない。刑事罰が科される税務違反から6か月以内に取引が実行された場合は、脱税行為があったものとみなされる。

資産譲渡において、取得事業の税務簿価は購入価額である。売り手は、事業の譲渡価格と譲渡事業の税務簿価との差額を事業譲渡益として認識する。譲渡益に課される税率24%のIRESについては、売り手がその事業を3年以上保有している場合、5年にわたって分割納税することが可能である。

基本的に、資産譲渡において、売り手は計上した譲渡益全額に対して税金を支払い、買い手は支払った購入価額を税務上の簿価として認識する。のれんは税務上最短18年で償却される（年率5.56%で償却）。

事業譲渡はVATの課税対象外であるが、譲渡資産に応じて異なる税率で登録税が課税される（のれんは3%、売掛債権は0.5%、不動産は9%）。登録税は当事者間で分割負担することとされているが、売買契約の特定条項に基づき、買い手が支払うケースが多い。

譲渡された事業の公正な市場価値については、登録税務局（Registration Tax Office）による評価を必要とする。したがって、独立した立場の専門家から事前に鑑定書を得て、その鑑定書を税務当局による査定における証憑書類として使用することが望ましい。

資産譲渡の一般的な手法は、新会社の株式と引き換えに、対象となる事業を新会社へ分割し、その後新会社の株式を買い手に売却するという方法である。その取引において、

- 新会社への事業移転について課税関係は生じない（つまり、その移転により会計上認識した譲渡益は課税対象外であり、新会社は受け入れた資産について税務上の簿価から時価への洗替えは行わない）。
- 新会社に移転された事業の税務上の簿価および経過期間は、新会社の株式に引き継がれる。
- その後の株式売却は資本参加免税の対象となるため、譲渡益は1.2%の実効税率（譲渡益の5%に対して24%のIRES）で課税される。

買い手の観点から、新会社は、以下の税率の代替税を支払うことにより、事業の税務上の簿価を再調整（洗替え）を選択できる（通常の税制の代わりとして）。

- 500万ユーロまでの洗替金額に対して12%
- 500万ユーロから1,000万ユーロまでの金額に対して14%
- 1,000万ユーロ超の金額に対して16%

洗替えされた資産は、通常の償却（減価償却）規定の対象となる。代替税は、3年間にわたって分割により支払われる。

代替税制度を選択することにより、以下の項目に対して16%の代替税が適用される可能性がある。

- のれん
- ブランドまたは商標
- その他の無形資産（耐用年数が不確かなもの）
- 支配株式持分（特定の要件を満たす場合）

代替税制度では、加速償却が認められる。加速償却により、のれんおよびブランドの取得価額は、損金経理の有無にかかわらず、税務上は18年ではなく5年で償却することが可能である。増額された税務上の簿価は、取引後2事業年度目から損金算入される。

事業譲渡はVATの対象とならないが、一律200ユーロの登録税が課される。

継続事業を出資した後に株式または持分を売却する場合は、税務当局によって資産の譲渡として取り扱われていた（Tax Act 第20条）。この場合、株式または持分の売却に対して一律200

ユーロではなく、3%から9%の範囲で登録税が課せられていた。2018年予算法では、税務署は取引の直後に実行される他の取引を考慮せずに、各取引に対して個別に登録税を課すべきであること、また、二段階取引については一般的租税回避防止規定以外によっては指摘できないことが明確にされた。2019年予算法は、2018年予算法で明確にされた内容は遡及的であるため、2018年1月1日より前に実行および登録された取引にも適用されることを明らかにしている<sup>51</sup>。

企業結合を促進するための減税が導入されている。これにより、合併、分割、事業譲渡による特定の項目（のれん、有形、無形資産）の税務上の簿価の再調整については、最初の500万ユーロは課税されない。当該減税措置は、2019年5月1日から2022年12月31日までに締結された取引が対象となる。

### 12.1.3 合併

2社以上の合併は課税対象外であり、譲渡損益の実現または分配は生じない。課税対象外であるということには、以下のような意味が含まれている。

- 被合併法人のすべての資産および負債は、課税対象外として、時価への洗替えを行わず、税務上の簿価で合併法人に引き継がれる。
- 合併で生じた差額（合併差益または合併差損）は、税務上生じなかったもの、すなわち課税対象外または控除不可として取り扱われる。
- 被合併法人のすべての権利および義務（納税義務を含む）は、合併の効力発生日に、合併法人が承継する。

被合併法人の繰延税金資産・負債は、貸借対照表上に再計上しない限り、合併法人の課税所得に含まれる。ただし、分配時にのみ課税されるものは、以下の場合に限り課税対象となる。

- 合併差益による剰余金が分配される場合、または
- 被合併法人の資本金の合計額を上回る資本金の増加額が株主に払い戻される場合

合併は一般的に課税対象外であるが、過大な合併費用は代替税制度のもとで損金算入される。

被合併法人が有していた繰越欠損金および過大支払利子税制の適用により繰り越された控除未済超過利子額については、以下のようなテストの対象となる。

- **企業活力テスト**：引継対象の繰越欠損金を有する法人の損益計算書で、合併決議日の直前の事業年度において、過去2事業年度の平均額の40%を上回る収益および人件

<sup>51</sup> 2019年9月23日に提出された決定23459号で、最高裁判所は登録税法第20条の正当性について憲法裁判所に確認している。最高裁判所は現在、「形式よりも実質」という基本原則に違反するという理由で、第20条の現在の解釈に異議を申し立てている。

費を計上している。

- **純資産テスト**：繰越欠損金は、合併直前の法人の法定純資産を上回ってはならない（合併直前2年以内に受けた出資は認められない）。

繰越欠損金については、上記の制限は、連結納税グループに属する法人間の合併の場合には適用されない。

企業活力テストおよび純資産テストの要件を満たせば、余剰ACE（みなし利息控除額）を繰越すことが可能である。ただし、2019年予算法により、2019年1月1日以降はACE制度が廃止されるため、この規則は2018年12月31日までに発生した余剰ACEのみに適用される。

合併の税効果は、合併が行われた事業年度の期首に遡って効力を発生させることができる。この場合、期中に発生した繰越欠損金、繰越利子に対しても、企業活力テストおよび純資産テストを適用しなければならない。

合併はVATの対象とならない。一般的に、合併1件につき一律200ユーロの登録税が課される。

合併は、租税回避防止を目的として、調査対象となる可能性がある。

#### 12.1.4 会社分割

原則として、会社分割は課税対象外である。分割法人は、分割承継法人に移転する資産および負債を自由に選択できる。

課税対象外であるということには、以下のような意味が含まれている。

- 分割で生じた差額（分割差益または分割差損）は、税務上生じなかったもの、すなわち課税対象外または控除不可として取り扱われる。したがって、分割法人および分割承継法人は、移転資産について実現した譲渡益に対して法人所得税の対象とはならない。
- 会社分割の効力発生日以降、特定の課税項目（過年度に計上した譲渡益の課税繰延、繰越欠損金等）は、移転純資産の割合に応じて、分割法人から分割承継法人に移転する。ただし、特定の優遇措置および義務（加速償却にかかる規定等）は、特定の法人に移転される特定の資産または負債に付随する場合、その法人に帰属する。

分割承継法人は、分割法人の純資産に含まれる繰延税金準備金が課税対象外となるように、分割による純資産の増加割合に応じて、分割後にその法定準備金を積立てなければならない。

分割法人の繰越欠損金は、合併同様、企業活力テストおよび純資産テストを実施することを条件に、移転された純資産の割合に応じて分割承継法人に引き継がれる。

企業活力テストおよび純資産テストの要件を満たせば、余剰ACEおよび繰越利子を繰越すことが可能である。

会社分割は一般に課税対象外であるものの、一定の条件のもとでは、分割により移転された資産の時価への洗替えを行うことができる。

会社分割はVATの対象とならない。一律200ユーロの登録税が課される。

特に不動産を移転する場合、イタリア税務当局は、会社分割後の分割承継法人株式の売却（独立した2つの取引であれば、通常は各々一律200ユーロの登録税が課される）を継続事業の売却とみなし、比例税率による追加的な登録税を課していた。2018年予算法では、税務署は取引の直後に実行される他の取引を考慮せずに、各取引に対して個別に登録税を課すべきであること、また、二段階取引については一般的租税回避防止規定以外によっては指摘できないことが明確にされた。2019年予算法は、2018年予算法で明確にされた内容は遡及的であるため、2018年1月1日より前に実行および登録された取引にも適用されることを明らかにしている<sup>52</sup>。

## 12.2 イタリアでの上場 - 概要

イタリアで登記している企業は、イタリア証券取引所が管理する市場のうち1つに株式を上場することが可能である。外国企業は、未上場の場合はプライマリー上場で、所在国または他国の証券取引所に上場している場合はデュアル上場またはセカンダリー上場によって、イタリア証券取引所が管理する市場にアクセスすることが可能である。後者の場合、外国企業には特定の規制が適用される。金融市場にかかるEU指令および金融商品の公的取引に対する参加はイタリア議会によって承認されており、イタリアにおいて完全に適用されている。例えば、第2次金融商品市場指令（MiFID II）は2018年1月3日に発効した。

イタリアでの株式の上場のために利用可能な主な市場は以下のとおりである。

- **Mercato Telematico Azionario - MTA**：中規模および大規模企業が成長戦略に対する資金調達を行うためのイタリア証券取引所の主要な市場である。MTAは、市場のブロの投資家や個人投資家の要望に沿った厳しい要件が課された規制市場である。MTA市場の中でもSTARセグメントは、流動性、情報の透明性、コーポレートガバナンスの特別

<sup>52</sup> 前注記参照

な基準を自主的に遵守する時価総額中位企業向けのセグメントである。

MTAは主に、機関投資家やプロの投資家だけでなく個人投資家から国内外で資金調達を行う企業をサポートし、常に流動性の高いパフォーマンスを維持している。企業は形式要件と実質要件の両方に基づきMTA市場への上場が認められる。

形式要件として、最低4,000万ユーロの時価総額を有し、浮動株比率が25%以上であることが求められる（STARセグメントの企業の場合は35%）。実質要件には、健全かつ明確な戦略、競争優位性、バランスのとれた財務構造、経営の自主性および投資家に対して価値を生み出す能力の改善に役立つすべての要素が含まれる。

MTAに上場しているすべての企業は、「ルールに従え、従わないのであればその理由を説明せよ」の原則に基づいて、コーポレートガバナンス・コード（*Codice di Autodisciplina*）を採用することが推奨される。STARセグメントの企業は特定のガバナンス要件に従わなくてはならない。MTAおよびMIV（Market for Investment Vehicles）に上場している企業は、FTSEイタリア株価指数で代表される。企業を最も適切に表す指数が含まれていることを確認するために、四半期ごとに見直しが行われる。

MTA上場企業は、企業の特徴に応じた指数の構成銘柄となる。例えば、企業の規模および流動性における上位40社は、FTSE MIB指数に含まれる。STARセグメントの企業はMTA指数に含まれるだけでなく、独自の特定の指数を有する。

MTA市場には時価総額10億ユーロ未満の中規模企業向けのSTARセグメントがあり、以下の厳しい要件を自発的に遵守している。

- 高い透明性および高い開示性
- 高い流動性（最低浮動株比率35%）
- 国際的な基準に沿ったコーポレートガバナンス要件

- **AIMイタリア**：これは高成長の可能性のあるイタリアの中小企業向けのイタリア証券取引所の市場である。この市場は2012年3月1日、中小企業向け市場を合理化し、イタリアのダイナミックで競争力のある中小企業向け単一市場を提案するために、AIMイタリアとMAC（*Mercato Alternativo del Capitale*）市場を統合して誕生した。英国のAIM市場

の15年以上にわたる経験から得たノウハウを活用し、イタリアの企業家的システムの特定のニーズに応える市場となっている。小規模企業や専門投資家のニーズに合った効率的な規制システムにより、投資家を保護しながら、上場手続きを迅速かつ柔軟にできるように設計されている。上場承認を得るために、目論見書を発行する必要はなく、その後四半期ごとの経営報告書の発行も不要である。AIMイタリアへの上場を申請する企業は、イタリア証券取引所の承認登録者の中から指定アドバイザーを指名しなければならない。指定アドバイザーは、承認プロセス期間のAIMイタリアの規則における責任および上場後の株式上場企業としての継続義務について企業を指導し、助言する責任がある。

AIMイタリア市場は、企業に対して独自に組み合わせたメリットを提供している。

- 小規模企業は主要市場と比較して迅速かつ低コストで市場にアクセスできるようにし、投資家の透明性および流動性を保証する
- 国際的な認知度：AIMイタリア市場が非常にグローバルな市場へのアクセスを提供することにより、企業は国際的な認知度が高まるというメリットを得られ、英国AIMとイタリア証券取引所の信頼性を享受できる
- 上場承認手続き期間の短縮：AIMイタリア市場は、中小企業の構造に合わせて簡素化した上場手続きおよび上場後の手続きの両方を提供できるように設計されている
- 承認プロセス段階および上場後に企業を支援し、重要な役割を果たす指定アドバイザー
- プライマリー市場よりも容易に承認が得られる要件：AIMイタリア市場は時価総額および浮動株（最低浮動株比率10%）に関して、主要市場よりも低い承認基準が設定されており、特定のコーポレートガバナンス要件および具体的な経済、財務要件も存在しない

- **イタリア証券取引所株式MTF**：MTAインターナショナルのセグメントの代わりに、EU加盟国またはその他のOECD加盟国の規制市場で既に取引されているイタリア以外の発行体の株式の取引に特化しているグローバル株式市場（GEM）が含まれる。

以下の表に、MTAおよびAIMイタリアの主な上場認可要件および継続要件を記載している。

	MTA	AIMイタリア
<b>上場要件</b>		
浮動株比率	25%	10%
監査済み財務諸表	3年分	1年分(存在する場合)
会計基準	国際基準	イタリア基準または国際基準/米国基準
投資家	機関投資家/個人投資家	機関投資家
その他書類	目論見書/経営情報システム/事業計画/株式持分マネジメント管理テスト	承認書類
時価総額	4,000万ユーロ以上	形式要件なし
取締役会(社外取締役)	推奨(コーポレートガバナンス・コード)	形式要件なし
内部監査委員会	推奨(コーポレートガバナンス・コード)	形式要件なし
報酬委員会	推奨(コーポレートガバナンス・コード)	形式要件なし
トップマネジメントに対するインセンティブ	推奨(コーポレートガバナンス・コード)	形式要件なし
インベスター・リレーションズ	推奨	必須ではない
ウェブサイト	必須	必須
主要アドバイザー	スポンサー/グローバル主幹事	指定アドバイザー
<b>主要な継続維持義務</b>		
コーポレートガバナンス	コンプライ・オア・エクスプレイン	任意
スペシャリスト	任意(流動性プロバイダー)	必須(流動性プロバイダー)
開示性	株価に影響を与える情報およびM&A(発行者に対して、TUF <sup>53</sup> およびイタリア証券取引委員会(CONSOB)規則)	株価に影響を与える特別な事業
テークオーバー・コード	—	株式公開買付
関連当事者	手続きおよび報告要件	簡略化した手続きおよび開示義務
四半期データ	第1四半期、第2四半期、第3四半期の報告は四半期終了後45日以内に提出	なし
半期データ	半期終了後60日以内に提出	半期終了後3ヵ月以内に提出
年次報告書	事業年度終了後120日以内に提出	事業年度終了後6ヵ月以内に発行

<sup>53</sup> 財政に係る連結法(政令第58/1998号)

## 用語解説

本冊子内におけるイタリア規則等の英語／日本語訳は、KPMGによる非公式の翻訳である。

Term	Definition
2016 Stability Law 2016年安定法	Law no. 208/2015
2017 Budget Law 2017年予算法	Law no. 232/2016
2018 Budget Law 2018年予算法	Law no. 205/2017
2019 Budget Law 2019年予算法	Law no. 145/2018
ACE	Allowance for Corporate Equity
AEO	Authorised Economic Operator
AES	Automated Export System
<i>Anagrafe</i>	The Office of Records of the Resident Population in Italy
APA	Advance Pricing Agreement
B2B	Business-to-Business
B2C	Business-to-Consumer
BEPS	Base Erosion and Profit Shifting
BOI	Binding Origin Information
<i>Borsa Italiana</i>	Borsa Italiana S.p.A. – Italy's main stock exchange.
BTI	Binding Tariff Information
CbC	Country-by-country
CCC	Community Customs Code
CDS	Customs Decision System
CFC	Controlled Foreign Company
CIT	Corporate Income Tax (in Italy this is IRES).
CONSOB	<i>Commissione Nazionale per le Società e la Borsa</i> – National Commission for Companies and the Stock Exchange
CUP	Comparable Uncontrolled Price
EBITDA	Earnings before interest, taxes, depreciation and amortisation
EC	European Community
ECJ	European Court of Justice
EEA	European Economic Area

EFSI	European Fund for Strategic Investments
EIB	European Investment Bank
EIF	European Investment Fund
ERDF	European Regional Development Fund
ESF	European Social Fund
EU	European Union
GAAP	Generally Applied Accounting Principles
GDP	Gross Domestic Product
GEM	Global Equity Market
GSP	Generalised System of Preferences
IAS	International Accounting Standards
IFRS	International Financial Reporting Standards
IMU	<i>Imposta municipale propria</i> – Municipal Property Tax
INPS	<i>Istituto Nazionale della Previdenziale Sociale</i> National Institute of Social Security
Interest and Royalties Directive 利子およびロイヤルティ指令	Council Directive 2003/49/EC of 3 June 2003
IoT	Internet of Things
IP	Intellectual Property
IRAP	<i>Imposta regionale sulle attività produttive</i> : a regional business tax
IRES	<i>Imposta sul reddito delle società</i> : corporation tax
IRPEF	<i>Imposta sul reddito delle persone fisiche</i> : personal income tax
ISTAT	<i>Istituto Nazionale di Statistica</i> – Italian National Institute of Statistics
ITC	Income Tax Code ( <i>TUIR – Testo Unico Imposte sui Redditi</i> or Presidential Decree no. 917/1896)
IVAFE	<i>Imposta sul valore delle attività finanziarie detenute all'estero</i> – tax on the value of financial assets held abroad.
IVIE	<i>Imposta sul valore degli immobili situati all'estero</i> – tax on the value of real estate held abroad.
Jobs Act 労働市場改革法	Comprised of Law Decree no. 34 of 20 March 2014 and Law no. 183 of 10 December 2014, this aimed to reform the Italian labour market and make it more competitive.
M&A	Mergers and acquisitions
MAP	Mutual agreement procedure
OECD	Organisation for Economic Cooperation and Development

OECD Model Tax Convention OECDモデル租税条約	An agreement between the members of the OECD that lays down guidelines for negotiation of Conventions to avoid double taxation on income.
OECD Transfer Pricing Guidelines OECD移転価格ガイドライン	These provide guidance on the application of the arm's length principle.
OIC	<i>Organismo Italiano di Contabilità</i> – Italian Accounting Body
Parent-Subsidiary Directive 親子会社指令	Council Directive 90/435/EEC of 23 July 1990, amended by Council Directives 2003/123/EC and 2011/96/EU of 30 November 2011 (recast).
Participation Exemption 資本参加免税	The tax exemption for qualifying dividends and capital gains realised on disposals of shares or quotas, equivalent financial instruments and equity shares in partnerships.
Patent Box パテントボックス	A regime under which a certain percentage of income deriving from the licensing or direct use of eligible IP is excluded from the tax base.
PE	Permanent Establishment
PVC	<i>Processo verbale di constatazione</i>
Quota/quotas 持分	An equity interest in an Italian S.r.l. company.
<i>Redditi PF</i> return	The income tax return for individuals
<i>Redditi SC</i> return	The income tax return for corporates
REIF	Real Estate Investment Fund
REX	Registered Exporter
SDI	<i>Sistema di Interscambio</i> (the official electronic exchange/transmission system)
SPV	Special Purpose Vehicle
TFR	<i>Trattamento di Fine Rapporto</i> – end-of-service allowance
TOB	Takeover Bid
UCC	Union Customs Code
VAT	Value Added Tax
VAT Act VAT法	Presidential Decree no. 633/1972
WHT	Withholding tax

## For further information

### Ancona

Via 1° Maggio 150/A  
Tel: +39 071 29 01 140

### Aosta

Regione Borgnalle 10  
Tel: +39 0165 26 71 18

### Bari

Via Abate Gimma 62/A  
Tel: +39 080 52 43 203

### Bergamo

Via Camozzi, 5  
Tel: +39 035 24 02 18

### Bologna

Via Innocenzo Malvasia 6  
Tel: +39 051 439 25 11

### Bolzano

Via della Rena 20  
Tel: +39 0471 32 40 10

### Brescia

Via Cefalonia 70  
Tel: +39 030 24 25 720

### Catania

Via Genova 49  
Tel: +39 095 44 93 97

### Como

Via D. Fontana 1  
Tel: +39 031 26 18 66

### Florence

V.le Machiavelli, 29  
Tel: +39 055 21 33 91

### Genoa

Piazza della Vittoria 15/10 e 11  
Tel: +39 010 56 49 92

### Lecce

Via Imbriani 36  
Tel: +39 0832 31 79 30

### Milan

Via Vittor Pisani 25/27/31  
Tel: +39 02 67 631

### Naples

Via Francesco Caracciolo 17  
Tel: +39 081 66 07 85

### Novara

Via Cairoli, 4  
Tel: +39 0321 61 35 71

### Padua

Piazza Salvemini 20  
Tel: +39 049 82 49 101

### Palermo

Piazza Castelnuovo 50  
Tel: +39 091 61 11 445

### Parma

Viale Mentana 148  
Tel: +39 0521 23 62 11

### Perugia

Via Campo di Marte, 19  
Tel: +39 075 57 22 224

### Pescara

Piazza Duca d'Aosta 31  
Tel: +39 085 42 19 989

### Rome

Via Ettore Petrolini 2  
Tel: +39 06 80 96 11

### Turin

Corso Vittorio Emanuele II 48  
Tel: +39 011 83 95 144

### Treviso

Via R. Zalivani 2  
Tel: +39 0422 57 67 11

### Trieste

Via Pierluigi da Palestrina, 12  
Tel: +39 040 34 80 285

### Varese

Corso Matteotti, 1  
Tel: +39 0332 28 23 56

### Verona

Via Leone Pancaldo 70  
Tel: +39 045 81 15 1 11

[home.kpmg/it](https://home.kpmg/it)



Part of the information contained in this book comes from publicly available sources and KPMG in Italy does not in any way guarantee the accuracy, completeness and correctness of the information contained herein. This book is neither a sales offer nor a solicitation for purchases of any type. Similarly, it does not intend to provide any suggestions or recommendations in terms of operational decision making or investment. KPMG in Italy will not accept any responsibility for loss or damage deriving from the improper use of this book or the information contained herein.

© 2020 KPMG S.p.A., KPMG Advisory S.p.A., KPMG Fides Servizi di Amministrazione S.p.A., KPMG Audit S.p.A., Italian limited liability share capital companies, and Studio Associato - Consulenza legale e tributaria, an Italian professional partnership, are member firms of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. 19-1057

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

Publication date: June 2020